

令和3年第1回定例会

# 東吾妻町議会会議録

令和3年3月 4日 開会

令和3年3月17日 閉会

東吾妻町議会

## 令和3年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○表彰状伝達	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○諮問第1号の上程、説明、採決	8
○議案第16号～議案第18号の一括上程、説明、議案調査	9
○議案第19号の上程、説明、議案調査	11
○議案第20号の上程、説明、議案調査	12
○議案第21号の上程、説明、議案調査	13
○議案第22号の上程、説明、議案調査	14
○議案第23号の上程、説明、議案調査	15
○議案第24号の上程、説明、議案調査	16
○議案第25号の上程、説明、議案調査	18
○議案第26号の上程、説明、議案調査	20
○議案第27号の上程、説明、議案調査	21
○議案第28号及び議案第29号の一括上程、説明、議案調査	22
○議案第30号の上程、説明、議案調査	24

○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	25
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	58
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	62
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	64
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	67
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	70
○延会について	73
○延会の宣告	74

## 第 2 号 (3月5日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○職務のため出席した者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	77
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	79
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	82
○議案第 1 0 号の上程、説明、議案調査	98
○議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査	101
○議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査	102
○議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査	103
○議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査	104
○議案第 1 5 号の上程、説明、議案調査	106
○議案第 3 1 号の上程、説明、議案調査	107
○議案第 3 2 号の上程、説明、議案調査	108
○議案第 3 3 号の上程、説明、議案調査	109

○議案第 3 4 号の上程、説明、議案調査	110
○議案第 3 5 号の上程、説明、議案調査	111
○議案第 3 6 号の上程、説明、議案調査	112
○議案第 3 7 号及び議案第 3 8 号の一括上程、説明、議案調査	113
○議案第 3 9 号の上程、説明、議案調査	115
○陳情書の処理について	117
○散会の宣告	117

### 第 3 号 (3月16日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	120
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者	121
○開議の宣告	122
○議事日程の報告	122
○議案第 1 6 号～議案第 1 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第 1 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	124
○議案第 2 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	124
○議案第 2 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 2 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第 2 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第 2 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	128
○議案第 2 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	128
○議案第 2 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第 3 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	131
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	131

○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	133
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	135
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	139
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	141
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	142
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 31 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 33 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 34 号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第 35 号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第 36 号の質疑、自由討議、討論、採決	152
○議案第 37 号及び議案第 38 号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 39 号の質疑、自由討議、討論、採決	154
○八ッ場ダム及び地域開発特別委員会最終報告について	154
○請願書・陳情書の委員会審査報告	156
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	159
○委員会報告について	160
○閉会中の継続審査（調査）事件について	162
○町政一般質問	163
根津光儀君	163
青柳はるみ君	174

竹 淵 博 行 君	183
○延会について	187
○延会の宣告	187

#### 第 4 号 (3月17日)

○議事日程	189
○本日の会議に付した事件	189
○出席議員	189
○欠席議員	189
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	189
○職務のため出席した者	190
○開議の宣告	191
○議事日程の報告	191
○町政一般質問	191
高 橋 弘 君	191
井 上 日 出 来 君	201
重 野 能 之 君	211
高 橋 徳 樹 君	218
○町長挨拶	228
○議長挨拶	228
○閉会の宣告	229
○署名議員	231

令和3年3月4日(木曜日)

(第 1 号)

## 令和3年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年3月4日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第19号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第21号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 第11 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第26号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第27号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 1 号 令和3年度東吾妻町一般会計予算



- 第21 議案第 2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第 3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第 4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第24 議案第 5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第25 議案第 6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第26 議案第 7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第27 議案第 8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第28 議案第 9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第29 議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第30 議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第32 議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第36 議案第32号 工事請負契約の変更締結について
- 第37 議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び  
規約の変更について
- 第38 議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第39 議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第40 議案第36号 字区域の変更について
- 第41 議案第37号 町道路線の廃止について
- 第42 議案第38号 町道路線の認定について
- 第43 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第44 陳情書の処理について

#### 本日の会議に付した事件

日程第25まで

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小林 靖能 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	一 場 正 貴 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議 会 事 務 局 補 佐	佐 藤 功 樹
議 会 事 務 局 主 任	田 中 康 夫		

---

### ◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

見渡せば、町内でも春の訪れを感じられる季節となつてまいりましたが、朝晩はまだまだ寒い日が続いております。新型コロナウイルスの感染拡大は、緊急事態宣言による規制の効果もあつてか、日々の患者数も減少傾向にあり、医療従事者へのワクチン接種も始まりましたが、まだまだ油断はできない状況であります。

議員各位におかれましては、今期定例会につきましても、当町に必要な新型コロナウイルス感染症対策について、多くの政策提言を期待するところであります。

さて、本日ここに令和3年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、令和3年度予算案をはじめ、各種条例の制定や改正、令和2年度補正予算案など多くの重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

長い会期が予定されております。町長をはじめ執行部の各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、本定例会におきましても新型コロナウイルスの感染拡大対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。また、入り口ドアを開放した状態で会議を進めますので、寒さ対策のために防寒着やひざ掛けなどの着用を許可いたします。

---

### ◎表彰状伝達

○議長（須崎幸一君） 2月16日に開催されました群馬県町村議会議長会定期総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功労があった方々への表彰が行われました。当議会においても、樹下啓示議員が町村議会議員として10年以上に在職され、その功労を認められ表彰を受けられました。

表彰状をお預かりしてまいりましたので、伝達を行いたいと思います。

樹下啓示議員、演壇の前にお進みください。

（13番 樹下啓示君 登壇）

○議長（須崎幸一君） 表彰状、東吾妻町議会、樹下啓示殿。

あなたは、多年、議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績は誠に多大であります。よって、ここに表彰いたします。

令和3年2月16日、群馬県町村議会議長会長、仲澤太郎。代読。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（須崎幸一君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

---

### ◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は弥生3月を迎え、春の息吹を感じるようになってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息については、まだまだ春を感じるには遠いようでございます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

さて、1月31日、前橋市内公社ビルで第9回ぐんま街・人・建築大賞の顕彰式が行われました。東吾妻町は、自治体として初めて顕彰いただきました。これは、中学校統合により4か所に廃校ができましたが、吾妻広域消防本部及び東部消防署、民間会社の企業活動の場、

地域振興センター、坂上小学校へと、全て活用しております。また、役場庁舎につきましても温泉センターを改修し、新築費用のおよそ3分の1程度の費用で新庁舎とするなど、あるものを有効に活用する身の丈に合わせた自治体のサステイナブルな活動として評価をされ、まちづくり特別賞を頂きました。

新型コロナウイルスにつきましては、医療関係者へのワクチン接種が始まり、町においても高齢者への接種に向け準備を進めているところでございます。

さて、国の予算では、一般会計総額が過去最大の106兆6,097億円となる2021年度予算が3月2日の衆議院本会議において可決、衆議院を通過いたしました。予算案は憲法の規定により参議院送付後30日で自然成立するため、年度内の成立が確定をいたしました。

町といたしましては、旧庁舎の解体やコンベンションホールの空調設備工事など大型事業は完了いたしました。吾妻広域消防本部の新庁舎の負担金や小学校のプール補修や社会体育館の屋根改修などに加え、コロナ禍による税収の減少などが予測され、財政状況は依然として厳しい状況でございます。今後は、総合計画の基本理念を着実に推進することを踏まえ、令和3年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では80億1,000万円の予算規模となり、対前年度比では2%の減、金額にして1億6,200万円の減額となりました。

本定例会では、人事案件1件、条例関係といたしまして、東吾妻町職員給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど15件、予算関係では、令和3年度一般会計予算など15件、その他9件、併せて40件を予定させていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和3年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

### ◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、茂木健司議員、6番、高橋徳樹議員、7番、里見武男議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は14日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は3月5日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理をしないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

なお、2月9日に開催された全国町村議会議長会第72回定期総会における決議、2月16日に開催された群馬県町村議会議長会定期総会における宣言並びに決議も併せて添付してありますので、参考にしてください。

---

### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和3年6月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格、識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、五町田在住の佐藤弘さんに打診したところ、候補者としての内諾を得られました。佐藤さんは、平成18年7月1日、人権擁護委員に就任し、現在5期目を迎えており、年齢は再任候補者として可能な75歳未満を超えておりますが、再任年齢上限を上回る者でも積極的かつ活発な人権擁護委員活動が期待できる候補者の推薦を妨げるものではないとの通達が来ておりますので、町としては人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決

を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

---

#### ◎議案第16号～議案第18号の一括上程、説明、議案調査

○議長(須崎幸一君) 日程第5、議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長(中澤恒喜君) 議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、職員に給与又は報酬等を支給する際の控除に関して規定を設けるものがあります。また、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、同一年度内の処遇の均衡を図ることをより明確にするために改定するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。



○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、まず議案第16号のほうからお願いしたいと思います。

議案第16号の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

給与の控除ということで、第21条の3として、法律または条例により特に定め、認められた場合のほかに、給与から控除できるものの5項目を規定したところです。いわゆる給与天引きと言っているものでございまして、その規定がなかったということで今回規定をさせていただくものでございます。

次に、議案第17号、これにつきましても新旧対照表をご覧ください。

これは、1号の会計年度任用職員、パートの方になりますけれども、報酬から控除するものでございます。控除する内容とすると、議案第16号で改正する職員の給与に関する条例第21条の3の例によるという内容でございます。また、第4条は、第3条の2で、以下給与条例と言うという言い方がこの改正により前段に出てくるということになりますので、単に給与条例という言い方に直すものでございます。

続きまして、議案第18号、これも新旧対照表をご覧いただきまして、これは2号の会計年度任用職員、フルタイムの職員になりますけれども、下のほうの欄の第19条の2から見ていただきまして、この19条の2を追加いたしまして、この中で給与からの控除については給与条例の例によるというものにするものでございます。この改正に併せまして、その上の第16条で、期末手当について、4月採用でも年度内の後期の採用でも同一年度内の処遇の均衡を図るということをより明確にするために、その年度の4月1日における給与条例の例によるというものにするものでございます。

これは公布の日から施行ということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第19号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員について、感染リスクに加え、平常時には想定されないような勤務環境と精神的緊張のある雰囲気の中で業務に当たることが想定されることから、感染症等防疫作業手当の特例を措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） そうすれば、議案第19号の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

附則におきまして、新型コロナウイルス感染症に対するための手当を設けるものでございます。この条例の本文中には感染症等防疫作業手当というのが規定されておりますが、今回、新型コロナウイルスということで、本文で規定されている感染症等防疫作業手当の特例ということで附則で規定をするものでございます。

附則のその第3項におきまして、対応する業務としまして2つを設定いたしました。第1号と第2号、（1）と（2）とあるところですが、どちらもコロナに感染した人もしくはその疑いのある人に接する業務という点では同じでございますが、第1号のほうでは平常時には想定されないような緊急かつ特別に行われた措置に関わる業務という想定をしております。第2号では、対処に当たって十分に準備などができる場合の業務を考えております。

次の第4項では、その手当の額を規定させていただきました。第3項の第1号に該当の場合は3,000円、4時間を超える場合は4,000円、第3項の第2号に該当の場合は1,000円、4時間を超える場合は1,500円という設定でございます。

施行日につきましては公布の日からといたしまして、適用につきましては、人事院規則でコロナの手当を設けていますけれども、その適用日と同じ令和2年11月27日ということで、

遡っての適用ということにさせていただきました。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、報酬及び費用弁償の支給対象となる組織委員を加えるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 議案第20号ですが、これも新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

報酬及び費用弁償の対象となる委員を新たに加えるものでございます。

地域防災計画や防災に関する事項などを審議する防災会議の委員、それから地域福祉計画などの策定に関する事項を審議する委員会の委員を加えるものでございます。

施行日につきましては、公布の日を予定しております。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第21号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例案は、公職選挙法の改正により、町議会議員及び町長の選挙において、選挙運動費用の一部を公費負担とすることができるようになったことに伴い、条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 議案第21号でございますが、提案理由のとおり、公職選挙法の改正に伴いまして今回新たに条例を制定するというものでございます。

条例の内容を見ていただくと、ちょっと条項、文が分かりづらい感じの条文になっておりますので、今回のこの全体的な内容についてご説明をしたいと思います。

新規条例ですけれども、内容としますと、選挙運動用の自動車、ビラ、ポスター、これにつきまして公費負担とすることについて定めるものという内容です。第1条から第12条まであるんですけれども、先ほど言いましたとおりちょっと分かりづらい条文ですので、全体を通してどのような内容かをご説明したいと思います。

まず、選挙カー、俗に選挙カーと言っているものですが、これについてはハイヤー方式とするのかレンタカー方式とするのかで違ってきますけれども、ハイヤー方式の場合は1日につき6万4,500円、これを上限といたします。レンタカー方式の場合は、まず車の借入れ、

これについては1日1万5,800円が上限、その車の燃料につきましては1日7,560円が上限となります。その運転手につきましても、1日1万2,500円、これが上限という決めでございます。

続いて、ピラにつきましては、町長については5,000枚、議員につきましては1,600枚が上限ということで、1枚当たりの単価は7円51銭を上限とするというものでございます。

それから、ポスターにつきましては、ポスター掲示場の数、うちの町の場合は170か所になります。それが枚数の上限となります。その掲示場の数に計算して出された単価、これを掛けた額が39万9,760円になるんですが、これが限度額ということになります。

これらのことが、この条例中にはないんですけども、公職選挙法の改正によりまして、今回町村議員には供託金制度が導入をされました。この供託金の没収の場合には、この条例の中で行っております公費負担はないということになります。

この条例中で規定している各単価でございますが、県内統一の単価ということで、それをもとに使っております。

以上、全体的な説明となりましたが、そういう内容が盛り込まれているということで、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業等の経営環境が厳しい中、小口資金の返済負担の軽減を図るため、年度の1年間の延長を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

中小企業者、小規模企業者の経営環境は厳しい状況が続いています。そのような中、群馬県では群馬県小口資金融資促進制度要綱を3月に改正し、4月から借換えの暫定措置の延長を行います。

町においても、群馬県と連携して、東吾妻町小口資金融資促進条例第8条の2、1枚はぐったところに新旧対照表がございますが、の既往債務の借換えの条文の期間を1年延長し、令和4年3月31日までとする改正を4月1日より施行することで小口資金の返済負担の軽減を図るものでございます。商工業の振興に努めてまいりますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、町内において事業所の新設、増設及び移転をする事業者に対し、優遇措置を行っております。このたびの一部改正は、優遇措置の指定申請

を1業者につき当該年度内1回とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

企業立地促進条例は、令和2年度においても社屋の町内移転や事業所の増設などを行い、産業の振興はもとより、雇用機会の拡大に取り組む事業者に対し優遇措置を行っております。優遇措置の内容は、奨励金の交付で、申請事業により発生した固定資産税相当額の交付や施設整備に投資した2,000万円以上の費用に対し、新規雇用者等の条件を満たせば1,000万円を交付するものでございます。

このたびの一部改正は、優遇措置の指定申請を1業者につき当該年度1回とするものでございます。新旧対照表の第6条の4に加えさせていただきました。多くの事業者にも本条例を活用いただき、町民の皆様に雇用の機会が提供できるように、また商工産業振興に努めてまいりますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、3年に一度の介護保険料の見直しに伴う改正でございます。今後3年間で必要な介護サービスの総費用の増加も見込まれることから、保険料の引上げをお願いするものでございます。

なお、この状況につきましては、2月12日に開催をされました町の介護保険事業運営協議会において説明申し上げ、ご理解、ご承認をいただいたところでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

今回の改正は、ただいま町長からの提案理由のとおり、令和3年4月から令和5年度まで、第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画がスタートします。この3年間の介護保険の財源を確保するために保険料の引上げをお願いするものでございます。

なお、今回の改正案につきましては、2月12日に開催されました町の介護保険事業運営協議会にて承認されておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正箇所は、第2条の保険料率の改正でございます。保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めることになっており、この政令が、ここにあります政令第38条第1項でございます。今回の改正は、第7期同様に第1号から第9号までの9段階で、その保険料の改正でございます。

別紙資料1、65歳以上の方の介護保険料年額案をご覧ください。

この対象者等の内容を分かりやすく段階ごとに、対象となる方、調整率、第8期の年額保険料を一覧にさせていただきました。

条例第2条第1項第1号の政令第38条第1項第1号に掲げるものとは、第1段階の生活保護受給者や老齢福祉年金受給者などの方が該当します。以下、それぞれの号に該当する段階となります。

保険料の基準額となりますのが、条例第2条第1項第5号、資料1では第5段階の網掛け部分で、年額6万8,400円で、今期より年額2,400円増の3.6%増でございます。この基準額をもとに、所得段階に応じた調整率を掛けて各段階の年額保険料を算出いたします。

なお、低所得者の負担軽減を図るための特例措置といたしまして、第1から第3段階の調



整率につきましては、条例第2条第2項で第1段階の調整率を0.3とし2万600円、第3項で第2段階の調整率を0.5として3万4,200円、第4項で第3段階の調整率を0.7とし4万7,900円とするものでございます。

介護保険の財源は法令で定められており、65歳以上の第1号被保険者は保険給付費などの介護サービス費用が賄えるよう負担しなければなりません、この負担割合は23%となります。

また、国からの調整交付金を5%を基準に市町村間の格差是正のため調整され、今期は平均8.05%を見込んでおります。

裏面をご覧ください。

この基準額算定の根拠が、資料2、第8期介護保険料基準月額算定（第7期比）でございます。第8期の3年間で必要な介護サービスの総費用がC欄で、8.0%増の56億2,533万7,000円と見込まれます。D欄が65歳以上の保険料負担額で、C欄合計額の原則23%となり、その額にE欄の調整交付金相当額を加え、G欄の調整交付金見込額を差し引いたものがH欄の保険料収納基準額となります。そして、保険料の抑制のため、J欄の介護保険料支払準備基金から2,950万円を取崩し、L欄の保険者機能強化推進交付金を充当いたします、その結果、M欄の保険料収納必要額は10億8,913万6,000円と下がります。その額を予定保険料収納率と補正後の被保険者見込額を加味して保険料を算出しますと、基準額は6万8,400円、月額5,700円ということになります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子供の対象年齢制限を現行の15歳から18歳まで拡充、制度改正によるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、町長提案理由のとおり、福祉医療費の対象年齢を現行の15歳に達する日以後の最初の3月31日までから18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充することや、制度改正に伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条第4項は、医療機関等に法律に定めるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等を加えるものでございます。第6項、第7項は定義の追加でございます。

第3条第1項第1号は、支給対象者を現行の15歳から18歳へ拡充するものでございます。第1項第2号から第3号は定義の追加。

裏面をご覧ください。

第2項から第4項は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱改正に伴い、令和5年8月1日から障害者に所得制限をするための改正でございます。

第6条は、電子資格に伴う受給資格者証及び減額認定証の提示の追加でございます。

第7条の福祉医療費の支給対象額、第9条の支給の特例、第11条の福祉医療費の返還は、定義の修正でございます。

施行期日は令和3年4月1日からとなり、第3条第2項から第4項の改正は令和5年8月1日からとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第26号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回改正をお願いする内容につきましては、全国的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急的、特例的な措置として疾病手当支給に要する費用について財政支援を行うことが決定されました。これにより、東吾妻町国民健康保険条例に必要な項目を追加し、疾病手当支給が可能となるよう条例の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） よろしく願いいたします。

ページをめくっていただきますと、改正する条例の関係が記載されております。6項から11項まで、附則に次の見出しを全て加えまして改正するというところでございます。

国におきましても、休んでいる期間の疾病手当、金銭的な補てんということに重きを置きまして、今回の改正ということでございます。それを可能にします町の国民健康保険条例を改正していくというものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたしまして、支給を始める日が令和2年1月1日から令和3年3月31日の間に属する場合に適用するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第27号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回改正をお願いする内容につきましては、租税特別措置法内における文言変更に伴い、東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の附則内文言の変更並びに削除をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、ページをめくっていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。

その中に、特例基準ということなのですが、その部分に延滞金という文言を付け加えるということになりました。それによりまして、町の条例の一部を改正するというところでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和3年1月1日から適用していくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第28号及び議案第29号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

この改正については、固定資産税評価額の評価替えを踏まえた道路法施行令の一部が改正されたのに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。

議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正の趣旨につきましては、先ほど町長の提案理由のとおりであります。

議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての新旧対照表をご覧ください。

1 ページから7ページの別表1の改正箇所につきまして、説明をさせていただきます。

1 ページにつきましては、種類欄の一番上の第1種電柱からその他の柱類。その2つ下におきまして、路上における変圧器から郵便差出箱及び信書便差出箱。その下、1つおきまして、その他のもの、外径が0.07メートル未満のものであります。

2 ページにつきましては、一番上の外径0.07メートル以上、0.1メートル未満のものから、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設までのその下であります。その下、3つおきまして、上空に設ける通路というふうなことになっております。

3ページにつきましては、一番上のその他のもの、その下、4つにおいて、標識ということになります。

4ページにつきましては、上から3つ目の令第7条第2号に掲げる工作物及び令第7条第3号に掲げる工作物。その下、1つおきまして、令第7条第6号に掲げる仮設建築物から上空に設けるもの。

5ページにつきましては、上から2つ目、その他のものから一番下のその他のものとなります。

6ページにつきましては、全て改正となります。

議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用を受けない河川等において、使用許可を受けたものから徴収する使用料を道路占用料徴収条例の改正同様に一部改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

1ページから7ページの別表1の改正箇所につきまして、説明させていただきます。

1ページについては、種類の一番上の第1種電柱からその他の柱類。その下、2つにおいて、路上における変圧器から郵便差出箱及び信書便差出箱。その下、1つにおいて、その他のもの。外径が0.07メートル未満のものとなります。

2ページにつきましては、一番上の外径0.07メートル以上、0.1メートル未満のものから、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設まで。3つおきまして、上空に設ける通路となります。

3ページにつきましては、一番上のその他のもの。その下、4つにおいて、標識となります。

4ページにつきましては、上から3つ目の令第7条第2号に掲げる工作物及び令第7条第3号に掲げる工作物。その下、1つにおいて、令第7条第6号に掲げる仮設建築物から上空に設けるものとなります。

5ページについては、上から2つ目のその他のものから一番下のその他のものとなります。

6ページについては、全て改正となります。

施行日については、令和3年4月1日を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、現在定められている東吾妻町スポーツ推進審議会条例に、審議会の目的、委嘱等の内容を加えて条例の整備をするための改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

町長が提案理由で申し上げたとおり、審議会の委嘱等についての整備をするための改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

初めに、第1条で設置について規定しておりますが、町スポーツの推進に関する事項について調査、審議をするためという文言を加えて、推進審議会の審議内容を明確にしました。

第2条については、改正前の3条を2条に改めます。

第3条については、委員の委嘱についての条項です。

4条の変更はございません。

第5条では、委員長、副委員長の選任と委員長が会の代表となることなどについて、第6条では、審議会の会議は委員長が議長となることなどの会議の規定でございます。

第7条は、協力の要請として、必要があると認めるときには委員以外の出席を求めるとや資料の提出を求めることができることを規定しました。

第8条は、報酬及び費用弁償について、改正前の5条を8条に改めました。

第9条は、委任の規定で、審議会の運営その他必要な事項について定めるというものでございます。

ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

会議の途中でございますが、ここで休憩といたします。再開を11時10分といたします。

(午前11時02分)

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

国内では、コロナ禍による厳しい経済情勢の中で、法人税や消費税など大幅な税収の落ち込みが見込まれております。その一方で、コロナ対策の切り札と言われる新型コロナウイルスのワクチン接種が始まり、新たな生活様式やデジタル化などポストコロナ時代に向けた動きが加速して、地域経済の再生や活性化が期待されております。

今回お願いする令和3年度の一般会計当初予算につきましては、総額80億1,000万円を計上させていただきました。対前年度比で2%の減、金額にして1億6,200万円の減額となっ



ております。限られた財源の中で、既存事業の徹底した見直しを行い、新規事業についても緊急性や必要性、費用対効果など厳しく精査し、より踏み込んだ経費の節減と合理化が図れるよう予算編成を行いました。

まず、歳入につきましては、町民税や譲与税、地方消費税交付金など、コロナ禍の影響により前年度と比較して大幅な減収を見込んでおります。また、地方特例交付金、地方交付税、地方債（臨時財政対策債）につきましては、国の地方財政計画により税収等の減収分を補う形で増額計上いたしました。国庫支出金につきましては、コンベンションホールの自立分散型エネルギー設備導入事業が完了したことにより大幅な減額となっております。また、繰入金につきましては財政調整基金繰入金を減額、庁舎建設基金につきましては皆減しております。

続きまして、歳出でございますが、2款総務費につきましては、旧庁舎の解体工事やコンベンションホールの空調設備工事などが完了し、対前年度比で3億364万2,000円減の12億5,164万6,000円となりました。

3款民生費につきましては、障害児者総合支援事業費の増加により、総額17億5,725万3,000円としております。

7款商工費は、企業立地促進条例関連の奨励金を増額し、総額2億2,620万5,000円といたしました。

9款消防費では、広域消防、吾妻広域消防本部移転に伴う負担金の増額により、総額6億2,942万円となりました。

10款教育費につきましては、小学校のプール補修工事や中学校の外壁防水工事、社会体育館の屋根改修費の計上により、総額12億838万4,000円といたしました。

以上、主な内容でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

予算説明に入る前に、お手元に配付をさせていただきました予算関係資料、7枚つづりの資料でございます。こちらの説明をさせていただきます。

まず、1ページ目につきましては、令和3年度一般会計当初予算の款別総括表となります。前年度と増減比較との構成比率等の一覧となります。

2ページにつきましては、会計別の予算比較でございます。

3ページ、こちらにつきましては一般会計当初予算の歳入の増減分析でございます。

4ページにつきましては、同様に歳出の増減分析となります。

5ページにつきましては、一般会計の性質別集計でございます。このほか、義務的経費と任意的経費、それから消費的経費、投資的経費等の集計となります。

次の6ページにつきましては、特別会計に対する一般会計からの繰出金、それから補助金の一覧となります。

最後の7ページにつきましては、会計別の地方債残高調書でございます。

資料説明は以上でございます。予算調査の参考にしていただければと思います。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、第1条でございます。今回お願いする令和3年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億1,000万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、率にして2%の減、金額にして1億6,200万円の減額でございます。

第2条は、債務負担行為でございますが、内容につきましてはこの後第2表で説明させていただきます。

第3条は、地方債です。こちらも第3表で説明をさせていただきます。

第4条につきましては、一時借入金でございます。前年度と同様、最高額を8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用といたしまして、職員給与費の同一款内の流用についての規定でございます。

以上、第1条から第5条までが今回議決をお願いする内容でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第1表でございますが、4ページまでが歳入の款項別の集計でございます。

ページ飛びまして、5ページ、6ページが歳出の款項別の集計でございます。

続きまして、7ページご覧いただきたいと思っております。

第2表の債務負担行為でございます。上から、情報系ネットワークシステムリース料の限度額を令和4年度から令和8年度までの5年間で1,488万円、インターネット接続系ネットワークシステムリース料の限度額を令和4年度から令和8年度までの5年間で2,208万円、あがつまふれあい公園指定管理料の限度額を令和4年度から令和5年度までの2年間で2,607万円、あづま温泉桔梗館指定管理料の限度額を令和4年度から令和7年度までの4年

間で3,025万円、東吾妻町いわびつ体験農園指定管理料の限度額を令和4年度から令和5年度までの2年間で68万円とするお願いでございます。

続きまして、第3表の地方債につきましても、起債の目的別に合計11件、金額で9億6,910万円の計上となります。前年度と比較しますと9,300万円の増額でございます。

続きまして、8ページから事項別明細書になります。

まず、8ページから10ページにつきましては款ごとの対前年度比較でございます。

11ページからが歳入歳出の説明資料となります。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

まず、町税につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷直樹君） お世話になります。

歳入の町税の説明をさせていただきます。

1款の町税でございますが、昨年、一昨年の調定額、決算額等をもとに徴収率等を勘案し、計上いたしました。

町税全体では、前年度より2,135万7,000円増の18億6,869万7,000円でございます。率にして約1.2%の増となりました。

それでは、税目ごとの説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

1款1項の町民税でございます。1目の個人町民税でございますが、前年度より1,885万1,000円減の5億2,710万1,000円を見込んでおります。昨年、一昨年の調定額等の動向を勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症での減収を考慮しております。現年課税分につきましては5億2,265万4,000円、滞納繰越分につきましては444万7,000円でございます。

2目の法人町民税でございますが、前年度より1,850万6,000円減の1億1,553万9,000円を見込んでおります。税率改正が減収の主な理由となります。現年課税分では303法人、1億1,549万7,000円、滞納繰越分では4万2,000円を見込んでございます。

続きまして、2項固定資産税でございます。1目の固定資産税は、前年度より6,509万6,000円増の10億4,445万2,000円を見込んでおります。現年課税分につきましては10億4,063万3,000円、滞納繰越分につきましては381万9,000円を見込んでおります。総務大臣配分関連の企業において特例が外れ課税標準が上がったことや、設備投資等をした町内企業

が多く、償却資産が増加することを考慮し、近年の決算額や調定額等から算出をしてございます。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、交付団体は3団体で、9万5,000円増の2,730万8,000円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

3項軽自動車税でございます。前年度より151万4,000円減の6,282万2,000円の見込みでございます。1目の環境性能割は196万4,000円減の350万円でございます。これは、軽自動車税を購入した際にかかるものでございます。町税であります。県が徴収し、町に払い込まれるものでございます。2目の種別割ですが、前年度より45万円増の5,932万2,000円でございます。現年課税分につきましては5,874万1000円、滞納繰越分につきましては58万1,000円を見込んでおります。

続きまして、4項町たばこ税でございます。前年度より519万5,000円減の8,801万9,000円を見込んでおります。近年、喫煙者の数は年々減少傾向にあり、減収の要因となっております。

最後に、5項入湯税でございます。前年度より23万2,000円増の345万6,000円を見込んでおります。コロナで宿泊者が減少している中ではありますが、事業者等の事業再開等を考慮し計上してございます。

町税については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、2款地方譲与税でございます。

1項の地方揮発油譲与税が3,000万円、前年度と比較して200万円の減額、次のページ、2項自動車重量譲与税が8,380万円、前年度と比較して764万円の減額、3項森林環境譲与税は、前年度と同額の2,297万2,000円を見込んでおります。

続きまして、3款利子割交付金は110万円、前年度と比較して140万円の減額です。

次のページをお願いします。

4款配当割交付金が570万円、前年度と比較して30万円の減額となります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、前年同額の700万円を見込んでおります。

6款の法人事業税交付金につきましては、令和2年度より新たに交付された交付金でありまして、2,295万5,000円を見込んでおります。

次に、7款地方消費税交付金につきましては3億200万円、前年度と比較して3,800万円の減額となります。こちらは、国の地方財政計画を参考に、コロナ禍による消費の落ち込み

を反映した推計となります。

備考欄をご覧くださいまして、地方消費税交付金 1 億5,400万円、社会保障財源交付金 1 億4,800万円をそれぞれ見込んでおります。

次のページ、8 款のゴルフ場利用税交付金につきましては1,470万円、前年度と比較して30万円の減額となります。

次に、9 款環境性能割交付金は、前年同額の2,937万2,000円となります。

10 款地方特例交付金につきましては、前年度より739万円増額の1,119万円を見込んでおります。

次の16ページをお願いします。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こちらが新たに創設をされまして、600万円を計上させていただきました。こちらは、コロナ禍に伴う固定資産税等の減収に対する補填措置となります。

11 款地方交付税につきましては28億8,003万7,000円、前年度と比較して1 億3,198万2,000円、4.8%の増額となります。こちらは、国の地方財政計画の伸び率、それから公債費の増加に伴いまして増額を見込んでおります。

次に、12 款交通安全対策特別交付金につきましては250万円。

次のページで、13 款の分担金及び負担金でございます。

まず、1 項の負担金につきましては、1 目民生費負担金と2 目衛生費負担金を合わせまして、合計930万4,000円となります。

2 項の分担金につきましては、農業用施設災害復旧費分担金1,000円の存目計上でございます。

続きまして、14 款使用料及び手数料、1 項の使用料につきましては、1 目の総務使用料から、次の18ページ、7 目の教育使用料まで、合計しまして5,989万4,000円となります。前年度と比較して1,045万7,000円の減額となりますが、こちらコロナ禍によりキャンプ場使用料、それから自転車型トロッコ使用料、健康増進センター使用料が大きく落ち込むことを見込んでおります。

続きまして、19ページ、2 項の手数料につきましては、1 目総務手数料から5 目の土木手数料まで、合計850万8,000円でございます。

続きまして、15 款の国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、1 目の民生費国庫負担金、次の20ページをお願いします。2 目衛生費国庫負担金の合計で3 億485万円、前年度と

比較して1,016万3,000円の増額となります。増額要因といたしましては、障害者自立支援介護給付費負担金が大きく増加したことでございます。

続きまして、2項国庫補助金につきましては、1目の総務費国庫補助金から、次のページの6目教育費国庫補助金までの合計で5,437万2,000円、前年度と比較しまして1億2,915万2,000円の減額となります。主な減額要因といたしましては、令和2年度に実施しましたコンベンションホールの自立分散型エネルギー関係の補助金や橋りょう長寿命化計画の補助金が皆減となったことでございます。

続きまして、3項委託金でございますが、1目の総務費委託金と2目民生費委託金の合計で218万9,000円、前年度と比較して133万2,000円の減額となります。

次の22ページをお願いします。

16款県支出金、1項県負担金でございます。1目の民生費県負担金と2目の衛生費負担金の合計で2億1,767万5,000円、前年度と比較して880万5,000円の増額となります。

2項補助金につきましては、1目の総務費県補助金から、1枚めくっていただきまして、24ページ、8目の農林水産業施設災害復旧費県補助金までの合計で1億8,597万1,000円、前年度と比較して2,091万6,000円の増額となります。

次のページで、3項委託金につきましては、1目の総務費委託金から3目の教育費委託金までの合計3,888万4,000円、前年度と比較して694万8,000円の増額となります。この中の総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙の委託金1,140万円を見込んでおります。

続きまして、17款財産収入、1項財産運用収入でございますが、1目の財産貸付収入と、次のページ、2目の利子及び配当金の合計で2,273万2,000円の計上でございます。

次のページ、2項財産売払収入につきましては2,629万2,000円、こちらは土地売払収入と立木売払収入を見込んでおります。

次に、18款寄附金につきましては、合計で、前年度と同額の1,505万2,000円でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目の公共施設等整備基金繰入金から、次のページ、5目のふるさと応援寄附基金繰入金までの合計で4億3,006万6,000円、前年度と比較しまして2億1,793万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、庁舎建設基金繰入金につきまして廃目といたしました。

2項特別会計繰入金につきましては、1目の地域開発事業特別会計と2目の介護保険特別会計繰入金の合計で2,998万8,000円、前年度と比較して1,461万2,000円の増額となります。

次のページ、20款繰越金につきましては、前年同額の2億1,000万円の計上でございます。  
21款諸収入でございますが、1項延滞金、加算金及び過料が200万円、2項の町預金利子が1万円でございます。

3項の受託事業収入につきましては1,248万3,000円、前年度と比較して711万2,000円の増額となります。こちらは、後期高齢者医療の保健事業と介護予防事業の一体的な実施分として新たに受託される事業収入が増額となっております。

次の30ページをお願いします。

4項雑入につきましては、1目衛生費徴収金から、また1枚はぐっていただきまして、33ページの7目の弁償金までの合計1億2,260万6,000円、前年度と比較して1億320万3,000円の減額となります。主な減額要因といたしましては、廃目となりましたダム関連事業雑入が皆減したことや上信自動車道建設事業に伴う補償金が大きく減額したことであります。

次の34ページをお願いします。

22款町債につきましては、1目総務債から6目臨時財政対策債までの合計9億6,910万円、前年度と比較して9,300万円の増額となります。主な増減の理由といたしましては、まず総務費で前年度計上しました吾妻溪谷活性化事業債と自立分散型エネルギー導入事業債が皆減したこと、また教育債では中学校施設と社会教育施設に係る整備事業債を今回追加したこと、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画により大幅な増額が見込まれることなどが上げられます。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

1款1項1目の議会費でございます。総額で9,341万7,000円でございます。議員14名分の報酬及び事務局職員3人分の人件費、議会運営に要する経常的なものに関わる経費が主なものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますが、総額で4億2,185万7,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

職員人件費は3億9,028万2,000円となりまして、特別職2名分及び総務課などの職員38名分の給料、手当、共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

続きまして、次ページにいていただきまして、一般管理事務費になります。総額で2,921万1,000円、会計年度任用職員の社会保険料や町長の交際費、それから庁舎内の一般的な管理経費などが主なものでございます。

続きまして、人事管理費でございます。236万4,000円。これにつきましては、職員健康診断の委託料が主なものでございます。次の2目行政振興費につきましては3,189万9,000円をお願いでございます。前年度から2,144万円の減額になっておりますが、住民センター整備事業補助金で大きな事業が2地区、昨年はあったんですけども、新年度につきましては1地区ということで大きく減額となっております。

次ページへいていただきまして、住民センターの整備につきましては、新年度は原町の下区を予定しております。町からの補助として1,000万円、魅力あるコミュニティ事業助成金として500万円を予定しているところでございます。このほか、各行政区への行政事務連絡業務委託料として1,361万4,000円を計上しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、3目財政管理費でございます。総額135万5,000円、前年度と比較して14万1,000円の増額でございます。主な内容としましては、起債管理システムの使用料、それから財務諸表作成ソフトの使用料などが主なものでございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（一場正貴君） お世話になります。

4目の会計管理費でございますが、全体で756万円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

会計管理事業につきましては、会計係の時間外勤務手当及び会計管理業務に係る口座振替手数料やシステム使用料等の経常的な経費が主なものでございます。

次ページをお願いいたします。

事務用品管理事業につきましては、役場全体の常用消耗品及び各種封筒などの印刷代でございます。



以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、5目の財産管理費でございます。

総額で7,263万2,000円のお願ひでございます。約1億400万円ほど減額しておりますが、これは、旧庁舎の解体工事費がなくなりましたので、その工事費分の減額となります。

説明欄をご覧いただき、庁舎管理事業では3,667万6,000円、主なものとしましては、庁舎の電気料や保守点検委託料などがございます。新しいものでは、このページの下のようになりますけれども、E S P業務委託料というのがありますが、442万2,000円、これは、役場新庁舎や東支所、学校など町の主要な公共施設の電気料金を常に最適な料金で電力供給できる電気会社と契約するための業務ということで、この業務委託をすることによりまして全体的には電気料が約3割ほど減ると見込んでおります。この減額になった額の3分の1が業務委託料ということでこの金額を計上しているものでございます。

次ページにいていただきまして、庁用車管理事業493万円の計上でございます。庁用車、総務課で管理しております14台分の管理費用でございます。

次に、町有バス運行事業として462万円でございます。このうち、運転業務委託料に288万円を計上しているところでございます。

次に、その他財産管理事業でございますが、前年度は旧庁舎解体工事がありましたので大きな額となっておりますが、新年度につきましては旧岩島第一小学校解体工事の設計委託料に592万9,000円を予定しております。総額では2,094万2,000円を計上したところでございます。

一番下の地域振興センター事業ですが、次ページにいていただきまして、地域振興センターの経常的な管理経費を中心に、総額で546万4,000円を計上いたしました。

次の6目の公平委員会費でございますが、令和2年度から群馬県市町村公平委員会で共同処理をしているということで、その負担金5万円を計上しております。

次の7目固定資産評価審査委員会費でございますが、委員3名の報酬が主なものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、45ページ、8目財政調整基金費をお願ひいたします。

合計で210万で4,000円でございます。前年度と比較して1,494万3,000円の減額となります。

前年度は1,200万円ほどを庁舎建設基金から減債基金へ積替えを行いまして、その分が今回減額となっております。

説明欄をお願いします。

財政調整基金につきましては、運用益と利子の積立金として210万円、減債基金費につきましては利子の積立金として4,000円を計上させていただいております。

続きまして、9目の企画費でございますが、全体で9,411万9,000円、前年度と比較して371万8,000円の増額です。

説明欄をお願いします。

まず、企画調整事業、総額で1,767万2,000円でございます。こちら、主なものにつきましては、吾妻広域組合への一般経費負担金が1,369万1,000円、このほか、令和2年度から導入いたしましたぐんま電子入札共同システム負担金135万5,000円、これらが主なものでございます。

次に、光ケーブル等管理事業、こちら総額で3,752万2,000円でございます。具体的な内容につきましては、光ケーブルの保守点検等の管理費と、次のページお願いいたします。上信道の建設事業に伴います光ケーブル等の移設工事費1,500万円、これらが主なものでございます。

次に、定住促進事業、総額で574万1,000円でございます。こちら、主なものとしましては、今回新たに移住コーディネーターと空き家調査等の業務委託料としまして192万円、また同じく新規事業となりますが、実際の空き家登録をされている農地つきの物件を町が直接借受けまして、これをお試し住宅として貸し出す事業を新年度予定しております。この住宅借上料といたしまして120万円を計上させていただきました。また、一番下の地方創生推進交付金、移住支援金100万円、こちらにつきましては、東京圏から東吾妻町に移住された方で起業、転職、あるいはテレワークを行う場合に支給される支援金でございます。

次のページ、ふるさと応援寄附金事業2,250万1,000円でございますが、歳入のほうで寄附金1,500万円を見込ませていただきまして、そちらに対する返礼費や委託料等でございます。

次の人口減少対策事業につきましては172万円でございます。こちらは、婚活事業に対する負担金や補助金のほか、新規事業といたしまして結婚新生活支援事業補助金150万円を計上させていただきました。こちらは、40歳未満の夫婦で、所得制限というものがございまして、1組に対して30万円の補助金を支給するものでございます。

次に、食によるまちおこし事業、こちらが896万3,000円でございます。内容としましては、町の知名度を上げるためのマイロックタウン東吾妻の事業展開をするための費用でございます。具体的には、バーガーの商品化に伴う販売促進をはじめ、岩カードや高速バスのラッピング、それから今回新規事業としましては農産品のブランディングなどの業務委託料が主な内容でございます。

続きまして、10目運輸対策費につきましては、合計で5,677万5,000円、前年度と比較して277万1,000円の増額でございます。初めに、路線バス運輸対策事業につきましては5,465万2,000円でございます。次のページの説明欄をご覧ください。地域公共交通計画（マスタープラン）策定業務委託料770万円の計上でございます。こちらにつきましては、地域公共交通活性化再生法の改正に伴いまして町全体の計画を策定するための委託料でございます。事業運営費補助金4,611万円につきましては、前年度実績に基づく乗合バスの運行補助金でございます。次の鉄道対策事業212万3,000円につきましては、町内4駅のトイレや駐輪場の管理に要する経費が主な内容でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次の11目支所費でございます。5,879万5,000円のお願いでございます。前年度から見ますと3,400万円ほど増額になっておりますが、地域開発事業特別会計への繰出金が増額の要因となっております。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と地域開発事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

次に、下のほうへいきまして改善センターの管理事業129万2,000円を計上しております。主なものとしましては、保守点検や施設管理などの委託料でございます。

次ページへいっていただきまして、12目簡易郵便局費では、植栗、厚田、本宿の3簡易局の会計年度任用職員の人件費などで、総額で879万円でございます。

次に、13目交通対策費、総額で1,586万8,000円の計上でございます。この目では、交通指導員20名分の委託料や工事請負費としてカーブミラーの設置、区画線の工事などが主なものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、14目の電算業務費でございます。総額で8,196万円、前年度と比較して122万円の増額です。説明欄に多くの項目が記載されておりますが、主な

内容といたしましては、電算機器の保守点検委託料や各種システムの使用料、それからパソコンやサーバー等の機器リース料、回線使用料などでございます。

53ページの6行目にちょっと長い説明がございます。特定個人情報の提供の求めに係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金といたしまして416万3,000円でございます。こちらにつきましては、マイナンバー事務に係る情報連携のための中間サーバー等の更新を行うための負担金でございます。

続きまして、15目開発費につきましては10万9,000円、前年度と比較して231万円の減額です。前年度、上信自動車道ウェルカムサイン設置負担金として220万円を計上させていただきましたが、この分が減額となっております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次の16目広報広聴活動費でございます。614万8,000円のお願いでございます。広報誌の発行料が主なものですが、新年度で新たに広告料として85万8,000円を計上いたしました。これは、群馬テレビで県内各市町村の情報をデータ放送しておりますが、その放送料でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） よろしく願いします。

続きまして、17目地域活性化対策費でございます。こちらにつきましては4,733万6,000円のお願いでございます。

説明欄に入りまして、地域活性化事業としましては2,387万円、こちらにつきましては、主なものは会計年度任用職員給料、地域おこし協力隊員の給料でございます。新規隊員の募集も予定をしております。また、水仙ちゃんの業務委託料は70万4,000円、美化事業につきましては70団体分、140万円を計上させていただきました。

定住促進事業住宅取得奨励補助金は1,000万円、若者起業支援補助金は275万円などを計上させていただきました。よろしく願いいたします。

55ページに入りまして、地域おこし協力隊事業でございます。こちらについては255万1,000円でございます。隊員の住宅借上料や自動車リース等でございます。

続きまして、萩生地区活性化事業、こちらにつきましては114万5,000円のお願いでございます。ビジタートイレの電気料などが主なものでございます。

その次でございますが、吾妻溪谷活性化対策事業1,977万円のお願いでございます。こち

らにつきまして、会計年度任用職員報酬、こちらにつきましてはトロッコの係員の報酬等でございます。また、備品購入費300万円。こちらについては、トロッコの備品の購入を考えてございます。また、その他ネットでの予約システム等々の構築も次年度早急に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中でございますけれども、ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

（午後 零時01分）

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、57ページをお願いします。

18目交流事業推進費につきましては、総額で90万5,000円、前年度と比較して334万5,000円の減額でございます。中学生海外派遣事業を令和3年度より教育総務費のほうへ移し替えを行いまして、この分が減額となっております。初めに、都市交流促進事業につきましては、高円寺阿波踊り等の参加経費となります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

交流人口推進事業につきましては、28万3,000円。こちらは、杉並区や福島県南相馬市との交流の経費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 19目山村振興対策費につきましては、山村振興連盟負担金7万円の計上でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 20目諸費でございます。総額で1,882万3,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください、諸費では顧問弁護士費用や裁判用弁護士費用、行政暴力指導料など合計で165万8,000円を計上させていただきました。

次ページへ行っていただきまして、防犯事業でございます。防犯灯や防犯カメラのリース料とその電気料、カメラの通信料などを計上しております。総額で1,698万円でございます。

次の自衛隊事業ですが、募集などの経常経費18万5,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 2款総務費、2項徴税费でございます。1目税務総務費7,670万円のお願いでございます。説明欄、2節給料から4節共済費まで、一般職員11名の人件費でございます。

60ページをお願いいたします。

2目の賦課徴収費、前年度比201万3,000円増の3,454万1,000円のお願いでございます。この費用は、税の賦課徴収のための経費でございます。

事業別ごとに説明をさせていただきます。説明欄をご覧ください。

賦課徴収費1,748万5,000円につきましては、賦課徴収に係る全般的な経費でございます。全てが経常的な経費で、電算関係の経費や還付金、また庶務的な経費が主なものでございます。

61ページをお願いいたします。

住民税、軽自動車税の32万3,000円につきましては、住民税、軽自動車税の賦課徴収に要する経常的な経費でございます。

続いて、資産税1,615万1,000円でございます。固定資産税の賦課徴収に要する経常的な経費となっております。主なものは、課税客体調査及びシステム更新委託料となっております。

続いて、収税58万2,000円でございます。収納率の向上に努めておりますが、滞納整理や滞納処分などの執行に要する経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、3項1目戸籍住民基本台帳費7,026万8,000円のお願いでございます。内訳としましては、職員人件費4,458万4,000円で、職員6名分並びに会計年度職員の人件費となります。

次に戸籍になりますが、主なものは戸籍情報システム保守料や法改正に伴う情報システム等の更新委託料及びシステム利用料でございます。

住民基本台帳関係は、住民基本台帳システムに係るソフト利用料等でございます。

ページをめくっていただきまして、住基ネット・公的個人認証関係は、住基ネット関係の機器等の保守料やリース料及び個人番号カード関連事務委託の費用でございます。

証明書コンビニ交付事業は489万8,000円で、システム利用料や証明書交付センター運営負担金でございます。

人権擁護委員につきましては、人権啓発活動等を予定しております。

旅券発行事務事業については、消耗品等でございます。よろしく願います。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、4項1目の選挙管理委員会費でございます。80万1,000円のお願いでございます。主なものは、選挙管理委員の報酬など経常的な運営費でございます。

次の2目選挙啓発費でございますが、17万4,000円でございます。この目では、選挙啓発のための費用として選挙啓発ポスターコンクールの表彰記念品などが主なものでございます。

次ページへいっていただきまして、3目衆議院議員選挙費1,404万7,000円の計上でございます。主なものは、選挙に係る人件費でございます。よろしく願います。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 67ページをお願いします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費13万9,000円でございます。こちらは、例年同様の経常経費でございます。2目の統計調査費につきましては98万円、説明欄のほうに各種調査の事業費を記載しております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 68ページをお願いいたします。

6項1目の監査委員費でございます。62万2,000円のお願いでございます。委員2名分の報酬が主なものでございます。よろしく願います。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、7項1目ダム対策総務費2,203万6,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

主なものとしまして、職員1名分の人件費と14節工事費ですが、吾妻溪谷手前の駐車場工事が主なものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 8項事業費、1目コンベンションホール管理費でございます。1,305万6,000円はコンベンションホールの管理運営に要する費用で、主なものにつきましては、施設の警備機器ですとか空調設備等の費用、それからコンベンションホールの自主事業等の費用でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

2目道の駅管理事業でございます。こちらにつきましては7,482万4,000円のお願でございます。主なものとしましては、道の駅のトイレ増設工事5,350万円ほどが入っております。また、指定管理料1,460万円がこちらに入っております。よろしくお願いたします。

3目桔梗館管理費でございますが、こちらは1,474万4,000円でございます。こちらも指定管理委託料768万円、また回数券取扱いの委託料371万1,000円が入っております。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続きまして、4目健康増進センター管理費でございます。

142万6,000円は、健康増進センターの管理運営に係る費用、指導員の人件費等でございます。自主事業等も計画をしております。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

72ページをお願いします。

3款の民生費でございます。1項1目社会福祉総務費でございますが、1億1,019万円のお願いでございます。一般職員9名分の人件費、73ページをご覧ください。民生委員、児童委員、保護司の報償費など経常的な経費でございます。18節の社会福祉協議会補助金は4393万4,000円となります。



続きまして、2目の障害福祉費でございます。最初に、障害児者総合支援事業4億674万9,000円のお願いでございます。障害者総合支援法に基づく各種障害サービスに係る事業費でございます。

74ページをお願いします。19節の扶助費につきましては、障害福祉サービスの給付費でございます。

次に、障害福祉事業649万3,000円でございますが、こちらは障害者の総合支援法に基づかない町・県独自の事業となります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、75ページ上段になりますが、国民年金事業費用につきましては11万9,000円で、消耗品費や通信運搬費でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 4目の老人福祉費、老人福祉事業3億2,881万円をお願いでございます。敬老祝金を初め、老人クラブ運営費補助金、扶助的委託料につきましては、養護老人ホームへの老人保護措置費など広域組合への負担金が主な内容でございます。27節の介護保険特別会計への繰出金については2億6,307万円となります。次に、地域包括支援センター事業2,746万2,000円につきましては、3名分の職員の人件費、次ページをお願いいたします。予防給付のケアマネジメント委託料が主なものでございます。

5目の福祉医療費1億697万7,000円でございます。福祉医療費の支給に関する条例の一部改正をする条例をお願いをしているわけでございますが、支給対象年齢を現在の15歳から、18歳に達する年度までに拡充するものが含まれております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、同じく6目でございます。国民健康保険費1億2,790万9,000円のお願いでございます。職員3名分の人件費と事業勘定への繰出金としまして保険基盤安定繰出金等になりますが、こちらにつきましては国保の特別会計でも触れさせていただきます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 7目の社会福祉施設管理費588万5,000円でございます。保

健福祉課で管理しておりますいわびつ荘や福寿草などの施設管理費でございます。13節使用料及び賃借料は、いわびつ荘LED照明のリース料でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 8目後期高齢者医療費2億8,011万7,000円のお願いでございます。広域連合から示されました療養給付費負担金のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。この繰出金につきましても特別会計のほうでも触れさせていただきます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 2項1目の児童措置費、子育て支援費につきましては1億3,960万8,000円のお願いでございます。扶助費の内訳につきましては、児童手当、出産祝金、子育て支援金でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

同一目内の子育てひろばにつきまして164万円をお願いでございます。はらまち保育所2階に開設いたしております子育てにこにこひろばの運営経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2目保育所費では、町内2か所の保育所の運営経費として1億8,273万8,000円をお願いでございます。財源といたしましては、保護者からの利用者負担額のほかに、電源立地地域対策交付金2,279万7,000円などを充当する予定であります。説明欄では80ページ中段まで記載がございますけれども、一般職及び会計年度任用職員の人件費等、その他経常的な経費でございます。14節工事請負費974万6,000円につきましては、旧原町保育所駐車場用地を地権者にお返しするために当該用地を畑地にする工事を行うものでございます。

続きまして、80ページ、3目学童保育費3,251万1,000円につきましては、町で運営をいたしております3か所の児童クラブに係る運営経費と、原町、太田地区にございます民間運営の児童クラブに対する運営費補助でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、3項1目の災害救助費でございます。4万5,000円をお願いでございます。一部事務組合負担金及び罹災救助資金の積立金が主なものでござい

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 82ページをお願いいたします。

4款1項1目の保健衛生総務費でございます。保健総務費1億3,844万1,000円につきましては、保健センター職員10名分の人件費を含む経常経費と負担金、補助金等でございます。83ページをお願いいたします。

原町赤十字病院への補助金につきましては、運営費補助金が1,984万4,000円と医療機器整備補助金1,000万円、医師確保対策補助金として1,500万円をお願いするものでございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金につきましては、後ほど特別会計で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2目の予防費でございます。

説明のところをご覧いただきたいと思っております。

定期予防接種事業2,100万5,000円につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種でございます。

次ページをお願いします。

定期外予防接種事業につきましては53万1,000円、インフルエンザ予防事業につきましては1,823万1,000円のお願いでございます。狂犬病等予防事業122万5,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。

続きまして、3目の母子保健費でございます。次世代育成支援事業102万円につきましては、森林環境譲与税を活用し、新生児から1歳6か月未満を対象として木育事業をお願いするものでございます。

教育事業費につきましては199万3,000円のお願いでございます。

85ページをお願いします。

妊婦支援事業につきましては1,126万7,000円のお願いでございます。主な内容としましては、妊婦健診委託料、不妊治療費の助成金などでございます。

続きまして、健康診査事業263万円につきましては、乳幼児の定期健診に係る経費でございます。

86ページをお願いいたします。

歯科健康診査事業120万2,000円につきましては、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でござ

ございます。母子医療給付事業132万6,000円につきましては、未熟児養育医療と障害児に対する育成医療に係る経費でございます。

4目の健康増進事業費でございます。健康診査事業1,001万2,000円につきましては、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や健康管理システム改修費など委託料が主なものでございます。続きまして、がん検診事業2,061万1,000円につきましては、1歳児健診時に助産師による乳がんグローブを活用した予防の指導を行う予定でございます。

87ページをお願いいたします。

各種がん検診の委託料でございます。次の生活習慣病予防対策事業74万1,000円につきましては、糖尿病予防教室や特定保健指導などの委託料でございます。

自殺対策事業46万円につきましては、自殺対策強化事業に係る経費でございます。

高齢者介護予防事業87万円は、令和3年度から始めます高齢者の保健事業と介護予防等の一体的に実施する後期高齢者の医療広域連合会受託事業となります。

次に、5目の健康推進費66万9,000円につきましては、食育の推進などに係る経費と骨髄移植ドナー支援補助金でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 同じく6目になります。環境衛生費1,820万円のお願いでございます。畜産団地建設に伴う河川等の水質検査委託料のほか、吾妻広域の火葬場運営費負担金と太陽光発電設置費補助金が主なものでございます。

続いて、7目公害対策事業費77万2,000円のお願いでございます。公害対策事業費としまして、大気汚染局の電気料や水質検査委託料でございます。放射性物質汚染対処特別措置法に伴う除染対策事業につきましては、原発事故による汚染土壌の処分を行うための工事請負費が主なものでございますが、国において処分方法が決定した場合、速やかに実施するための備えの計上となります。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 89ページをお願いいたします。

8目の保健センター管理費246万9,000円につきましては、保健センターの管理運営経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 9目霊園管理費238万3,000円のお願いでございます。主なものとしましては、管理維持のための消耗品や草刈り、剪定等の委託料です。なお、今回は整備

済み区画の販売完了が見込まれるため、8区画増設のための工事請負費を計上いたしました。集会所管理費につきましては、維持管理の経費でございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

清掃総務費2億1,312万2,000円のお願いでございます。主なものとしましては、吾妻東部衛生施設組合の運営負担金2億1,213万8,000円で、し尿、可燃物、粗大ごみの各処理負担金及び最終処分場の負担金でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。3,143万円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

建設事業補助金の350万円は、町営以外の簡易水道等の施設改修費及び調査費に補助するものでございます。次の水質検査補助金6万円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の3分の1を補助するものでございます。繰出金につきましては、簡易水道特別会計のほうで触れさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

5款労働費でございます。1項1目労働諸費でございますが、こちらにつきましては勤労者住宅資金利子補給金150万円が主なものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費3,048万9,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

農業委員会費では、農業委員、推進委員の報酬、職員人件費など農業委員会運営に係る経常経費でございます。

次ページをお願いいたします。

2目農業総務費9,282万9,000円のお願いでございます。説明欄、農業総務費では、職員13名、会計年度任用職員2名の人件費となります。そのほかに、農業後継者褒賞事業、農政対策事業は農業振興協議会への活動補助金でございます。

また、次ページをお願いいたします。

3目農業振興費7,689万4,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

主なものは、経営所得安定対策事業は、地域農業再生協議会への経営所得安定対策等補助金でございます。農業次世代人材投資事業は2名分の就農支援でございます。農業振興地域整備促進事業は、整備計画策定業務委託料でございます。農業振興対策事業は、蒟蒻病害虫防除試験圃委託料、人・農地プラン実質化に伴う業務委託料、農業機械導入事業補助金でございます。続きまして、野生動物による農作物災害対策事業は電気柵等の補助金でございます。はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業は、6件の農業機械導入に対する補助金でございます。産地生産基盤パワーアップ事業は、2件の収益性向上対策の整備に対する補助金でございます。中山間地域等直接支払事業は15集落への交付金でございます。

続いて、4目農業経営基盤強化対策事業費114万6,000円のお願いでございます。認定農業者への農用地利用集積促進奨励金が主なものでございます。

5目畜産振興費212万5,000円のお願いでございます。説明欄、畜産振興費では、防疫対策等の消耗品、畜産振興対策事業補助金など畜産振興に要する経費でございます。

6目農地費6,478万4,000円のお願いでございます。

次ページをお願いします。

説明欄、群馬県中山間地域農業農村整備事業は、本宿上ノ原地区の県営土地改良事業の事業負担金などがございます。県単小規模土地改良事業は、須賀尾地区の農道測量調査、箱島地区の用排水路整備を予定しております。鳥獣害防止対策補助金は、5地区での電気柵設置を予定しております。町単小規模土地改良事業は、農道等の維持管理事業としまして、重機等借上料、工事材料費及び町単小規模土地改良事業補助金などがございます。多面的機能支払交付金事業は、農地維持活動、資源向上活動を取り組む14組織への交付金などがございます。

続いて、7目地籍調査費806万1,000円のお願いでございます。2年度に実施いたしました岩島の2地区の地籍測量業務委託料が主なものでございます。

次ページをお願いします。

6款2項1目林業振興費4,417万3,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

主なものですが、林業振興費は緑の県民基金伐採事業、町内民有林意向調査などの委託料、森林整備担い手対策事業、木材流通促進事業などの補助金、また積立金といたしまして森林環境譲与税基金積立金が主なものでございます。有害鳥獣捕獲事業は、わな等の購

入費、イノシシ、鹿などの有害鳥獣捕獲事業補助金でございます。地域おこし協力隊事業は、隊員の活動に要する経費でございます。

次ページをお願いいたします。

2目林業基盤整備費2,560万円のお願いでございます。説明欄、広域林道開設事業は、森林基幹道吾嬭山線の用地測量等の委託料と用地購入費などがございます。県単林道改良事業は、林道北榛名山線の舗装工事に要する経費でございます。町単林道整備事業は、林道の維持管理のための修繕料、除草業務委託料、重機等の借上料、林道作業道総合整備事業補助金でございます。

3目町有林管理費1,618万円のお願いでございます。主なものは、森林国営保険料、町有林管理委託料は町有林5ヘクタールの皆伐を予定しております。

続きまして、3項1目水産振興費14万9,000円のお願いでございます。吾妻漁業協同組合及び東吾妻町支部への補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 7款商工費、1項1目商工総務費でございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、キャンプ場の係員の報酬でございます。一般職員給与5名分の人件費等々につきましては人件の総務費が載っております。よろしくをお願いいたします。

2目商工振興費でございます。こちらについては、総合対策事業としまして1億2,982万円でございます。小口審査の委員の報酬等でございますが、商工会への補助金1,225万6,000円、また住宅新築改修等補助金1,000万円、また、一番下が企業立地促進条例関連の奨励金でございます。9,014万7,000円等が主なものでございます。

3目観光費でございます。こちらにつきましては5,939万8,000円のお願いでございます。観光管理費2,977万7,000円につきましては、工事請負費として540万円、観光看板等の整備を考えてございます。

1枚はぐっていただきまして、観光協会への補助金1,950万円、また観光振興事業補助金、こちらにつきましては328万4,000円、シャトルバスの運行等の補助金でございます。

次の事業でございます。観光宣伝事業901万6,000円でございます。こちらにつきましては、主なものとしましては、ICT等を活用しました多言語音声ガイド整備事業委託料でございます。こちらにつきましては、多言語、コロナ禍が過ぎた後のインバウンドに対しまし

て、多言語の観光案内ができるようなシステムを構築していきたいというふうに考えてございます。続きまして、温川キャンプ場管理事業98万2,000円とあづま森林公園キャンプ場管理事業314万6,000円、こちらにつきましてはおのこのキャンプ場を管理運営していくための費用でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、108ページでございます。

公園等管理事業でございます。361万4,000円でございます。こちらについては、工事請負費130万円、また、こちらについては公園内の、役場のすぐ下の公園の柵が壊れていたりするのを直す工事でございます。その下が、都市公園管理事業309万6,000円でございます。こちらにつきましても、公園等の修繕の工事費が210万円ほど入っております。続きまして、溪谷自然公園事業でございます。344万5,000円でございます。こちらにつきましても、庁舎等修繕料145万円みでございます。溪谷内の遊歩道の整備等の費用でございます。よろしくお願いいたします。その次が、日本ロマンチック街道5万4,000円につきましては日本ロマンチック街道負担金の5万円等でございます。その次が、忍びの町ひがしあがつま推進事業626万8,000円でございます。こちらについては、1枚はぐっていただきまして、最後のほうにございますが、岩櫃城忍びの乱事業運営費補助金200万円、また岩櫃城忍び登山運営補助金50万円等が主なものでございます。

4目の消費者行政推進費でございますが、こちらにつきましては一部事務組合の負担金でございます。140万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 111ページをお願いいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費1億1,288万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

職員15名分と、あと会計年度任用職員1名分の人件費と、道路台帳、橋梁台帳の補正業務委託料、そしてそれを管理しているGISシステムサーバーの委託料等でございます。また工事請負費につきましては、町道番号の設置工事を行っております。それとあと水銀灯の交換工事の工事費でございます。

続きまして、2目道路維持費1億4,262円3,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

これにつきましては、町道の維持管理費の経費が主なものとなっております。經常経費に



つきましては、グレーダー、ダンプ等の経費でございます。そして、測量設計管理委託料として、今年度につきましてはグレーダー車庫を予定しておりますので、その委託料等があります。そして、除雪砂まき委託料として1,200万円を計上しております。また、昨年に続きまして地域道路管理と、またそれに続いて元ノ宿・栗平峠線と大沢・長藤線の道路舗装等も予定をしております。また、17節備品購入費としまして計上しているのは、凍結散布車の購入を予定しているところであります。18節の県営事業負担金については、群馬県で実施していただいている榛名西麓の町負担分でございます。

続きまして、3目道路改良費、合計で1億8,026万1,000円をお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

道路改良費で1億3,534万9,000円をお願いでございます。測量設計委託料としては、町道新井・横谷・松谷線の詳細設計など2路線、工事費につきましては、町道長寿園線など4路線の改良工事を予定しております。また、21節補償金につきましては、町道鳩の湯線など2路線の補償金でございます。続きまして、上信自動車道関連事業4,491万2,000円でございますが、これにつきましては、上信自動車道の関連工事に伴うものとして、主な路線として町道植栗・十二ヶ原線、それとあと川戸インター近辺に伴う町道の測量設計、また補償金というふうな形になっております。よろしく願いをいたします。

続きまして、4目橋りょう維持費4,307万9,000円をお願いでございます。これにつきましては、測量設計委託料3,600万円は、60橋の橋梁の定期点検、そして跨線橋の点検業務となっております。そして、橋梁の補修設計の委託料として、吾妻峡橋、根古屋橋を予定しているところでございます。

次に、2項1目都市計画総務費、合計で142万9,000円をお願いでございます。これにつきましては、説明欄をご覧ください。12節の委託料でございますけども、これは都市施設台帳を整備するということになります。

次のページになりますが、広場管理費として51万8,000円です。これは、主にふくし・ふれあいロードの管理費用となっております。

以上ですが、よろしく願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 続きまして、2目の下水道費でございます。総額で2億488万5,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町の負担金255万7,000円、これは高崎市との協定書に基づく負担金でございます。繰出金2億232万8,000円につきましては特別会計のほうで説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 115ページをご覧ください。

3項1目公営住宅管理費2,034万4,000円のお願ひでございます。

説明欄をお願ひいたします。

町営住宅管理費が主なものとなります。そして、保守点検委託料、また借地料となっております。今年度につきましては、八幡原団地の火災報知機の改修工事としまして550万円を計上しております。

次に、2目定住促進管理費63万3,000円のお願ひでございます。これは、箱島定住促進住宅の管理経費が主となります。

次に、3目住宅管理費1,092万9,000円のお願ひでございます。

説明欄をお願ひいたします。

住宅・建築物安全ストック形成事業が1,079万5,000円でございます。これは、3年度に計画しております耐震改修計画の改定業務を委託というところで215万8,000円、そして木造住宅改修補助金を2件分、200万円、あと空家除却補助金を12件分、600万円を計上しております。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関和夫君） 空家対策事業につきましては、空家等対策協議会に係る経費でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございます。3億6,585万1,000円、前年度より約4,100万円ほどの増額でございます。

次ページへいただきまして、この増額の要因でございますが、新しい消防署の庁舎、これの起債の償還が始まるということで、広域への負担金の増加が要因でございます。償還額に対する東吾妻町の負担額につきましては、令和3年度から4年間は年間約3,000万円ほど、その後、令和21年度までの15年間、これについては年間2,200万円から300万円を見込んでおられるところでございます。そのほか、この消防費では消防団員310名分の報酬及び出動

旅費並びに消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。また、令和2年度に中止となりましたポンプ操法大会、これが令和3年度に行われますので、その経費なども含まれております。工事請負費は、防火水槽3基の新設工事、それから消火栓1基の新設工事を見込んでおります。備品購入におきましては、耐火服とポンプ操法大会のホースなどを計上させていただきました。

続きまして、2目の水防費でございます。消耗品1万円を計上いたしました。

次に、3目の防災費でございますが2億6,355万9,000円のお願いでございます。

次ページへ行っていただきまして、工事請負費につきましては、最終年となります防災行政無線のデジタル化事業でございます。各家庭の個別受信機、岩島、坂上、東地区と今年度で設置できなかった世帯への設置を予定しているところでございます。その額が2億4,916万1,000円でございます。そのほかは現在の防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、10款1項教育総務費、1目教育委員会費では211万5,000円のお願いでございます。教育委員4名の報酬及び委員会の運営経費でございます。

2目事務局費では1億1,124万8,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

事務局費の1億785万6,000円につきましては、124ページ上段まで記載がございますが、特別職、一般職員及び学校教育指導員の人件費、また経常的経費でございます。13節使用料及び賃借料のうち一斉メッセージ配信システム使用料41万3,000円につきましては、小・中学生の保護者、教職員、教育委員会事務局職員を対象としたメッセージ送信システムを来年度から使用するための経費でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、町外小・中学校等給食費補助金は、町外の学校等に通われている子供の保護者が給食費を負担している場合に補助するものでございます。最下段の小・中学生英検、漢検受験料補助金につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の子育て応援推進事業の一環として令和2年度から始めた補助制度でございます。124ページの24節積立金のうち学校施設整備基金積立金326万円は、旧東中学校の校舎及び校庭を民間企業に貸しております賃借料と旧岩島中学校の校舎の一部を県埋蔵文化材調査事業団に貸しております賃借料の全額を学校施設整備基金に積み立てるものでございます。令和2年度まで中学校管理費に予算措置されておりましたが、来年度か

ら事務局費に措置をいたします。

次に、124ページ、東吾妻町育英事業5万9,000円につきましては、育英審議会開催に伴います経費でございます。中学校海外派遣事業333万3,000円につきましては、中学生12名を台湾基隆市に派遣するための経費でございます。企画課長の説明にもございましたとおり、本年度まで2款総務費に予算措置されておりましたが、来年度から教育費に措置するものでございます。引き続き町長部局と連携して取り組んでまいります。

続きまして、3目教育研究会費は70万5,000円のお願いでございます。管内こども園、小・中学校の教育に関する調査研究に要する経費と、例年3月に開催しております研究発表会に要する経費でございます。

4目通学バス運営管理費では1億3,646万円をお願いでございます。通学用スクールバス運行に係る経費、学校行事、各種大会等の送迎に要する借上料に併せ、坂上地区の中学生定期代分負担金として150万円をお願いいたしております。

続きまして、5目給食センター運営管理費では1億8,980万7,000円をお願いでございます。給食運営委員会の委員報酬及び会議開催経費と、一般職員及び会計年度任用職員の人件費や賄い材料費のほか、給食センター運営に係る経常経費でございます。令和元年度から受託しております県立吾妻特別支援学校高等部の給食調理業務も引き続き行うこととなっております。

127ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費では1,963万3,000円をお願いでございます。外国語指導助手4名の報酬等経常経費でございます。7月末をもって2名が退職するため、新たな外国語指導助手2名を招致する予定であります。

次のページをお願いいたします。

10款2項小学校費、1目小学校学校管理費では1億2,318万2,000円をお願いでございます。学校管理費事務局分1億771万1,000円につきましては、130ページ下段まで記載がございますが、一般職員、マイタウンティーチャー・特別支援員、講師の会計年度任用職員に係る人件費、及び5小学校の学校運営に係る経費でございます。13節使用料及び賃借料は、校務用パソコンのリース料等でございます。14節工事請負費では、東小学校のエキスパンションジョイント修繕工事、太田小学校の校門改修工事、また学校プール内部の塗装やプールサイドの劣化が進んでいるプールの補修工事等を予定いたしております。このプール補修工事の財源といたしまして、合併特例債1,420万円の充当を予定いたしております。また、17節

備品購入費では、岩島小学校の児童用机、椅子の購入、東小学校の網戸購入等を予定いたしております。各小学校ごとの予算につきましては、130ページ下段から136ページ上段にかけて記載がございます。後ほどご覧いただければと存じます。

136ページをお願いいたします。

2目小学校教育振興費では2,929万3,000円をお願いでございます。教育振興費事務局分につきましては1,900万6,000円をお願いでございます。通常の教材教具に係る経費や就学援助関係の経費でございます。13節使用料及び賃借料は、教科学習ソフトでありますスタディサプリとミライシードの使用料やパソコン教室用パソコンのリース料等でございます。19節扶助費は、要保護・準要保護児童就学援助費及び特別支援学校就学奨励費でございます。各小学校ごとの経費につきましては、137ページにかけて記載がございます。後ほどご覧いただければと思います。

小学校施設整備費につきましては廃目でございます。

続きまして、10款3項中学校費、1目中学校管理費では4,655万円をお願いでございます。学校管理費事務局分4,033万5,000円につきましては、説明欄139ページ中段まで記載がございますが、一般職員及び会計年度任用職員に係る人件費及び中学校の学校運営に係る経費でございます。12節委託料につきましては、エレベーター保守点検委託料や電気工作物の保守点検委託料などでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、校務用パソコンのリース料等でございます。14節工事請負費では、職員休憩室の空調設備設置工事や屋上外壁防水塗装工事を予定いたしております。この工事の財源として、合併特例債690万円の充当を予定いたしております。139ページ中段から次ページにかけて中学校の予算が記載されております。後ほどご覧をいただければと存じます。

140ページをお願いいたします。

2目中学校教育振興費では1,620万円をお願いでございます。教育振興費事務局分につきましては1,190万6,000円をお願いでございます。通常の教材教具に係る経費や就学援助関係の経費でございます。10節需用費のうち、消耗品費では、学力検査用紙購入のほか、令和3年度教科書改訂に伴います教師用教科書、指導書の購入を予定いたしております。13節使用料及び賃借料につきましては、スタディサプリとミライシードの使用料、それからパソコン教室のパソコンリース料等でございます。

続きまして、10款4項こども園費、1目こども園管理費では2億5,618万1,000円をお願いでございます。こども園管理費事務局分2億4,733万1,000円につきましては、143ページ

中段まで記載がございますが、一般職員及び会計年度任用職員に係ります人件費等経常経費でございます。14節工事請負費では、あづまこども園の園児用下足入れ更新工事などを予定いたしております。143ページ中段から147ページ下段にかけまして、各こども園ごとの予算が記載されております。後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、147ページ、2目こども園教育振興費では241万5,000円のお願いでございます。各こども園の教材教具の経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続きまして、5項社会教育費、1目の社会教育総務費でございます。総額1億5,050万8,000円のお願いでございます。社会教育総務費につきましては、社会教育に係る職員の人件費が主なものです。そのほか、社会教育委員の報酬、社会教育関係団体の補助金、それから社会教育活動に係る費用でございます。

成人式につきましては71万6,000円でございます。成人式を実施するための通知や式の運営に係る費用でございます。

次に、2目の公民館費でございます。2,480万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧いただきまして、中央公民館運営費1,433万1,000円をはじめ高齢者教室事業32万3,000円、公民館読書推進事業で112万4,000円等でございます。なお、太田公民館運営費294万3,000円など、以下説明欄をご覧いただきたいと思うんですけども、岩島公民館、坂上公民館、東公民館の運営管理等に係る費用が主なものでございます。

続きまして、157ページからになります。お願いします。

3目文化財保護費でございます。こちらにつきましては、文化財調査委員の報酬、大戸、岡崎の資料館の運営、指定文化財の保護団体への補助金等が主なものになります。令和3年度は委託費に建造物の調査委託費を計上させていただいております。それから、岩櫃城保存整備事業では、国指定となった岩櫃城跡の保存活用計画を策定するための費用でございます。岩櫃城フォーラムの開催に係る費用や岩櫃城関連の展示会を行う予定でおります。それらの費用を計上させていただきました。そのほか、県や文化庁等との連絡調整に係る費用を計上させていただいております。

159ページ、4目青少年対策費でございます。214万6,000円につきましては、青少年に係る委員報酬や活動に係る費用、子ども会、育成団体等への補助費用などがございます。杉並・東吾妻子ども交流会の事業費につきましては170万1,000円をお願いしたいと思っております。杉並区・東吾妻の子ども交流会の実施に係る費用でございます。令和2年度は新型コロ

ナウウイルスの感染拡大防止の観点から中止になりましたが、今年度は多少規模を縮小して、感染予防対策を取りながら実施をしていくように今進めております。

160ページをお願いします。

発掘調査費1,303万7,000円につきましては、発掘調査事業、試掘調査に係る費用でございます。上信自動車道などに関連する道路の拡幅ですとか家屋の移転などで埋蔵文化財の調査に係る費用でございます。

次のページ、161ページ、6項保健体育費、保健体育総務費でございます。1目保健体育総務費1,919万3,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧いただきたいと思います。

保健体育総務費につきましては984万1,000円。こちらは、主なものとしてスポーツ推進委員の報酬やスポーツ振興に係る補助金などが主なものでございます。杉並・東吾妻のオリンピック観戦事業手配委託料につきましては、今年度のオリンピックが延期されておりますので、来年度実施する方向で進んでいるところではございますが、ちょっとどうなるか、観戦ができるかどうか分からない状況ではありますが、予算を計上させていただきました。そのほか、スポーツ推進事業につきましては、15名の推進委員の報酬、研修費用等でございます。それから、スポーツフェスティバル事業については、スポーツフェスティバルの運営に係る費用でございます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 健康管理対策事業では467万9,000円のお願いでございます。各こども園や小・中学校の健康診断等に要する経費でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋昇君） 続きまして、郡民スポーツ大会事業でございます。来年度も、今年度は実施できませんでしたが、来年度も草津町を主会場に行われる予定で今進んでおります。練習費等の補助金、大会への参加に係る費用をお願いいたしたいと思います。また、郡民スポーツ大会につきましては議員の皆様にもいろいろ種目等の参加でお世話になります。日程等がまた決まりましたらご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、164ページの2目学校開放事業でございます。こちらにつきましては、小・中学校の体育施設を学校運営に支障のない範囲で町民のスポーツ活動に利用する事業でございます。222万円のお願いでございます。

続きまして、3目施設管理費5,640万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧いただきたいと思ます。

社会体育施設の管理運営事業など、町民体育館、スポーツ広場などの社会体育施設の貸出しや施設管理や施設整備に要する費用でございます。公園管理事業費は、スポーツ広場西側の公園遊具の点検費用でございます。社会施設整備事業では、奥田社会体育館の屋根が雨漏りをしておりますので、そちらのほうを修繕、直す工事を工事費として予定させていただきました。4,180万円のうち3,970万円につきましては合併特例債を充てる予定でございます。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 11款1項1目農業用施設災害復旧費16万円のお願いでございます。農業用施設への災害が発生した場合、初期対応するための委託料などを計上しました。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、2項1目河川復旧費7万円は、存目設定として計上しております。

次に、2目道路復旧費116万円は、応急処置分として機械借り上げなどを計上しております。

続きまして、3目橋りょう復旧費1万円についても、存目設定として計上しております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 12款1項公債費、1目の元金につきましては11億5,513万7,000円、前年比較7,288万6,000円の増額でございます。2目利子につきましては6,205万8,000円、前年比較830万5,000円の減額となります。

13款諸支出金、1項公営企業費につきましては、水道事業会計への補助金2,000万円、前年同額でございます。

14款予備費につきましては、昨年度と同額1,000万円のお願いでございます。

168ページから178ページまでが給与費明細書、179ページは地方債の残高見込みの調書でございます。

以上で令和3年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。



本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

会議の途中ではありますが、休憩といたします。再開を2時15分といたします。

(午後 2時04分)

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 2時15分)

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定ですが、令和3年度の予算総額は歳入歳出それぞれ17億5,521万7,000円で、前年度と比較いたしますと4,921万5,000円の減額となります。

次に、施設勘定ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ7,661万1,000円で、前年度と比較いたしますと863万1,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国保特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、2ページから4ページにつきましては事業勘定及び施設勘定の款項の区分ごとの第1表歳入歳出予算でございます。

次に、5ページから6ページになりますが、事業勘定の事項別明細書の歳入と歳出でございます。まず、5ページの歳入でございますが、1款国民健康保険税、5款県支出金、7款繰入金、8款繰越金、9款諸収入、10款剰余金精算金で、6款財産収入は8,000円、2款使用料及び手数料、3款国庫支出金、4款療養給付費交付金は予算上1,000円の計上となります。

次に、6ページの歳出では、1款総務費、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金、5款保健事業費、7款諸支出金が主な支出となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳入のそれぞれの内訳でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税、合わせて2億7,697万5,000円を見込んでおります。説明欄につきましては、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分等について記載がされております。

次のページになりますが、2款の使用料及び手数料につきましては督促手数料1,000円の計上でございます。

次の3款1項国庫支出金につきましては、1目の災害臨時特例補助金として1,000円の計上のみでございます。

次ページ、4項1款1目療養給付費負担金は、過年度分として1,000円の計上でございます。

5款1項1目の保険給付費等交付金は13億1,461万5,000円です。保険給付費等に係る費用を県より交付金として受入れするものでございます。内訳は、1節の普通交付金として療養諸費等に係る交付金と2節の保険者努力支援分や特別交付金などの交付金となります。

次の2項1目の財政安定化基金交付金につきましては1,000円の計上でございます。

次のページ、6款財産収入は基金積立金利子でございます。

7款1項1目一般会計繰入金1億758万5000円、1節の保険基盤安定繰入金から6節のその他一般会計繰入金までですが、それぞれ法令に基づく町負担分を一般会計から繰入れするものでございます。

11ページ、2項の基金繰入金は1,000円の計上でございます。

8款繰越金は、前年度繰越金4,641万1,000円でございます。

9款1項は保険税に係る延滞金、続いて、12ページ、2項は第三者納付金等になります。

10款は786万6,000円で、説明にもありますとおり、普通交付金の剰余金精算金でございます。

ます。

次に、13ページをお願いいたします。歳出となります。

1款1項1目一般管理費473万8,000円、事務費、委託料等の経常経費でございます。2目は、県連合会負担金でございます。

2項徴収費18万5,000円は、徴収業務に係る経常経費でございます。

3項運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費でございます。

2款1項療養諸費は、1目、3目、5目の合計11億643万円でございます。2目及び4目の退職被保険者療養給付費、療養費は、退職被保険者制度終了のため廃目となります。

2項の高額療養費、1目、3目、5目で1億8,175万8,000円でございます。2目及び4目の退職被保険者高額療養費、高額介護合算療養費は、制度終了のため廃目となります。

16ページ、3項移送費、4項出産育児諸費、5項の葬祭費でございますが、前年度情勢を勘案し増額といたしました。

次の17ページ、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、1項の医療給付費分が1目の一般被保険者分で2億8,000万7,000円、2項後期高齢者支援金等分が9,467万8,000円でございます。

3項の介護納付金分は2,660万4,000円となります。

18ページ、4款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上でございます。

5款1項特定健康診査等事業費1,025万8,000円、特定健康診査等事業費の経費及び委託料となります。

2項の保健事業費は、合計で976万7,000円、保健衛生費として保健指導費等の委託料や疾病予防費として人間ドック委託料を計上しております。

19ページ、6款基金積立金は利息分でございます。

7款1項償還金及び還付加算金1,041万7,000円、保険税の還付金及び国庫支出金等の返納金でございます。

20ページの2項繰出金618万円は、施設勘定への繰出金でございます。3項指定公費負担医療費立替金は廃目となります。

8款予備費2,000万円を計上しております。

次に、施設勘定についてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

1の総括でございますが、歳入、1款療養収入から6款諸収入までと歳出の1款総務費か

ら3款公債費となります。歳入歳出それぞれ7,666万1,000円で、前年度比863万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬から5目一部負担金までの合計4,857万1,000円、2項その他診療収入101万5,000円で、それぞれ診療に係る収入を見込んでおります。

2款1項の使用料1万2,000円、23ページの2項手数料15万4,000円は、往診に係る車両使用料収入と診断書等の手数料でございます。

3款1項1目国保施設県補助金は618万円、特別調整交付金に係る県補助金を計上しております。

4款1項一般会計繰入金は1,343万4,000円、24ページ、2項事業勘定繰入金618万円でございます。

5款1項繰越金は100万円を計上しております。

6款1項受託事業収入10万円、特定健診等の収入でございます。

25ページ、2項は雑入でございます。

次に、26ページからの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費4,268万6,000円で、内訳としましては、4名分の職員人件費3,378万円と施設管理費として835万4,000円で、主に消耗品や施設管理に係る経常経費でございます。

27ページ中段になりますが、研究研修費については55万2,000円を計上しております。

次の2款1項医業費は3,132万3,000円で、1目医業管理費は60万6,000円、代診医師の負担金や消耗品等の経費でございます。

28ページ、2目医療用機械器具費299万8,000円でございますが、備品等の修繕料と医療用酸素吸入器のリース料となります。

3目医療用消耗機材費は、医療用消耗品としまして117万6,000円、4目医薬品衛生材料費は、医薬品の購入代金としまして2,520万円を計上しております。

5目検査費134万3,000円は、血液検査等委託料でございます。

3款公債費は、元金、利子合計265万2,000円でございます。

次の30ページから35ページにつきましては給与費明細等でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,718万2,000円で、前年度と比較しますと884万6,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、3ページからご覧ください。

事項別明細書総括になりますが、予算総額は、先ほど町長も提案されましたとおり、歳出歳入それぞれ2億1,718万2,000円で、前年度比884万6,000円の増額となります。

次の4ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料、合計で1億5,097万6,000円でございます。1目、特別徴収保険料と2目、普通徴収保険料で、群馬県広域連合での試算による保険料の見込みでございます。

次の2款1項一般会計繰入金6,490万4,000円につきましては、1目事業費繰入金と2目保険基盤安定繰入金としまして、県の負担金分を含めた法定繰入分でございます。

3款1項1目雑入100万円は、広域連合からの人間ドック助成費を計上しております。同じく2項1目は、保険料還付金としまして30万円の計上でございます。3項1目延滞金、4款1項繰越金、それぞれ1,000円を計上しております。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、事務費委託料等の経常経費です。2項1目徴収費は、徴収に係る通信運搬費等となります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,428万5,000円で、県広域連合への負担金でございます。

3款1項1目人間ドック助成事業費100万円、50人分の委託料を計上しております。

4款は予備費となります。

本会計につきましては、群馬県の広域連合が運営主体となり、保険料の決定、費用の給付を行っているものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度予算は、総額で歳入歳出それぞれ18億3,960万8,000円で、前年度と比較いたしまして5,186万2,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、予算書の5ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、対前年比で1.7%増となり、介護保険料改正案による額で計上しております。

2款1項1目の負担金につきましては、生活支援宿泊事業の利用者の負担金を見込んでおります。

3款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対する法定負担分で、施設サービス分が15%、在宅サービス分が20%となります。

6ページをお願いいたします。

2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費の7%を見込んでおります。2目、3目の地域支援事業交付金は、地域支援事業費に対する法定負担分を計上しております。4目の介護保険事業費補助金につきましては存目計上となります。5目の保険者機能強化推進交付金、6目の介護保険保険者努力支援交付金は保険者の取組評価分となります。

4款1項の支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%の計上となります。1目は介護給付費交付金、7ページをお願いいたします。2目は、地域支援事業交付金の負担分を計上しております。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に県の法定負担分を計上しております。2項の県補助金につきましても法定負担分を計上しております。

8ページをお願いいたします。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子でございます。

7款1項の一般会計繰入金、1目から4目までは法定負担分となります。事務費繰入金につきましては、歳出の総務費にあてられます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金、また8款の諸収入につきましては存目計上となります。

9款1項1目の繰越金については、前年度の繰越金でございます。

続きまして、11ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項1目の一般管理費につきましては経常的な経費でございます。

2項の介護認定審査会費につきましては、主治医意見書作成手数料、12ページをお願いいたします。認定調査委託料。2目の介護認定審査会委託料につきましては、吾妻広域の認定審査会に対する負担金でございます。

3項の趣旨普及費につきましては、介護保険関連の啓発資料作成費用でございます。

4項の徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

13ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございますが、対前年比で2.9%の増額を見込んでおります。要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、サービス区分ごとの目別の計上となっております。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者の方が利用したサービスに対する給付費で、先ほど同様に目ごとの計上となっております。

14ページをお願いいたします。

3項その他諸費につきましては、審査支払手数料でございます。

15ページをお願いします。

4項の高額介護サービス等費につきましては、自己負担額が高額になったときの負担軽減でございます。



5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、年間の医療と介護の自己負担分の合計額が高額となったときの負担軽減でございます。

6項の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者対策費としまして施設入所の食費や居住費の負担軽減でございます。

16ページをお願いします。

3款1項の基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への利子分の積立金でございます。

4款の地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターが中心となって実施している介護予防事業でございます。事業名を変更いたしました。対前年比99.3%となります。

17ページ、2項の一般介護予防事業費につきましては、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象とした各種事業費でございます。

18ページをお願いいたします。

3項の包括的支援事業・任意事業費の1目の包括的支援事業は、認定調査に係る費用でございます。

19ページをお願いします。

2目の任意事業は、認知症支援等の事業費、3目社会保障充実分の主なものは生活支援体制整備事業で、第1層及び第2層協議体の運営費でございます。20ページに各種事業費を計上しております。

21ページをお願いいたします。

4項のその他諸費につきましては、介護報酬の審査支払手数料でございます。

5款1項の償還金及び還付加算金につきましては、所得構成等に伴う還付金でございます。2項の繰出金につきましては、地域包括支援センター経費に対する一般会計への繰出金でございます。

22ページをお願いいたします。

6款1項1目は予備費でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはそ

の審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(須崎幸一君) 日程第24、議案第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長(中澤恒喜君) 議案第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,500万7,000円で、前年度と比較いたしますと1億1,355万円の増額となります。この増額につきましては、宅地造成事業における造成宅地第2次スクリーニング調査事業及び情報通信事業における地デジ放送再送信装置更新事業などが主な要因となっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(水出智明君) それでは、予算書の4ページをお願いいたします。事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、4ページの歳入でございますが、1款1項1目負担金でございます。情報通信事業施設の加入負担金としまして、5件分で25万円を計上いたしました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、説明欄をご覧ください。情報通信事業施設使用料として690件分の414万円を見込んでおります。また、滞納繰越分として1,000円を計上

しております。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、1区画の売払い、494万円と過年度分として1,000円を見込んでおります。

次に、財産運用収入の1目利子及び配当金では、地域開発基金利子として1,000円、2目財産貸付収入では小水力発電施設の貸付料として1,320万円を計上させていただいております。

続きまして、4款1項1目地域開発基金繰入金。一般会計に繰り出すために前年度より1,400万円の増額の1,800万円を計上させていただきました。

次に、2項1目の一般会計繰入金ですが、4,878万1,000円を計上いたしました。前年度より3,600万円ほど増額となりまして、宅地造成事業に3,535万5,000円、情報通信事業としまして1,342万5,000円、次ページへいっていただきまして、発電事業といたしまして存目で1,000円を計上させていただきました。この増額要因につきましては歳出のところでご説明したいと思います。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として3,000円を計上させていただきました。

続きまして、6款1項1目雑入でございますが、上信道建設に伴いまして光ケーブル施設の移転補償として448万5,000円、光ファイバーの芯線の貸付料として216万3,000円を計上いたしました。

次に、7款1項1目総務費県補助金でございますが、宅地耐震化推進事業補助金として2,054万2,000円を計上いたしました。この補助金は新規事業として計上したものでございます。これにつきましても歳出のところで説明をさせていただきます。

次に、8款1項1目総務債、地上波デジタル放送再送信装置更新工事、これに3,850万円を過疎債として充当するものでございます。

次ページ、8ページにいただきまして、歳出になります。

1款1項1目宅地造成事業費でございますが、6,083万9,000円のお願いでございます。前年度から5,411万9,000円の増額でございます。この要因ですが、箱島の農村公園の部分を住宅地にしていくという予定でありまして、その測量設計委託料1,409万1,000円を計上したところです。併せまして、造成宅地第2次スクリーニング調査委託料、これが4,108万5,000円でございます。この造成宅地第2次スクリーニング調査につきましては、岡崎の岩久保団地、それから植栗の舞台団地の調査になります。この調査につきましては、阪神淡路

大震災や東日本大震災の教訓から、国のほうで大規模な盛土造成地の安全対策ということで、ここの大規模盛土造成地の把握調査やその安全性だとかの確認、それから危険性が高い場合には崩落防止工事などの予防対策を国のほうでは進めております。それを受けまして、群馬県のほうで県内のこういう大規模盛土造成地の調査を行いました。その結果、この岩久保団地と舞台団地がのり面の角度ですとか擁壁の高さ、この辺で造成当時は基準をクリアしていたんですけども、現在の基準にクリアしないというところで、調査においては早急にしたほうがいだろうというご指摘をいただきまして、県の宅地耐震化推進事業補助金、これが事業費の2分の1補助出るものですが、これを受けて調査をしようというものでございます。調査内容としますと、危険があるかどうか、これを調査していくというものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費でございます。これにつきましても6,296万5,000円のお願いでございます。この事業も前年度から4,543万1,000円の増加となっております。この要因につきましても、工事請負費において地上波デジタル放送再送信装置の更新工事ということで、これに3,850万円を計上しているところでございます。ここに過疎債を充当するという予定でございます。請負工事費につきまして、ほかにケーブル移設工事等の工事請負費なども含まれまして5,647万4,000円を計上しているところでございます。

次に、3項1目の発電事業費でございます。3,120万3,000円のお願いでございます。地域開発基金積立金に1,252万8,000円と、一般会計への繰出金1,800万円が主なものでございます。この1,800万円、一般会計に繰り出す1,800万円につきましては、箱島地区の町道8054号線の改良工事に充てるものというものでございます。

続いて、最終ページですが、10ページをご覧ください。地方債残高の見込みに関する調書でございます。今年度は地方債の残高ありませんでしたが、先ほど申し上げました地上波デジタル放送の再送信装置更新工事、これにつきまして3,850万円を過疎債を充てていくということで、この見込額として掲載をいたしました。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(須崎幸一君) 日程第25、議案第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長(中澤恒喜君) 議案第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度予算の総額は、歳入歳出とも5億3,747万円で、前年度と比較いたしますと1,365万8,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) お世話になります。

そうすれば、下水道事業の特別会計予算書について説明をさせていただきます。

最初に1ページをお願いします。

大変申し訳ございません。字句の訂正のお願いでございます。1条、2条の一時借入金のところ、「4条」と書いてございます。これを「3条」に訂正をお願いしたいと思います。続いて、次の歳出予算の流用、「5条」となっておりますところを「4条」というふうに訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、5ページをお願いいたします。

2歳入の1款分担金及び負担金でございます。1項1目の農業集落排水分担金が、箱島岡崎地区、岩下矢倉地区で2件ずつの加入の90万円を見込んでございます。2項1目の公共下

水道負担金ですが、本年度分と滞納繰越分で合わせて486万3,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございます。1目の公共下水使用料ですが、月平均使用料3,710円で4,474万2,000円、滞納繰越分20万円を見込んでおります。次に、2目の浄化槽使用料ですが、設置時使用料690万円です。これにつきましては40基、人槽にしまして230人槽分を見込んでおります。次に、2節の月額使用料9,372万7,000円ですが、月平均使用料4,388円で算出しております。

6ページをお願いいたします。

3節の滞納繰越分は45万円見込んでおります。4節の汚泥引抜清掃料は、会社、事業所等の45基分297万円でございます。続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が月平均使用料3,755円、岩下矢倉地区は3,191円で算出をし、両地区合計で2,884万9,000円を見込んでおります。2節の滞納繰越分は、2地区合わせて50万円を見込んでおります。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目の生活排水費国庫補助金2,051万円は循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、4款1項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で463万2,000円を見込んでございます。

7ページをお願いします。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金合わせまして2億1,828万5,000円のお願いでございます。

次に、6款1項の繰越金は、前年同様300万円を見込んでおります。

7款諸収入、1項の預金利子ですが、基金積立金利子の2,000円でございます。

8ページをお願いします。

2項の1目雑入はご覧のとおりでございますが、2節の浄化槽整備事業雑入から4節の岩下矢倉地区雑入までにつきましては、上信道建設工事に伴う工事費及び設計費の補償金を見込んでございます。2目の駐車場等付帯工事費は、10基分の駐車場使用等の浄化槽付帯工事60万円を見込んでおります。

続きまして、8款1項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、合わせまして8,510万円を予定しております。

続きまして、10ページ、3歳出をご覧ください。

1款1項の総務管理費でございますが、1目の一般管理費3,245万円は、職員4名分の人

件費と事務的経常経費でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、2款1項の建設事業費に7,777万3,000円のお願でございます。

これ以降につきましては各事業ごとに掲載してございますので、説明欄をご覧願います。

最初に、公共下水道事業費に529万1,000円のお願でございます。主なものとしましては、測量設計委託料60万円、これは新規の取付管等の設計費でございます。工事費は440万円、これは取付管や公共ますの新規の設置の工事費を見込んでございます。

続きまして、浄化槽整備事業費6,403万円のお願でございます。40基の設置を計画しております。設計費に163万円、工事請負費5,558万6,000円、それから、これに対する排水設備設置工事費補助金として375万円を計上いたしました。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区ですが、515万7,000円のお願でございます。主なものとしましては、測量設計委託料に396万円、こちらは箱島地区の住宅団地設計業務、それから上水道建設に伴う下水管渠の施設設計業務委託でございます。工事請負費に114万円、こちらはマンホールの高さ調整や取付管及び公共ますの工事の設計費を計上しております。

12ページをお願いします。

農業集落排水岩下矢倉地区329万5,000円のお願でございます。こちらも測量設計委託料に200万2,000円、上水道建設工事に伴う下水管の移設設計業務です。工事請負費に114万、これも新規加入取付管工事及びマンホールの高さ調整工事等が主なものでございます。

続きまして、3款1項の施設管理費1億9,177万3,000円のお願でございます。施設管理費につきましては、包括業務委託として公共下水及び農業集落排水2施設の処理場、ポンプ場の管理業務を行い、管路については5か年のサイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所については適宜修繕していくという、計画的に進め経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

初めに、公共下水道事業費ですが、4,562万8,000円。主なものとして、電気料、施設管理委託料、脱水汚泥運搬処理業務委託と公営企業会計法適用支援業務の700万円。それから、工事費に277万2,000円でございます。

続きまして、浄化槽の整備事業費9,546万1,000円のお願でございます。ここでは、浄化槽の備品修繕料765万円、検査手数料952万7,000円、これは浄化槽法の7条検査、11条検査等でございます。保守点検委託料ですが、令和3年度は1,770基分として6,487万3,000円を計上させていただきました。それから、公営企業会計法適用支援業務委託に700万円のお願でございます。

続きまして、農業集落排水箱島岡崎地区2,695万9,000円、14ページにいきまして、岩下矢倉地区2,372万8,000円、共に処理場保守点検及び処理場ポンプ施設、管路施設管理に伴う経費を計上してございます。それから、公営企業会計法適用支援業務委託に350万円ずつのお願いでございます。

15ページ、4款1項の公債費でございますが、元金及び利子の合計で2億3,517万1,000円となります。内訳はご覧のとおりでございます。

5款1項の予備費ですが、前年同様30万円を計上させていただきました。

17ページからは給与費明細書、20ページが地方債の調書でございます。よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎延会について

○議長（須崎幸一君） 会議の途中でありますがお諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。



なお、次の本会議は明日3月5日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

---

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時05分）

令和 3 年 3 月 5 日 (金曜日)

(第 2 号)

## 令和3年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年3月5日(金) 午前10時開議

- 第1 議案第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第2 議案第8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第3 議案第9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)
- 第4 議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第5 議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第6 議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第7 議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第9 議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第11 議案第32号 工事請負契約の変更締結について
- 第12 議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第13 議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第14 議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第15 議案第36号 字区域の変更について
- 第16 議案第37号 町道路線の廃止について
- 第17 議案第38号 町道路線の認定について
- 第18 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第19 陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小林 靖能 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	一 場 正 貴 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議 会 事 務 局 補 佐	佐 藤 功 樹
議 会 事 務 局 主 任	田 中 康 夫		

---

◎開議の宣告

- 議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。連日お疲れさまでございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。
- 

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を  
議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

- 町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度予算の総額は歳入歳出とも1億640万円で、前年度と比較いたしますと3,480万円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

- 議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

- 上下水道課長（高橋 篤君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

そうすれば、予算書のほうの5ページから説明させていただきます。

事項別明細書の2の歳入からでございます。

1款1項1目簡易水道分担金でございますが、新規加入分担金3件分を見込んでございます。

2款1項1目簡易水道の使用料でございますが、簡易水道使用料と量水器使用料、合わせて3,109万円を見込んでございます。

3款1項1目の繰入金でございますが、一般会計から2,787万円をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

4款1項1目の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円を予定しております。

5款1項1目の雑入ですが、上信自動車道建設に伴う水道管の移設補償金等となっております。

6款1項の町債でございますが、1目から3目まで合わせて1,860万円を予定してございます。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

1款1項1目維持管理費8,532万9,000円でございます。簡易水道は現在17給水区ございますけれども、それらの施設の維持管理費と職員2名分の人件費等でございます。

10節の需用費でございますが、主なものは、水道施設の光熱水費と電気量、それから配水管等の修繕料でございます。

11節の役務費でございますが、主に水質検査手数料と機械設備賠償責任保険料、検針員等の傷害保険料でございます。

12節の委託料1,265万6,000円ですが、主なものとしましては測量設計委託料、こちらは上信自動車道の建設に伴う水道管の移設設計費、それと箱島地区の住宅団地の設計業務を計上してございます。それから、公営企業法適用支援業務委託料でございます。

14節の工事請負費に3,805万円ですが、これは新巻配水池の水位計及び高区配水流量計の更新工事、それから、上信道建設に伴います水道管の移設工事、量水器の交換工事等を計上してございます。

18節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは吾妻郡水道協会会費や料金徴収事務委託の負担金、また、その他補助金等でございます。

9ページをお願いいたします。

2款1項公債費でございますが、元金と利子合わせまして2,107万1,000円を予定してございます。

10ページからは給与費明細書、12ページからには地方債の調書が記載をしておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なし認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第2、議案第8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本年度は、給水戸数4,232戸、年間総配水量132万5,000立方メートル、1日平均給水量2,991立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益1億9,743万1,000円、水道事業費用1億9,396万5,000円です。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1億4,840万円、資本的支出2億5,716万2,000円でございます。不足する額1億876万2,000円は、当年度分

損益勘定留保資金で補填するものいたします。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、水道事業会計予算書の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

第1条から第10条までございますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が、収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第5条、債務負担行為2,442万円、上下水道統合システムの更新です。

第6条、企業債に5,000万円、これは遠隔監視装置の更新工事でございます。

第9条、他会計からの補助金でございますが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページの実施計画書につきましては、後ほど見積基礎のところでご説明いたしますので、省略をさせていただきます。

6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書、7ページから9ページは給与費明細書でございますので、よろしくお願いいたします。

10ページ、11ページにつきましては、令和3年度予定貸借対照表でございます。

10ページの資産の部、最下段の資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて23億9,027万21円となる予定でございます。

11ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。負債によるものが12億5,062万8,076円、資本によるものが11億3,964万1,945円となり、負債資本合計と資産合計は同額となります。

次に、12ページ、13ページは、令和2年度の予定貸借対照表となっております。資産合計としまして23億3,399万6,021円。13ページの負債資本合計も同額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。令和2年度の予定損益計算書でございます。

下から3行目、当年度純利益を1,570万91円と見込んでございます。

続きまして、15ページでございますが、財務諸表の計算方法等の記載をしてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。



続きまして、16ページ、令和3年度収支の見積基礎でございます。

収益的収入の営業収益ですが、給水収益は1億5,666万8,000円、分担金は396万円、他会計負担金といたしまして512万4,000円、その他営業収益として177万9,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金4,000円、他会計補助金として一般会計から1,170万円の補助をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えてございます。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円、長期前受金戻入が1,819万2,000円、雑収入が2,000円でございます。

続きまして、17ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。営業費用の原水及び浄水費といたしまして259万円、配水及び給水費で1,821万3,000円、総係費で5,189万2,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ご覧のとおりになりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、19ページをお願いいたします。

減価償却費が8,132万4,000円、資産減耗費が110万円、その他営業費用が100万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税1,000万円、支払利息及び企業債取扱諸費で1,174万6,000円、雑支出として40万円でございます。

次に、特別損失ですが、過年度損益修正損を50万円、その他特別損失を20万円計上してございます。

次の予備費につきましても、昨年同様1,500万円のお願いでございます。

続きまして、20ページの資本的収入でございます。

負担金といたしまして、一般会計負担金は、消火栓の設置負担金210万円、工事負担金として、国県道道路改良工事関係負担金が3,300万円、上水道建設工事関係負担金として5,500万円を見込んでございます。

次の企業債でございますが、5,000万円のお願いでございます。これは遠隔監視装置の更新工事に伴うものでございます。

次の補助金でございますが、一般会計から830万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金元金に充当したいと考えてございます。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で1億6,950万円、そのうち工事請負費で1億5,470万円を計上し、備考欄のと通りの工事を予定してございます。委託料1,470万円につきましては、工事関連の設計業務委託でございます。

量水器費4万5,000円につきましては、新築等新規設置分の量水器の購入費でございます。次の固定資産購入費100万円は、工具器具等の購入費でございます。

最後に、企業債の償還金といたしまして、8,661万7,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億585万円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億7,602万1,000円とするものでございます。また、繰越明許費及び地方債補正につきましては、それぞれ追加、変更のお願いでございます。

今回の補正は、人件費の減額と事業費の確定に伴う減額補正が主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、第1条でございます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億585万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ105億7,602万1,000円とするお願いでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正です。

次に、6ページをお願いします。

第2表繰越明許費の追加補正でございます。2款総務費から10款教育費まで合計18事業を追加するお願いでございます。

次のページ、第3表地方債補正でございます。

1、地方債の変更につきましては、防災行政無線デジタル化事業から道路整備事業まで、合計6事業について事業費の確定、または見込みにより地方債の発行限度額を変更するものでございます。

次の2、地方債の追加につきましては、群馬県単独治山事業を280万円、減収補てん債を2,510万円それぞれ追加するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

1款町税、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせまして942万4,000円の減額です。

2項固定資産税につきましては、8,284万4,000円の追加でございます。

3項自動車税につきましては、1目の環境性能割、2目の種別割を合わせまして6,000円の減額となります。

次の12ページをお願いします。

4項町たばこ税につきましては、718万2,000円の減額、5項入湯税につきましては、101万円の減額です。

2 款地方譲与税につきましては、141万3,000円の減額となります。

3 款利子割交付金につきましては、130万6,000円の減額です。

次のページ、6 款法人事業税交付金につきましては、190万円の追加となります。

7 款地方消費税交付金につきましては、コロナ禍による消費の落ち込みを見込みまして、2,847万5,000円の減額となります。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましても、255万8,000円の減額を見込んでおります。

11 款地方交付税につきましては、普通地方交付税の確定に伴いまして、2 億6,764万9,000円の追加となります。

次のページをお願いします。

14 款 1 項使用料につきましては、5 目商工使用料と 7 目教育使用料を合計して1,775万5,000円の減額となります。

2 項手数料につきましては、税務証明等手数料25万円の減額でございます。

15 款国庫支出金、1 項 1 目の民生費国庫負担金につきましては、児童手当交付金720万円の減額となります。

2 項国庫補助金につきましては、1 目から 6 目までの合計で396万9,000円の減額となります。3 目の衛生費国庫補助金につきましては、先月の臨時会でお世話になりまして追加補正させていただきました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を、今回さらに2,059万7,000円を追加するお願いでございます。

続きまして、3 項委託金につきましては、自衛官募集事務委託金5,000円の減額です。

16 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金につきましては、合計で298万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

2 項県補助金につきましては、1 目から 6 目までの合計で1,553万9,000円の減額です。それぞれ事業費の確定、また事業確定を見込みましての減額となります。

4 目農林水産業費県補助金の備考欄なんですけれども、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金につきましては1,100万円の追加。

次の 5 目商工費県補助金の過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金につきましては、25万円の追加となります。

次のページ、3 項委託金につきましては、1 目と 3 目の合計で 4 万4,000円の減額となります。

17款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金利子310万円の減額です。

2項財産売払収入につきましては、備考欄をご覧いただきまして、町有林の立木売払収入を1,280万円減額、2行目の立木等売払収入につきましては、学校分収林の売払収入として2,000万円を追加するものでございます。

18款寄附金につきましては、2目民生費寄附金5万円の追加と、次のページ、3目ふるさと応援寄附金500万円の減額でございます。

続きまして、19款1項基金繰入金につきましては、2目財政調整基金を8,769万1,000円減額、4目合併市町村振興基金繰入金を1,400万円減額するものでございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金40万円の追加です。

3項受託事業収入につきましては、237万1,000円の減額です。

次のページ、4項雑入につきましては、4目から7目までの合計で118万6,000円の追加となります。

次の22款町債につきましては、1目総務債と2目民生債につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額でございます。

3目農林水産業債につきましては、県単林道改良事業債が90万円減額、群馬県単独治山事業債につきましては、新たに280万円を追加するお願いでございます。

次のページをお願いします。

4目の土木債につきましては、道路整備事業債を1,000万円減額。

8目の減収補てん債につきましては、2,510万円の追加でございます。こちらは国の第三次補正予算により、コロナ禍に伴う減収補填措置として新たに追加された地方債でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、21ページの歳出から説明させていただきます。

1款1項1目議会費166万3,000円の減額でございます。職員人件費及びコロナ感染症によります会議の中止によりまして、研修旅費、交際費、負担金の減額が主なものでございます。

次のページにいていただきまして、2款1項1目一般管理費2,533万3,000円の減額でございます。説明欄をご覧ください。職員人件費でございますが、会計年度任用職員の任用実績がなかったということと、退職手当組合の負担金、ここを大きく減額ということで、2,296万3,000円の減額でございます。次の一般管理事務費では、不用額の減額が主なものでございます。その次の人事管理費は、事業費の確定による減額でございます。

続きまして、5目の財産管理費596万2,000円の減額でございます。説明欄をご覧くださいまして庁用車管理事業、町有バスともにコロナによりまして、出張やバス運行の減少によりまして、燃料費、運転業務委託料の減額でございます。その他財産管理事業につきましては、不用額の減額となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、8目財政調整基金費につきましては、4億4,750万円の追加でございます。今回、普通地方交付税の確定に伴う追加財源と人件費補正に伴う削減額、またコロナ禍による事業が中止になった減額財源等を積立て行うものでございます。

9目の企画費につきましては、合計で1,774万2,000円の減額です。説明欄をご覧くださいまして、光ケーブル等管理事業につきましては、ケーブル移設工事費400万円の減額です。定住促進事業につきましては、126万円の減額となります。

次のページをご覧くださいまして、ふるさと応援寄附金事業につきましては750万円の減額となります。歳入の寄附金額を減額したことに伴う返礼品や積立金の減額となります。

続きまして、人口減少対策事業につきましては15万円の減額、食による町おこし事業は総額41万6,000円の減額となります。

次のページの地域おこし協力隊事業につきましては、これまで応募者がおりませんでしたので、その全額441万6,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、10目運輸対策費につきましては、路線バスの運行補助金400万円の減額でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、11目の支所費でございますが、不用額の減額及び地域開発事業特別会計での繰越金確定に伴います繰出金の減額でございます。

次の12目簡易郵便局費、それから次ページにいていただきまして、13目の交通対策費

ともに事業費の確定見込みによります減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 14目電算業務費につきましては、総額650万8,000円の減額です。

それぞれの事業費の確定を見込みましての減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 16目の広報広聴活動費でございますが、事業費確定見込みによります減額140万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

17目地域活性化対策費でございます。423万4,000円の減額のお願いでございます。定住促進事業住宅取得奨励補助金につきましては、3件分で400万円の追加のお願いでございますが、ほかにつきましては、コロナ禍によるトロッコの運行の減等々の実績による減額でございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 18目交流事業推進費につきましては、事業旅費3万円の減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 20目の諸費につきましては、37万5,000円の減額でございます。

諸費、それから自衛隊事業ともに事業費確定による減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費30万5,000円の減額のお願いでございます。説明欄をご覧ください。3節職員手当のうち、時間外勤務手当15万円の追加と期末手当、勤勉手当、児童手当47万8,000円の減額、4節は共済費は職員の負担金2万3,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2目賦課徴収費113万円1,000円の減額のお願いでございます。こちらは、賦課徴収費53万5,000円の減額は、13節使用料及び賃借料でございます。評価替え等におい

て不用であったシステムウェアの利用料と、軽自動車等の情報を軽自動車検査協会と連携している関係の情報利用料の減額をお願いでございます。

続きまして、資産税59万6,000円の減額は、12節委託料、不動産鑑定評価業務委託の減額、13節使用料及び賃借料は、法務局からの登記済通知を電子データで受け取るようになりますが、システム構築後に導入するため運用費が新年度となったことにより、その使用料分の減額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、続きまして3項1目戸籍住民基本台帳費8万1,000円の追加のお願いでございます。説明欄をご覧ください。

職員人件費につきましては、支給率等の変更に伴う減額でございます。

次に、戸籍関係でございますが、戸籍情報システムの改修業務委託につきまして、額の確定により減額となっております。

住基ネット、公的個人認証関係でございますが、168万円の追加でございます。通知カード、個人番号カード関連事業事務委託交付金額につきまして、県より改めて最終的な見込額の提示があったものでございます。

証明書コンビニ交付関係では24万2,000円の減額となります。これにつきましても、確定による減額となったためでございます。

人権擁護委員関係でございますが、今般のコロナウイルス感染症の蔓延に伴い、その防止のため人権講演会を中止したことによる減額となります。

よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 2款5項1目統計調査総務費につきましては財源変更、2目の統計調査費につきましては、合計で32万4,000円の減額となります。こちらは事業費の確定に伴う減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 30ページでございますが、監査委員費でございます。研修旅費等減額で、総額で7万9,000円の減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。



7項1目ダム対策総務費47万9,000円の減額のお願いでございます。

人件費の減額、そして、町ダム対策協議会の解散が令和3年度に延期になったことによりまして、ダム関係の冊子の版行がなくなったことによる減額となります。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

8項事業費、1目コンベンションホール管理費でございます。コンベンションホールの管理費につきましては、コンベンションホールの自主事業が実施できなくなりましたが、チラシ、ポスター等の作成にかかった費用を除いて不用額を減額するものでございます。

測量・設計・監理委託料につきましては、防災減災省エネルギー設備導入事業でホール内の空調の設備工事を行いました。今年度につきましては不用となりました。工事費につきましては、事業が確定したことによる不用額の減額でございます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 2目道の駅管理事業30万円、3目桔梗館管理費70万円につきましては、無料優待入浴券の委託料の追加でございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 4目健康増進センター管理費の減額について説明します。

謝金等につきましては、利用促進のための講師代、講師謝金が不用であったため減額するものでございます。

委託料につきましては、コロナ感染症対策で除菌対策を予定しておりましたが、今までの消毒体制でよいということから減額するものでございます。

それから、備品購入費につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策として空気清浄機を買いましたが、不用となった額の減額でございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費13万9,000円の減額でございます。社会福祉事業は、時間外勤務手当31万8,000円の追加のお願いでございます。その他、職員手当、共済組合負担金の減額、消耗品費は町の戦没者追悼式を縮小して実施したことによります減額となりま

す。

次ページをお願いいたします。

福祉基金積立金につきましては、企業からの寄附に伴う追加のお願いでございます。

2目の障害福祉費102万円の委託料につきましては、東吾妻地域活動支援センターの指定管理料の減額となります。

4目老人福祉費、説明欄をご覧ください。老人福祉事業895万円の減額につきましての扶助費的委託料は、老人ホーム措置費、また新型コロナウイルス感染症拡大により独り暮らし老人保養事業が実施できなかったことによる減額となります。扶助費は、在宅介護慰労金の確定による減額でございます。介護保険特別会計繰出金は、一般管理費の減額によるものがございます。

地域包括支援センター3万9,000円の減額につきましては、職員手当の減額、職員共済組合の追加のお願いでございます。

5目福祉医療費、福祉医療事業の扶助費は、福祉医療費2,500万円の減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、6目国民健康保険費でございますが、145万4,000円の追加でございます。各種繰出金や出産育児一時金金額の確定によるものがございます。

続きまして、8目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金額の確定による194万5,000円の減額となりました。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 2項1目児童措置費、子育て支援費の扶助費は、児童手当、出産祝金の減額となります。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくをお願いいたします。

同一目内の子育てひろばでは89万4,000円の減額のお願いでございます。会計年度任用職員報酬等決算見込みによる減額でございます。

2目保育所費では433万円の減額のお願いでございます。人件費のほか、18節遠距離通園補助金につきまして、決算見込みによる減額のお願いでございます。

3目学童保育費では478万6,000円の減額のお願いでございます。1節報酬から14節工事請負費までは決算見込みによる減額でございます。また、18節放課後児童クラブ支援員等支

援金につきましては、医療従事者等支援金支給要綱に基づきまして、町内の放課後児童クラブと放課後等デイサービスにお勤めの職員の皆様に対して、支援金を給付させていただいたものでございます。事業確定により24万円を減額いたします。22節還付金及び還付加算金につきましては、令和元年度事業確定によりまして発生いたします国・県への還付金として386万5,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

4款1項1目保健衛生総務費、保健総務費は、給料、職員手当等の減額、特殊勤務手当は、感染症等防疫作業手当2万円の追加のお願いでございます。

次ページをお願いします。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、2月に補正をさせていただきましたが、追加費用のお願いでございます。時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費の追加のお願いでございます。また、委託料につきましては、ワクチン接種委託、接種会場設営等委託、バス運行委託料の追加のお願いでございます。備品購入費は、停電対策のための発電機、簡易ベッド等の購入費の追加のお願いでございます。

3目母子保健費、妊婦支援事業は、妊婦健診の委託料の減額でございます。

4目健康増進事業費、健康診査事業は、受診者が減少したことによる特定健診委託料の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 3項1目の簡易水道費でございます。総額797万8,000円の減額のお願いでございます。備考欄をお願いします。町営以外の簡易水道等への建設事業補助金220万円の減額のお願いです。事業費の確定見込みに伴うものでございます。簡易水道特別会計への繰出金577万8,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、特別会計のほうで触れさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 5款1項1目労働諸費でございます。こちらにつきましては勤労者住宅取得利子補給金、決算見込みによる減額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費56万9,000円の減額でございます。職員手当等の減額、共済費の追加、また需用費から工事請負費まで事業費の確定見込みによります減額でございます。

2目農業総務費198万円の減額でございます。給料をはじめとする人件の減額でございます。

3目農業振興費では261万7,000円の減額でございます。職員手当等の追加、また説明欄の中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業ともに事業の確定見込みによります減額でございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費では16万円の減額でございます。事業確定によります減額でございます。

5目畜産振興費では3万円の追加でございます。職員手当等の追加でございます。

6目農地費では150万8,000円の追加でございます。説明欄の農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては国の追加予算で、事業につきましては令和3年度へ繰越しとさせていただきます。

次の群馬県中山間地域農業農村整備事業、県単小規模土地改良事業、町単小規模土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、いずれも事業の確定見込みによります減額でございます。

次ページをお願いいたします。

7目地籍調査費では836万円の減額でございます。事業の確定見込みによります減額でございます。

6款2項1目林業振興費では161万7,000円の減額でございます。説明欄、林業振興費、地域おこし協力隊事業、いずれも事業の確定見込みによります追加、また減額でございます。

2目林業基盤整備費では1,263万6,000円の減額でございます。説明欄、広域林道開設事業から町単林道整備事業まで、事業の確定見込み、また負担金等の確定による追加でございます。

次ページ申し上げます。

3目町有林管理費では1,170万円の減額でございます。事業の確定見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 7款1項1目商工総務費でございます。386万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、コロナ禍によるキャンプ場運営の減、イベント等の減によります報酬や時間外手当の減額が主なものでございます。

2目商工振興費につきましては、506万9,000円の減額でございます。住宅新築改修等補助金につきましては、400万円の追加をお願いしてございます。空き店舗対策事業費についても25万円、こちらにつきましても申請の数が増えまして、追加でのお願いでございます。

その下、小口資金保証料補助金から下につきましては、決算見込みによる減額でございます。

41ページに入りまして、緊急経済対策補助金からにつきましては、コロナ対策によります補正予算等お認めいただきましたものの増減でございます。

まず、一番最初、緊急対策につきましては、当初800万円お願いをしましたが、実績がございませんでした。皆減でございます。雇用調整助成金申請につきましても、1,500万円ほどの予算をお願いをしましたが、実績が三百数十万円ということで、1,100万円強の減額のお願いでございます。その下の中小企業事業継続支援金、また小規模事業者持続化補助金につきましては、事業が増えまして追加のお願いでございます。

緊急経済対策商品券支給事業につきましては、時間外勤務手当と通信運搬費の簡易書留で送った郵送代が確定をしましたので、49万円の減額のお願いでございます。

3目観光費でございます。750万円の減額のお願いでございます。こちらにつきましてもコロナ禍によるイベント減、またキャンプ場運営減等々で、全て実績による減額でございます。

観光管理費につきましては407万円、観光宣伝事業につきましても55万円、温川キャンプ場、あづま森林公園キャンプ場、おのおの43万4,000円、44万6,000円と減額になってございます。

溪谷自然公園につきましては、電気料が不足をしました14万円の追加のお願いでございます。

忍びの町ひがしあがつま推進事業につきましても、イベント等が組めませんで214万円の減額でございます。

4目消費者行政推進費につきまして、実績により1万円の減額ということになりました。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 8款1項1目道路橋りょう総務費206万6,000円の減額のお願いでございます。人件費の減額、12節道路・橋梁台帳整備補正業務の110万円、図面データ作成業務委託料30万円については、確定見込みによる減額となります。

続きまして、2目道路維持費111万円の減額のお願いでございます。急傾斜対策事業、奥田2地区の国の予算確定による減額となります。

続きまして、3目道路改良費1,000万円の減額のお願いでございます。道路改良費で、主要地方道中之条東吾妻線工事に伴う町の負担金が確定に伴う800万円の減額のお願いでございます。

次に、上信自動車道関連事業で、12節測量・設計・監理委託料200万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、嘱託登記の減による確定ということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2項2目の下水道費でございます。1,622万円の減額でございます。備考欄を見ていただきまして、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金15万6,000円の減額でございます。これは高崎市との協定書に基づく負担金の確定に伴うものでございます。

それから、下水道事業特別会計への繰出金1,606万4,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところでは触れさせていただきましますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、44ページをお願いいたします。

3項1目公営住宅管理費30万円の減額のお願いでございます。公営住宅管理費で実績見込みによる30万円の減額をお願いをいたします。

続きまして、3目住宅管理費241万8,000円の減額のお願いでございます。住宅・建築物安全ストック形成事業で、測量設計委託料、耐震診断の実施、その他補助金、耐震改修がなくなったことに伴う減額、また、空家除却費補助金で実績確定による減額というところになります。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 空家対策事業につきましては、図書代3万5,000円の減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 9款1項1目の消防費でございます。320万円の減額でございます。事業確定により減額と消火栓維持管理敷設替負担金につきましては、当初予定していた数よりも多い敷設替えということで、100万円の増額でございます。

次の3目防災費につきましては、防災行政無線の工事請負額の変更などによりまして3,400万円の減額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願ひいたします。

10款1項教育総務費、2目事務局費では1,449万4,000円の追加のお願いでございます。2節給料から18節負担金、補助及び交付金において減額をいたします予算につきましては、決算見込み並びに事業確定による減額でございます。

また、3節職員手当等では、時間外勤務手当40万6,000円の追加を、18節負担金、補助及び交付金では退職手当組合負担金9万3,000円の追加をお願いするものでございます。

24節積立金の分収林売り払い収入積立金は、企画課長の説明にもございましたとおり、泉沢地内の学校分収林が伐期を迎えたため、吾妻森林管理署が入札を執行し、その売買代金のうち、町の分収額を学校施設整備基金に積み立てるものでございます。予算編成段階では2,000万円を見込ませていただきましたが、過日、吾妻森林管理署長から入札結果が届きまして、町の分収額につきましては、554万4,000円であるということでございました。あわせておつなぎをさせていただきます。

3目教育研究会費では24万円の減額のお願いでございます。研究発表会中止に伴います講師謝金等を減額するものです。

4目通学バス運営管理費では1,264万円の減額のお願いでございます。新型コロナウイルスのため、学校を臨時休業したこと等の理由により、12節委託料では、スクールバス運行業務委託料570万円を、次ページ13節使用料及び賃借料では、自動車等借上料380万円を決算見込みにより減額をいたします。また、18節の坂上地区通学定期代分負担金につきましては、事業確定による減額でございます。

5目給食センター運営管理費では1,046万円の減額のお願いでございます。1節報酬から

12節委託料において減額をいたします予算につきましては、決算見込みによるものでございます。また、2節給料では一般職給料5,000円の追加、3節職員手当等では会計年度任用職員期末手当11万3,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金では退職手当組合負担金1,000円の追加をお願いいたしますのでございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費では738万9,000円の減額をお願いでございます。学校管理費事務局分につきましては、701万9,000円の減額でございます。決算見込みによりまして人件費等を減額するものでございます。

次の道徳教育総合支援事業37万円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、原町小学校が事業の指定校を取り消されたため、皆減するものでございます。

2目小学校教育振興費では17万1,000円の減額をお願いでございます。決算見込みによる需用費の減額でございます。

3目小学校施設整備費では570万円の減額をお願いでございます。GIGAスクールに伴う各小学校への充電保管庫設置工事と、1人1台端末備品購入の完了による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費では433万7,000円の減額をお願いでございます。学校管理費事務局分400万7,000円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額と新型コロナウイルスの影響により中学校の部活動の各種大会が中止になったことに伴い、その参加補助金等を減額するものでございます。3節職員手当では、会計年度任用職員期末手当3万2,000円の追加もお願いをするものでございます。

次の東吾妻中学校33万円の減額は、決算見込みによります減額でございます。

続きまして、2目中学校教育振興費では18万円の減額をお願いでございます。決算見込みによります需用費の減額でございます。

3目中学校施設整備費では220万円の減額をお願いでございます。GIGAスクールに伴います1人1台端末備品購入の完了による減額でございます。

続きまして、4項子ども園費、1目子ども園管理費では787万1,000円の減額をお願いでございます。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金において減額をさせていただきます予算につきましては、決算見込みによるものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金のところで、退職手当組合負担金1万5,000円の追加をお願いいたしておるものでございます。



よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、50ページから、5項社会教育費、社会教育総務費について説明します。総額で268万9,000円の減額のお願いでございます。主なものとしましては、人件費関係の減額、それから、委託料につきましては、生涯学習講演会の講師料が確定しましたので、不用となる額を減額します。その他負担金、その他補助金56万3,000円の減額につきましては、コロナ禍のため中止となった研修会の負担金、それから社会教育関係団体で実施できなかった事業等が多数あり、その分の補助金の減額をするものでございます。

続きまして、2目の中央公民館費222万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症のため活動等ができなかった不用額等の減額でございます。工事費につきましては、予定された工事費が工事の額で不用となる額を減額するものでございます。以下の岩島公民館、坂上公民館とも時間外手当、それから燃料代、リース料等の減額でございます。

3目文化財保護費134万1,000円の減額についてですが、文化財保護費の時間外手当、旅費、負担金等の減額でございます。その他、コロナ禍のため実施できなかった事業等の不用額を減額するものでございます。

52ページになります。

5目発掘調査費779万2,000円の減額でございます。こちらについては、埋蔵文化財の整理室で使っておりました旧岩島第2幼稚園の園舎のほうの施設を、そちらの事務所を廃止をいたしまして、それに伴う不用額が発生したものの減額が主なものになります。説明欄の岩島地区の発掘調査事業につきましては、上信道建設工事等に関連する発掘調査に係る費用でございますが、こちらについては、今年度中に実施できる発掘調査事業がある程度確定しましたので、不用となる額を減額するものでございます。

次のページ、6項保健体育総務費でございます。総額で227万7,000円の減額のお願いでございます。こちらにつきまして、ほとんどコロナ禍により事業が実施できなかったため発生した不用額の減額でございます。スポーツ推進事業、それから郡民スポーツ大会の参加事業につきましても、コロナ禍により大会等が中止、事業が実施できなかったことによる不用額の減額でございます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 健康管理対策事業におきましては、43万2,000円の減額のお

願いがございます。決算見込みによります学校医委託料の減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 3目施設管理費20万円の減額のお願いでございます。こちらについても、予定していた整備に関する事業等が確定しましたので不用となる額を減額するものでございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

(午前 11時04分)

---

(午前 11時15分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額につきまして、まず事業勘定からご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ9,352万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億2,302万8,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ651万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,730万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国保特別会計の補正についてご説明をいたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出第1表でございますが、歳入歳出それぞれ9,352万5,000円を減額し、予算総額を17億2,302万8,000円とするものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入歳出第1表でございますが、それぞれ651万2,000円を減額し、予算総額を7,730万7,000円とするものでございます。

第2表は繰越明許費補正になります。コロナ感染症対策として予定をしておりました工事につきまして、全国的に同様の工事が集中しているため、部材の調達が予定どおり進まず、繰越しを行うものでございます。

7ページの事業勘定からの歳入でございますが、1款1項国民健康保険税は749万1,000円の追加となります。主に徴収率の向上によるものでございます。

8ページ、5款1項県負担金・補助金につきましては、合計で1億40万3,000円の減額で、1目保険給付費等交付金や県繰入金の額の確定によるものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金は145万4,000円の追加で、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定支援事業繰入金額の追加によるものでございます。

9款1項1目は一般被保険者の延滞金、2項一般被保険者第三者納付金、それぞれ減額で決算見込みの額によるものでございます。

10款1項余剰金精算金は、保険給付費等普通交付金余剰金精算金で減額となりました。

次に、10ページからの歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費でございますが、国保ネットワーク専用パソコンの修理費やレセプト二次点検委託料、プリンター購入などの追加でございます。

2款1項療養諸費につきましては1億2,468万5,000円の減額、2項高額療養費2,900万8,000円の追加、4項1目出産育児一時金は126万円の減額、5項1目は30万円の追加で、それぞれ確定の見込みによるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、財源の変更でございます。

5款1項特定健康診査等事業費は440万7,000円、2項保健事業費158万円の減額となります。それぞれ確定見込みによるものでございます。

6款1項基金積立金は911万5,000円の追加となります。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては29万6,000円の減額で、2項1目直営施設勘定繰入金は7万9,000円の追加で、それぞれ実績に伴う確定額でございます。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入歳出事項別明細書でございますが、歳入歳出それぞれ651万2,000円を減額し、予算総額を7,730万7,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳入からとなりますが、1款1項外来収入、合計で410万円の減額で、1目国民健康保険診療報酬収入から5項一部負担金収入まで、それぞれ減収見込みによるものでございます。

3款1項1目国保施設費県補助金は追加となり、特別調整交付金額の確定によるものでございます。

4款繰入金は、1項1目一般会計繰入金257万円の減額、2項1目事業費、事業勘定繰入金7万9,000円の追加となります。

次に、17ページからの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費31万2,000円の減額で、職員人件費、施設管理費の減額でございます。

2款1項医業費で、4目医薬品衛生材料費600万円の減額でございますが、実績に伴う医薬品購入見込額の減額でございます。

5目検査費につきましては20万円の減額となりました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ98万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億853万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 後期高齢者医療特別会計の補正について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

事項別明細の歳入歳出の総括でございますが、歳入歳出それぞれ98万3,000円を減額し、予算総額を2億853万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入の説明でございますが、徴収料の改善による1款1項1目の後期高齢者医療特別徴収保険料34万円、2目普通徴収保険料81万2,000円の追加でございます。

2款1項一般会計繰入金は、事務費繰入金17万円、保険基盤安定繰入金177万5,000円の減額で、広域連合からの繰入額確定などによるものでございます。

続いて、3款1項1目雑入は36万円の減額で、人間ドック助成額確定による減額でございます。

2項1目保険料還付金は、過年度保険料還付額確定見込みによる17万円の追加となります。

続いて、6ページ歳出でございますが、1款総務費、4款予備費は財源の変更となります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は62万3,000円の減額で、広域連合納付金の納付

額の確定によるものでございます。

3款1項1目人間ドック助成事業費36万円の減額でございます。検診費助成分委託料の確定による減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ235万円を減額して、歳入歳出それぞれ18億2,673万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入についてご説明させていただきます。

1款1項1目の第1号被保険者保険料は、特別徴収保険料が減収見込みによる減額でございます。

3款2項2目の地域支援事業交付金から4款1項2目の地域支援事業交付金は、今年度の

額が確定したことによる減額となりますが、過不足分は翌年度精算となります。

7款1項5目の事務費繰入金は、決算見込みによる減額でございます。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、保険料交付金等の減額に伴う不足分の追加のお願いでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目の一般管理費につきましては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務の額の確定による減額となります。

2項1目の認定調査費の減額は、国が新型コロナウイルス感染拡大により、在宅、病院施設等で調査ができないことによる措置として、現在の介護度で介護認定期間を最長1年延長できることになり、調査が減少したことによるものでございます。

2款の保険給付費につきましては、介護サービス給付費の増減によるものでございます。

4款の地域支援事業費は、財源変更によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款1項2目償還金は、介護給付費、県費の返還金の追加のお願いでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに55万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそ

それぞれ4,090万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

2ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

新規加入者のケーブル引込事業174万9,000円、3件分になりますけれども、この繰越しでございます。年度末の新規加入につきましては、電柱への共架許可や宅内配線工事に時間がかかるというところから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、4ページ、最終ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款2項1目の一般会計繰入金162万8,000円の減額でございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の確定によりまして、107万8,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款2項1目情報通信施設事業費につきまして、消耗品費55万円の減額でございます。不用額ということでよろしくをお願いいたします。

以上ですが、お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。



○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,065万4,000円を減額して、総額をそれぞれ5億579万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、下水道事業特別会計補正予算、その4ページをお願いしたいと思います。

2の歳入からでございます。

1款1項1目の農業集落排水分担金129万2,000円の減額のお願いでございます。

2款1項の使用料ですが、1目公共下水使用料の滞納繰越分5万円の追加、2目の浄化槽使用料は設置使用料、滞納繰越分など55万5,000円の追加、3目農業集落排水使用料は、箱島岡崎地区の滞納繰越分21万5,000円の追加のお願いでございます。

次に、3款1項1目生活排水費国庫補助金97万円の追加のお願いでございます。これは合併処理浄化槽の事業費の増加による追加でございます。

5ページをお願いいたします。

4款1項1目県補助金151万4,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金1,606万4,000円の減額でございます。これは事業費の確定見込みによるものでございます。

7款2項1目の雑入ですが、590万4,000円、こちらは上信道建設工事に伴います浄化槽の移設等による補償金でございます。

2目の駐車場等附帯工事費52万5,000円の追加は、大型浄化槽を設置しましたので、それに伴います駐車場付帯工事によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費39万5,000円は、人件費補正に伴う減額でございます。

2款1項1目の建設事業費120万円の減額のお願いでございますが、説明欄に事業ごとに

まとめてございます。公共下水道事業費では50万円の減額です。事業費の確定見込みに伴うものでございます。浄化槽整備事業費では70万円の減額です。設置基数が確定したことによる建設事業補助金の減額でございます。

7ページをお願いします。

3款1項1目の施設管理費905万9,000円の減額でございます。こちらはそれぞれ事業の確定見込みによる減額でございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ404万円を減額して、総額をそれぞれ5,876万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

簡易水道の特別会計補正予算書でございます。

4ページの2の歳入からでございます。

1款1項1目簡易水道分担金14万8,000円の追加のお願いでございます。3件の新規の加

入がございました。

2款1項1目簡易水道使用量159万円の追加のお願いです。

3款1項1目繰入金の577万8,000円の減額でございます。事業費等の確定見込みによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

1款1項1目維持管理費404万円の減額のお願いでございます。こちらはそれぞれ事業費確定見込みによる減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第31号の上げ、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

今回の協議案は、令和3年4月1日から、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務災害補償法に基づく議会の議員、その他非常勤の職員のうち、法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務を共同処理するため、総合事務組合の組織団体間において協議の上、定めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、議案書に添付してあります新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

別表第1のところでございますが、組織する団体に館林市が令和3年4月1日に加わるというものでございます。

続きまして、第2表、別表の第2をご覧いただきまして、群馬県市町村総合事務組合において共同処理する事務として、そこに館林市が加わるというものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第32号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第32号 工事請負契約の変更締結についての提案理由の説明を申し上げます。

防災行政無線固定系デジタル化更新工事、戸別受信機につきましては、昨年6月15日にご議決をいただき工事を進めてまいりましたが、工事請負契約金額に変更が生じました。当初契約金額2億4,585万円を1,318万9,000円減額いたしまして、2億3,266万1,000円に変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 議案書の裏面には、変更の仮契約書を添付させていただきました。

今回、請負金額の変更ということで、その理由につきましては、戸別受信機の設置工事に

つきましては、各世帯から申請によりまして、申請があったところに設置工事をしていくという方法をとっております。

当初は、設置工事をする世帯数を2,200と予定をしておりましたが、各世帯からの申請が2,060ということで、その差額分の設置工事費、それが減額となったということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

沼田市ほか10団体が令和3年4月1日及び12月24日に新たに群馬県市町村公平委員会に加入するため、規約の変更をするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 議案書の一番後ろのページが新旧対照表になりますので、そこをご覧いただきたいと思います。

昨年の4月から、群馬県市町村公平委員会を共同設置をして公平委員会事務を進めてきております。令和3年4月1日より、沼田市ほか9団体が、それと令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入するということになりまして、その新旧対照表の第

1条中の別表、それから第2条中の別表に、その市町村を加えていくということになります。  
よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月25日に施行され、被災市町村におきましては、合併特例債の起債可能期限が10年から25年間に、被災市町村以外は10年から20年に延長をされました。これにより、当町は起債可能期限がさらに5年間延長され、新町建設計画における計画期間の再延長の手続が必要となりました。

つきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 今回、議決をお願いする新町建設計画の変更は、現行の計画期間を5年間延長し、平成18年度から令和7年度までの20年間とするものでございます。

お手元にお配りいたしました新町建設計画、赤字で記載されている箇所が今回、変更をお願いする内容でございます。変更内容につきましては、計画期間の5年間の延長と年限延長

に伴う財政計画等の時点修正が主なものでございます。

新旧対照表をご覧ください。1ページから4ページにかけて、変更に伴う文言の追記、経過期間の年限延長、年限延長に伴う人口世帯数等の変更でございます。

5ページ、別表1、こちらは主要指標の見通しの変更で、平成27年度までが実績値による変更、令和2年度と令和7年度は推計値の追加で、本文32ページに対応します。

6ページ、7ページは財政計画の歳入歳出でありまして、令和元年度までが実績値、令和2年度からが推計値でございます。本文65、66ページに対応しております。

本計画を変更するに当たりまして、事前に群馬県との協議を経て回答をいただいております。こちら、参考資料として添付させていただきましたので、参考にいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の辺地総合整備計画につきましては、手古丸地区の町道馬場手子丸線改良事業及び飯米場地区の町道元ノ宿栗平峠線舗装事業を行うに当たり、令和3年度から令和7年度までの5年間、計画策定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 初めに、辺地の要件でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、こちらの施行令及び施行規則で規定されております地域の中心を含む5平方キロメートル以内に、人口が50人以上かつ辺地の点数が100点以上であることが指定要件となっております。

それでは、議案書の裏面、辺地総合整備計画、初めに左側の手古丸辺地をご覧ください。こちら手古丸辺地につきましては、人口173人、辺地の点数が143点で、既に群馬県より協議の承認をいただいております。

下のほうの3の公共的施設の整備計画でございますが、令和3年度から令和7年度までの5か年間、町道馬場手子丸線の改良事業でございます。事業費は5年間で総額1億9,000万円でございます。平成19年度からの継続事業でございます。この財源につきましては、辺地対策事業債を発行して実施する予定でございます。この辺地対策事業債につきましては、事業充当率が100%、元利償還金の80%が交付税算入される地方債でございます。

続きまして、右側の飯米場辺地の計画書をご覧ください。こちらの辺地につきましては、人口145人、辺地の点数が145点で、同様に群馬県より協議の承認をいただいております。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間、町道元ノ宿栗平峠線の舗装事業でございます。こちらは平成29年度からの継続事業でございます。5年間の事業費が3,000万円の計画でございます。財源につきましては、先ほど同様に辺地対策事業債を発行して実施する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第36号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。



○町長（中澤恒喜君） 議案第36号 字区域の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度東吾妻町地籍調査事業、岩下の一部2地区において、調査の結果、岩下字前畑の一部において、字を変更することが必要となりました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 議案第36号 字区域の変更について説明を申し上げます。

今回の字区域の変更につきましては、大字岩下地内です。

議案書の裏面をご覧くださいと思います。赤色の区域、183の6番地ほか8筆と隣接する道路を隣接する字北浦へ変更するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第37号及び議案第38号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第37号 町道路線の廃止について、日程第17 議案第38号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第37号 町道路線の廃止について、議案第38号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、合計37路線です。東地区から進めております町道番号標識設置を行い、現地調査を関係する農林課土地改良係並びに農林振興係との調整を行い、それぞれ農道や林道、法定外公共物、通称赤道にするものが35路線でございます。また、公益上特に必要がなく、道路管理上支障がないと認める路線が2路線でございます。

認定の決議をお願いする路線は、太田地区町道見直しに係る2路線でございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

それでは、議案第37号 町道路線の廃止並びに議案第38号 町道路線の認定について説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました37路線です。

1枚めくっていただきます。

公益上、特に必要がなく、道路管理上支障がないと認める路線が2路線、東地区から進めております町道番号路線の標識を行っておりますが、それで現地調査を同時に行って、関係する農林課、土地改良係、農林振興係とも調整をし、35路線をそれぞれ農道や林道、法定外公共物、通称赤道にするものでございます。

太田地区で今回廃止する内訳につきましては、町道から農道が18路線、約2,137メートル、町道から林道に変更する路線が5路線、約2,317メートル、町道から法定外公共物に変更する路線が12路線、約1,547メートルです。

引き続きまして、議案第38号 町道路線の認定について説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回、認定をお願いする路線は2路線です。位置図、1枚目が、廃止のほうで申し上げました大字植栗地内の路線であります。終点を短縮する路線が1路線。

続きまして、2枚目で、廃止で申し上げました大字泉沢地内につきましても、終点側を短縮する1路線でございます。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第39号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第39号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

太田小学校は、昭和55年8月の竣工から既に40年以上経過する町内で最も古い校舎で、時代の流れとともに老朽化が進んでおります。本議案は、太田地区の子供たちの学びを施設面からも保障するとともに、この後も長い期間、校舎を利用できるよう教育環境の整備を図るため、太田小学校校舎改修工事の請負契約についてご審議願うものでございます。2月12日に、条件付一般競争入札を行い、池原工業株式会社と2億20万円で仮契約を締結いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

詳細についてご説明を申し上げさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にございましたとおり、太田小学校校舎改修工事に伴う請負契約の締結についてご審議をお願い申し上げます。

2月12日に条件付一般競争入札を行い、池原工業株式会社と2億20万円で仮契約を締結いたしました。本工事に係る予算につきましては、令和2年第2回定例会において、繰越明許費補正のご議決をいただいております。また、工期につきましては、本議案にご議決をいただいた日から本年12月24日まででございます。

議案書には仮契約書のほかに、右上に番号が振ってありますけれども、3枚の図面を参考資料として添付をさせていただきましたので、そちらをご覧くださいながら、工事概要についてご説明をさせていただきます。

初めに、1枚目の校舎立面図をご覧ください。

上段の南側、校庭側から見た立面図でご説明をさせていただきますが、このたびの校舎改修工事につきましては、昭和55年に竣工されました校舎部分が対象でございますので、図面右側のグレーで着色されました平成13年竣工の校舎並びに体育館は対象外となります。

改修部分の床面積は2,090.58平方メートル、建築面積につきましては1,150.71平方メートルでございます。

具体的な改修の概要でございますが、外壁につきましては、現在の塗装を除去し、ひび割れ等の劣化部分を補修した上で再塗装を施します。屋根につきましては、屋上部分の防水処理を行った上で立平ぶきといたします。既存のガラス周りにつきましては、劣化状況に応じて再度コーキングを施し、改修対象範囲内の校舎の照明は、全てLED照明に交換をいたします。

2枚目の1階平面図をお願いいたします。

上段が現状の平面図、下段が改修に係る平面図でございます。下段でグレーに着色されている部分が、改修工事の実施箇所や家具備品の入替え等を行う箇所でございます。

1階では職員室の拡張やトイレ改修、教室の背面ロッカー入替え、理科室の実験台や図工室の工作台の入替えなどを行います。

3枚目の2階平面図をお願いいたします。

2枚目同様、上段が現況の平面図、下段が改修に係る平面図でございます。2階ではトイレ改修によりまして、多目的トイレの新設や水飲み場の改修、教室背面ロッカーの入替え、家庭科室調理台や図書室書架の入替え等を行います。

また、1階、2階共通でございますけれども、教室の床部分につきましては、フローリング研磨の後、再塗装をいたします。

また、廊下、壁、天井部分につきましては、全面的に改修するのではなく、それぞれの劣化状況に合わせて対応をしております。

施工に当たりましては、町、学校、施工業者の3者で協議を続け、学校の教育活動への影響を最小限に抑えられるよう、また、児童や教職員の安全を確保するよう努めてまいりますので、ご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

---

#### ◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第19、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を3月15日までに終了するようお願いをいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時02分）

令和 3 年 3 月 16 日 (火曜日)

(第 3 号)

## 令和3年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年3月16日(火) 午前10時開議

- 第 1 議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第19号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第21号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 第 7 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第26号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第27号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 1号 令和3年度東吾妻町一般会計予算
- 第17 議案第 2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第 3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第 4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第20 議案第 5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算

- 第21 議案第 6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第22 議案第 7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第23 議案第 8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第24 議案第 9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第25 議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第28 議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第32 議案第32号 工事請負契約の変更締結について
- 第33 議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第34 議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第35 議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第36 議案第36号 字区域の変更について
- 第37 議案第37号 町道路線の廃止について
- 第38 議案第38号 町道路線の認定について
- 第39 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第40 八ッ場ダム及び地域開発特別委員会最終報告について
- 第41 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第42 発委第 1号 要望書の提出について
- 第43 委員会報告について
- 第44 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第45 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 渕 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小林 靖能 君	総務課長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推進課長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町民課長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	一 場 正 貴 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局 議 補 佐	佐 藤 功 樹
議会事務局 主 任	田 中 康 夫		

---

### ◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、換気のためドアや窓を開けたままの状態では会議を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用も許可いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

### ◎議案第16号～議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の計3件を一括議題といたします。

本3件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第17号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第18号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第19号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第21号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案２２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第７、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案２３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第８、議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第26号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。



自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第27号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案28号及び議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての計2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第29号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第30号 東吾妻町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） よろしくお願ひいたします。

町長に確認をさせていただきたいというふうに存じます。

この当初予算の一般会計、新型コロナウイルス感染症変異株も含めてでございますけれども、終息したような予算書であります。感染症に対する気概が感じられないような、そのように感じております。町民に対する支援金や支援策、そして、セーフティー融資や商工事業者などへの経済対策を盛り込む必要性があったのではないかと考えます。

新年度において、国からのコロナに関する予算が交付されてから考えるということだと思いますけれども、今年度、令和2年度の当初予算の状況とは全く違い、明らかに4月以降も新型コロナウイルス感染症の影響はあるわけです。まずは取り組めることは予算化しておき、交付金が交付されたときに組み替えるという手法もあったのではないかと考えておりますが、しかし、幾つかの担当課に確認したところ、そのようなことに備え、準備を検討しているようでございますので、このことについて町長よりご答弁いただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、現在のところ落ち着きを見せてはきておりますけれども、これについては、まだまだ予断を許すものではございません。今後とも皆様とともにしっかりとこの予防、感染防止について取り組んでいく。

また、地域経済につきましても、この影響を改善をしていくためには、今後も町として地域経済に対する支援等も行っていかなければならないと思っております。

今後の状況等をしっかり見据えて、また、支援すべきところはしっかり支援していくという気持ちには変わりはありません。その点につきましては、皆さんとともにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

ぜひ後手後手にならないようにぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、ただいま町長からそういった気概があるんだという発言をいただきました。これをもって私としては、ぜひこの当初予算、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。  
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第17、議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本件は、去る3月4日の本会議において、その審査を文教厚生常任委員会に付託され、9日開催の委員会において、町民課長の出席を求め、審査いたしました。

令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ17億5,521万7,000円で、前年より4,921万5,000円の減となっております。

歳入のうち、国民健康保険税は2億7,697万5,000円で、1,440万4,000円の減。大きな比率を占めております県支出金は13億1,461万5,000円で、2,199万4,000円の減となっております。これは、過年度給付実績等を基礎に県が積算し、配分するものです。

歳出につきまして、保険給付費は医療機関等に支払われる一般被保険者療養給付費が主な

ものであり、12億9,150万円で、前年比1,320万1,000円の減となっています。特定健康診査や人間ドック等、病気予防に関わる保健事業費は2,002万5,000円で、50万9,000円の減少です。

被保険者数は、現在3,422人で、前年比100人程度の減となっております。65歳以上年齢者が増加する中、1人当たり医療費は2万9,914円で、県下6位となっております。

委員からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として集団検診が中止となったことなどについて心配する意見があり、今後も国保運営の財政健全化に努めることなどが要望されました。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ7,666万1,000円で、前年より863万1,000円の減です。歳入のうち、診療収入が4,958万6,000円で、昨年比157万5,000円の減と見込んでいます。繰入金が1,961万4,000円で、724万5,000円の減となっております。このほか、県支出金として618万円が県から補助されております。

歳出におきましては、総務費が4,268万6,000円で、このうち、人件費が3,378万円で、79%となります。

医業費は、3,132万3,000円で、499万8,000円の減となっております。

委員からは、平成30年度の一月当たり受診者数が383人から2年度235人と大きく減少している状況について質問があり、新型コロナウイルス感染症を恐れるあまりの受診控えがあれば心配であるとの発言がありました。当診療所は、位置的に他市町村からの来訪者も期待され、地域医療にとって非常に重要なポジションにある医療機関なので、今後とも充実した医療が提供されることを求めました。

以上、慎重審査の結果、文教厚生常任委員会では全会一致で可とすべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第18、議案第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 議案第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本件は、去る3月4日本会議において、その審査を文教厚生常任委員会に付託され、9日開催の委員会において、町民課長の出席を求め、審査いたしました。

令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2億1,718万2,000円で、前年より884万6,000円の増となっております。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料が1億5,097万6,000円で、760万1,000円の増です。

繰入金は6,490万4,000円で、前年比124万5,000円の増額となっております。これは、保険基盤安定のための一般会計からの繰入れです。

歳出の多くは、後期高齢者医療広域連合納付金で、2億1,428万5,000円を支出しております。

そのほか、保険給付事業として人間ドックの補助が100万円計上されており、これは前年同額となっております。

後期高齢者特別会計は、給付や審査等、主なものは広域連合に委ねられております。団塊世代の後期高齢化が迫っており、この制度の重要性が増していくものと考えます。

以上、慎重審査の結果、文教厚生常任委員会では、全会一致で可とすべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 議案第4号 東吾妻町介護保険特別会計予算について



申し上げます。

本件は、去る3月4日、本会議において、その審査を文教厚生常任委員会に付託され、9日開催の委員会において、保健福祉課長の出席を求め、審査いたしました。

令和3年度東吾妻町介護保険特別会計予算は歳入歳出それぞれ18億3,960万8,000円で、前年より5,186万2,000円の増となっております。

歳入のうち、保険料が3億5,354万9,000円で、584万1,000円の減です。

繰入金は2億6,307万1,000円で、前年比1,332万1,000円の増額となっております。これは保険給付費に応じた法定の繰入れです。

歳出総額の95.1%が保険給付費で、その額は17億4,980万5,000円ですが、この中の介護保険サービス等の金額は3,200万円です。

本件について、議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例と密接に関係していることから、保険料改正について説明を受けました。

委員からは、介護予防と地域協議会組織づくりについて質問がありました。

以上、慎重審査の結果、文教厚生常任委員会では、全会一致で可とすべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

過日の本会議におきまして審査を付託されました令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、去る3月8日、総務課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入歳出それぞれ1億5,500万7,000円と定め、対前年に比べ273.9%増で、一般会計からの繰入金は4,878万1,000円となりました。

委員会では、箱島農村公園の住宅地への調査設計方針の報告も受けました。

また、審査の過程で、東地区情報通信事業の町負担の在り方を見直すべきときではないかなどの意見も、委員から出されました。

当委員会としましては、慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決するものと決しました。本会議においても同様の判断をお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第21、議案第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

当総務建設常任委員会に審査を付託されました令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入歳出それぞれ5億3,747万円と定めるものであり、繰入金は2億1,828万5,000円でした。

また、浄化槽整備事業などの説明を受け、当委員会として慎重に審査をし、当予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様のご判断をいただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第22、議案第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、ご報告申し上げます。

当総務建設常任委員会にその審査を付託されました令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について報告を申し上げます。3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入歳出それぞれ1億640万円で、繰入金は2,787万円となりました。

当委員会としまして、慎重に審査をし、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第8号 令和3年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

過日の本会議において審査を付託されました令和3年度東吾妻町水道事業会計予算についてであります。3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

給水戸数4,232戸、事業収益1億9,743万1,000円、事業費用1億9,396万5,000円、また、資本的収入1億4,840万円、資本的支出2億5,716万2,000円、収入額が支出に対して不足する1億876万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するとの説明を受けました。

当委員会として慎重に審査をし、全会一致で可決すべきものと決しました。本会議におきましても同様のご判断をいただきますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第9号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第25、議案第10号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第26、議案第11号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第27、議案第12号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立



願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第28、議案第13号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第29、議案第14号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第30、議案第15号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第31、議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第32、議案第32号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第33、議案第33号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第34、議案第34号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第35、議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ちょっと質問させていただきます。

まず、手古丸辺地の案件につきまして、所管事務調査を行いました。既にこの全体計画並びに設計もできているわけでありますけれども、陳情書の経過説明の中で、多額の費用がかかるためにこれは極めて難しいという報告を、以前に受けております。この計画の全体、どのくらいかかるのか、予算について教えていただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。

以前、多額の費用がかかるというふうなことでお知らせをしてあるということですが、まず、この手古丸辺地、これにつきまして、この整備計画書の3番のところに、約1億9,000万円ほどかかるというふうなことで記してありますが、これは、令和3年度から7年度までというふうな形で記してありますが、当時についてはおよそ概略的なものでありまして、当時は、2億ぐらにかかるといふようなことだったものですから、この後、経済の物価変動とかそういったものを加味しますと、物価変動に応じて、それ以上かかるというふうなことが見込まれているというふうな状況にあります。よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そうしますと、まだ全体像というのは分かっていないと、全体の予算がどのくらいかかるかというのはまだ分かっていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 全体の予算につきましては、まだ用地交渉、補償物件、そういったものもコロナ禍の状況もありまして、まだ進めていないというふうな状況にありますので、その辺につきまして考慮しますと、最終的にはおよそ幾らぐらにかかるといふようなことにつきましては、まだ見込まれない要素がありまして、最終的にどのくらいというふうなことは、まだ分かっておりません。よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。

地元の人々は、早い完成というのを非常に望んでいるわけですが、大体どのくらいをめどに考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） まず、おおよその期間というか、計画ということですが、用地交渉をまだ進めている状況でありますので、いつ頃というふうなことは、まだはっきりしたことが申し上げることができないというふうな状況であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） それでは、今度、町長にちょっとお伺ひしたいんですけども、計画にある県道からの入り口の鋭角分について、最近、非常に通行量も多くなってきている、非常に危険性が増してきているんだということで、地元から要望書が出されていると思うんですけども、この部分について、早めの工事の着工をお願いしたいとは思いますが、町長はどのようにお考えですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お話の部分は、大柏木トンネルの開通によってかなり交通量も増えてきておりまして、現在の線形でいきますと、かなり見通しが悪い状況でございまして、これにつきましては、その部分だけでも早く手を入れて、通行上の安全を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 答弁ありがとうございました。

地元の人も早い完成を望んでおりますので、ぜひ早く完了していただければ大変ありがたいと思います。

この令和3年から7年で、約5年間で1億9,000万円の起債を予定してするわけですが、この辺のを使って、まず先ほどお願ひしたその入り口付近の鋭角を直すと、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） どうもありがとうございます。

ぜひ早い完成をよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

会議の途中であります、ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時59分)

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時00分)

---

**◎議案第36号の質疑、自由討議、討論、採決**

○議長（須崎幸一君） 日程第36、議案第36号 字区域の変更についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。



(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第37号及び議案第38号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第37、議案第37号 町道路線の廃止について、日程第38、議案第38号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第37号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第38号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第39、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎ハッ場ダム及び地域開発特別委員会最終報告について

○議長(須崎幸一君) 日程第40、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会最終報告についてを議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を願います。

八ッ場ダム及び地域開発特別委員長、7番、里見議員。

(八ッ場ダム及び地域開発特別委員長 里見武男君 登壇)

○八ッ場ダム及び地域開発特別委員長(里見武男君) 去る3月10日に八ッ場ダム及び地域開発特別委員会を開催し、最終報告書を作成して、翌11日に須崎議長に報告書を提出いたしました。詳細は割愛させていただき、調査研究のまとめの部分を朗読して当委員会の最終報告といたします。

当特別委員会は、令和元年6月4日の設置以来、委員会を14回開催(視察を含む)、付託事項についての調査・研究を重ねてまいりました。その都度、定例会における報告を通じ議員間の情報共有を行い、また、「東吾妻町議会だより みんなの議会」に報告内容を掲載し、町民の皆様に周知を図ってまいりました。

上信自動車道建設に関する事項は、国・県の管轄事業であり、主に町執行部から工事の進捗状況について説明いただき、意見交換の形で調査してきました。

そして、八ッ場ダム事業がほぼ完成して、国土交通省の八ッ場ダム工事事務所が閉鎖となり、また、大柏木川原湯トンネルの開通等を契機に最終報告書を作成し、当特別委員会に付託された調査・研究を終了することにいたしました。

今後は、当特別委員会に付託された事項については、総務建設常任委員会に引き継ぎ、町に対し説明を求めていきます。

最後に、八ッ場ダム周辺地域の活性化を祈念し、最終報告といたします。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、配付の委員会最終報告書のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は、配付の委員会最終報告書のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。八ッ場ダム及び地域開発特別委員会は、その目的が終了しました。

よって、八ッ場ダム及び地域開発特別委員会を廃止したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、八ッ場ダム及び地域開発特別委員会は、廃止することに決定いたしました。

---

#### ◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長(須崎幸一君) 日程第41、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、陳情1号について報告申し上げます。

3月9日、陳情1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書の審査を実施しました。説明員として宮内政己様に出席をいただき、説明を受けました。その後、審査を行い、各委員から、全国一律の同一賃金には制度として無理があるといった意見や、格差をなくし賃金の引き上げを図ることの必要性、また、まず中小企業支援策を優先すべきなど、様々な意見が出されました。

当委員会として慎重に審議した結果、趣旨採択とすることと決しましたので、本会議におきましても同様に取計らいますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

請願4号 県有施設（群馬県ライフル射撃場）廃止の中止を求める請願書については、令和2年第4回定例会において文教厚生常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの継続審査となった事件であります。その審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 令和2年、第4回定例会において継続審査とされた、請願第4号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願につきまして報告いたします。

去る3月9日、文教厚生常任委員会において審査を行いました。

委員からは、県は現状の機能を維持する状態での施設継続をしていく旨、新聞報道もなされており、趣旨採択すべきとの意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情については、令和2年第4回定例会において文教厚生常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの継続審査となった事件であります。

その審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 令和2年、第4回定例会において継続審査とされた、陳情5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情につきまして報告いたします。

去る3月9日、文教厚生常任委員会において審査を行いました。

本陳情は、離婚した夫婦の間の子供の親権について取り扱うものですが、その場合、民法上では親権はいずれか片方の親にのみ認められるものであり、法改正が必要であること、子供の養育においてどちらが責任を持つのか確定しておかなければならないことなどの発言がありました。採決の結果、不採択4、趣旨採択2で、本委員会としては不採択すべきと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りをいたします。

陳情5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

○議長（須崎幸一君） 起立なし。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第42、発委第1号 要望書の提出についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、発委第1号 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故慰霊碑等建立等に係る要望書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

平成30年8月10日、群馬県防災ヘリコプター「はるな」が、中之条町の山中に墜落するという大変痛ましい事故が発生しました。このことについて吾妻郡町村議会議長会から、殉職された隊員、消防職員のご冥福を祈り彼らの功績を後世に伝えると共に、2度とこのような事故を起こさないことを誓うため、本年8月10日までに渋峠へ慰霊碑等を速やかに設置すること並びに事業計画等の提示を要望するという趣旨の要望書を、県知事及び県議会議長宛てに提出してほしいという依頼がございました。なお、群馬県防災ヘリ「はるな」墜落事故遺族会からも、2月5日付で別紙の要望が提出をされております。

総務建設常任委員会で審議を行ったところ、全会一致で要望書を提出することに決しましたので、議員各位におかれましてもご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第43、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野議員、自席にて報告をお願いします。

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、令和3年第1回定例会におきます総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日、9日と2日間の会期で、委員会を開きました。



町長、副町長をはじめとして各担当課長から丁寧な答弁をしていただきました。委員会で各委員から、令和3年度の目玉政策、また旧役場庁舎跡地利活用について、さらに新型コロナウイルス関連の生活商工業者支援の継続の必要性、公共施設の適正管理、坂上地区デマンドバス運行についてなど、実に活発な質疑意見が出されました。

また、本会議で付託されました議案の審査、陳情1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について、説明員の方にお越しいただき、審査、調査を実施しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 次に、文教厚生常任委員会。

12番、根津議員、自席にてお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 文教厚生常任委員会で12月の第4回定例会から令和3年第1回定例会までの報告を申し上げます。

閉会中2月2日に委員会を開催し、議会改革について話し合いが協議が行われました。また、定例会中におきましては、新型コロナウイルス対策並びにワクチン接種計画について情報を収集しようと努めましたが、なかなか情報が十分には収集することができませんでした。全員協議会に情報について提出するよう、担当課に求めたところでございます。また、コロナウイルス対策につきましては、本定例会の議案26号、議案19号等、コロナ関係の事業でございました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 次に、議会運営委員会。

議会運営委員長、11番、佐藤議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） 去る2月25日開催の議会運営委員会で、町より提出されたタブレット端末の取扱いを3月11日開催の議員全員協議会の中で、議員の意見も踏まえて検討していくことになりました。意見を聞きましたが、特に意見も出なかったもので、今後議会運営委員会で協議を進めていくことになりました。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 次に、行財政改革特別委員会。

行財政改革特別委員長、14番、青柳議員。

（行財政改革特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君） 行財政改革特別委員会は、2月3日に委員会を開催しました。委員会の今後について話し合い、行財政改革について特化した委員会で3つの課題、公共施設、財政、公共交通の3項目について調査してまいりました。常任委員会に預けてもいいのではという考えがありましたが、しかし行革の視点は必要なもの、また地方創生や総合戦略も視野に入れた形態を変えるのも今後の課題としました。結論としては、行財政の内容は今後も調査の必要があり、意義ある委員会で特別委員会を継続するとしました。

以上、報告終わります。

○議長（須崎幸一君） 次に、議会広報特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第44、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題とします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

会議の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。

再開を11時40分といたします。

（午前11時34分）

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時40分）

---

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第45、町政一般質問を行います。

---

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って、中澤町長に質問いたします。

令和元年東日本台風、通称台風19号が当町に襲来したのは、2年前の10月12日のことでした。我が町の森林、農地、住宅、道路に大きな被害をもたらしました。令和2年3月の一般質問において、災害と危機管理について中澤町長と議論をいたしました。地域防災の在り方、消防団員の処遇、防災訓練、図上訓練などについて町長の考えをただしてまいりました。

その後の1年間でどのような取組をしてきたのでしょうか。新型コロナウイルスとの闘いは1年を超えても収束の気配はなく、極めて厳しい状況です。まさに危機の中にあります。どのようにコントロールしていく考えでしょうか。危機管理について町民を守ることは当然ですが、組織の長として職員の安全を守ること、これも極めて重要なことです。町民と組織を守るために職員の安全が犠牲になってはいけません。危機とは、災害や感染症だけではありません。

町長に伺います。

1、東吾妻町地域防災計画では、図上訓練の重要性を述べていますが、この1年間に行いましたか。当然行ったものとして、どのような設定で、何回行いましたか。

2、ダム関連事業が収束し、インフラが整ってきましたが、大柏木川原湯トンネルの火災を含む事故について演習をしましたか。

3、トンネル火災となれば消防団の出動も考えられるが、広域消防とどのような連携をするのか、十分な意思疎通と訓練がされていますか。

4、アガッタン運行についてどのような安全教育をしていますか。

5、アガッタン運行の安全規則がありますか。

6、非常勤を含む職員の就業上の安全衛生について、どのような対策をしていますか。

7、新型コロナウイルス対応により職員に大きな負荷がかかっていると考えますが、カウンセリング等の体制はどうなっていますか。

8、安全対策と危機管理について、専任の職員配置を求めます。

以下、学校教育と危機管理について教育長に答弁を求めます。

9、防災教育の中で地震や津波、火災など普遍的な知識のほか、吾妻地域に起こり得る噴火、土砂災害、河川氾濫など、どのように取り扱っていますか。

10、食中毒、インフルエンザ蔓延、不審者侵入などについての危機管理はどうしていますか。

以上を質問して、以後、着席させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、当町の地域防災計画では、自助・共助による地域防災力の向上として、防災訓練を適時実施することとしております。しかし、昨今のコロナ禍の中、住民を対象とした訓練の実施には慎重な判断が求められております。図上訓練は対象地域で過去に発生した土砂災害等の箇所や、危険箇所を避けた避難場所及び避難経路の確認や検討を図上で行い、参加住民の意見聴取が必須となります。訓練の必要性は十分に認識しておりますが、訓練場所を考えたとき、地区の公民館など屋内の訓練が想定され、密集・密接、特に高齢者の安全確保などを考えると、この1年での訓練にはリスクがあると判断したところでございます。近年における災害の多様化に対応するため、町ではこの1年間、国及び県が構築する防災システムのオンライン訓練への参加や、市町村長を対象に、災害対応力強化を目的としたウェブ研修、県の出先機関で開催する避難所運営研修への参加、災害時に協定自治体と相互支援を行うスクラム支援の訓練を兼ねたりリモート会議に参加し、情報共有を図りました。コロナ禍でも災害は待ってくれませんので、インターネット等を活用した研修訓練等に積極的に参加をし、有事に備えております。また、岡崎地区では、規模を縮小しながらも野外で自主防災訓練の訓練が行われました。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を行い安全を確保した中で、感染症の動向も注視しながら、地域防災力向上のため住民参加の訓練を引き続き

計画をしていきたいと考えております。

2点目、3点目のご質問ですが、当町と長野原町との境には、八ッ場ダム関連事業で茂四郎雁ヶ沢トンネル、吾妻峡トンネル、大柏木川原湯トンネルの3か所のトンネルが整備されました。ご質問にあります火災等の事故発生時の対応につきましては、過日、東部消防署長と消防団長と協議を行ったところでございます。火災時の消防団活動は、団員の安全が確保された上で常備消防の後方支援を行うことを原則としております。そのため、火災時に消防団員がトンネル内に立ち入ることはございません。消防団の活動は、通行車両の規制や誘導、傷病者の誘導や救急車までの搬送協力が、主な内容であることを確認しております。その確認事項については、2月に開催をされました消防団役員会議において消防団長から各分団長へ伝達され、消防団全体の共通認識として確認したところでございます。トンネル火災を想定した合同訓練等の実施は未定でございますが、火災現場での対応等について、これからも広域消防からご指導いただきながら消防団の資質向上と連携を図っていききたいと思います。

4点目、5点目のご質問ですが、アガッタンアガッタンの運行に当たっては、スタッフ用に運行と受付のマニュアルがあり、それに基づいて運行しております。マニュアルにはトロッコトロッコやコースの安全を確認するための点検事項を定めた点検チェックシートがあり、トロッコを走らせる際には、スタッフが乗車する、管理者が前後について安全速度を守るなど、日常的に安全管理に努めております。また、お客様に安全にご乗車いただくための注意事項として、ヘルメットの着用、コース上で下車しない、車間距離の確保、町道を横断する踏切での一時停止などがございます。新型コロナウイルス感染症対策としては、消毒チェックシートにより、トロッコは運行ごと、施設は1時間に1回以上消毒を行っております。また、お客様の検温やスタッフの出勤時の検温と、健康チェックシートによる体調管理を行い、お客様やスタッフから感染症が発生しないよう注意をしております。

6点目のご質問ですが、町では労働安全衛生法令に基づき、衛生委員会の設置や健康診断の実施を行っております。衛生委員会では、これまでに給食センターやこども園等へ訪問して実施調査を行い、安全衛生について改善点の報告や予算措置の指導をしております。また、職員の心理的負担を把握するための検査であるストレスチェックの検証や、実施に関する協議も行っております。健康診断では、健康の保持増進を目的として、会計年度任用職員を含む全ての職員を対象に実施をしております。健診結果に関しては、本人への通知のほか、生活習慣を改善するための特定保健指導や、産業医による職員向け健康管理講習の資料等に活用しております。

7点目のご質問ですが、新型コロナウイルス対応に限定したものではありませんが、メンタルヘルス対策として毎年度ストレスチェックを実施しております。ストレスチェックの仕組みは、職員が記入したストレスに関する質問票を分析し、本人へ結果を通知いたします。通知により自分のストレス状況を確認できる検査ではありますが、分析結果を職場ごとに集計することで、職場ごとのストレス状況も把握でき、職場環境の改善に向けた資料としても活用できます。ストレスが高い人は、希望により医師との面接による助言が受けられます。また、面接を受けた場合は、町に対して医師から意見照会がなされ、町は、個人情報に配慮しながらその対応を行っております。

8点目のご質問ですが、限られた人員の中で専任職員を配置することは、当町の組織規模からすると難しいと考えております。しかしながら、現状の体制により問題のないよう業務に当たっていききたいと考えております。

9点目、10点目の学校教育と危機管理に関するご質問でございますが、町内全てのこども園、小・中学校では、学校保健安全法に則り各園各校へ地域の特性や実態に応じた独自の学校安全計画、危機管理マニュアルを策定し、随時見直しを行い、最適化を図っております。特に、危機管理マニュアルは、突き詰めれば子供たちの命を守るために策定が義務づけられているものでございます。学校管理下において自然災害や不審者の侵入等の事故が発生した際、教職員が的確に判断し、円滑に対応できるよう作成されております。作成の大前提は、教職員の役割等を明確にし、園児や児童・生徒の安全を確保し、体制を確立するために、必要な事項を全教職員が共通理解し、行動できることです。校内研修等で繰り返しシミュレーションの確認などが行われ、マニュアルに沿った避難訓練などが実施をされております。園児や児童・生徒に対する防災教育や危機管理教育は、日頃から継続して行われておりますが、来年度からは、小学校では「私たちの安全」という副読本も活用しながら、学習をさらに深めてまいります。大人が子供たちの命を守りながら、自らの安全は自ら守ると、こういう意識を子供たち一人一人が醸成できる知識、技能の習得や態度の育成を狙いとして、発達段階を踏まえた防災教育、危機管理教育を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。再開を午後1時といたします。

（午前11時56分）

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

休憩前に続き、町政一般質問を行います。

（午後 1時00分）

---

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それでは、午前にも続きまして2次質問という形でさせていただきますが、まず1番最初にちょっと確認をしておきたい、教えていただきたい部分があります。

この議会の中で議案第20号として、特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、この中で防災会議の委員に報酬を支給するということが載っていますが、今までは、この防災会議というのは手当等はなかったんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 防災会議につきましては、出席されました委員の方には、謝礼ということで今まではお出しをしていたらしいですが、今後は報酬ということを取りたいということでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、この防災会議の委員の名簿にある方々は、当町の非常勤の職員として委嘱を受けるということですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、報酬条例によりまして委員になっていただくということになっております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 公職、もともと県等の公務員の方もいますけれども、そうでない原町赤十字病院の事務部長さんとかという方に支払われていくということなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今出ました日赤の職員の人とか県の職員ですとか、町村関係の職員の場合にはお出しはいたしません。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） さて、この防災会議の委員の方、この防災会議を今後どういうふう  
に運用していくのか、担当の方に聞いたら、まずはこの赤本の改定ということを念頭に置いて  
委員を委嘱して、そして作業を進めていきたいということを言っていましたけれども、そ  
ういうことが主なこの防災会議のお仕事なんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 防災については、以前と違って、気候変動によりまして今までと違っ  
た気候による、気象による災害というものも発生する可能性はかなり出てきているわけで  
ございますので、そういうものを踏まえて地域防災計画というものをもう一回見直していこう  
じゃないかということが、大きな課題でございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 既に平成27年に委嘱されている委員さんというのは、当町の幹部職  
員、それから吾妻森林管理署の次長であるとか、県税事務所の所長であるとかといった要職  
にある方ですけれども、平時における会議を念頭に置いてこの人たちが委嘱されているとい  
うことですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、赤本の見直しというようなものがかなり大きな  
ウエートを占めておりますので、この場合には平時の協議というものを多く設定をしており  
ます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） この中に、いわゆる気象関係の方の名前というか、そういう方が取  
り上げられていないんですけれども、この防災会議の委員を選任していく上で、今後そうい  
った方も検討していくことをお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ委嘱はされておられませんけれども、計画の見直し等の中  
で、気象の専門家、例えば前橋気象台の台長さんですとか、そういう方にお話を伺う場合に  
はそのときに来ていただいて協議していただくということにしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。



○12番（根津光儀君） 今の町長の答えだと会議の委員に委嘱するということですか、そうではなくてアドバイスをいただくためにお越しただけなのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、協議内容によるかと思えますけれども、通常の場合、アドバイスのアドバイザーみたいな形で来ていただいて、お話を伺うということが多いかもかもしれません。ただ、本格的にもう専門的に突っ込んでやっていかなければならないときは、气象台関係の職員もお願いしていかなければならないというふうには思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、そういった気象関係の方に委嘱することもあり得るということですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それについては、今言ったように、課題を設定して協議する場合に、必要となればそのようなこともあるかもしれません。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 防災については何と言うんですか、まさに防災の防、防いでいくという部分、様々な災害を予見していくということが非常に大切だと思います。ぜひそういった視点での委員さんの任命もしていただきたいと思います。

さて、19号、2年前です。令和元年度になるんですか。19号の反省ということ、この町では会議を持ってこの防災会議を招集して、事後に検討というのはやったでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 昨年台風19号の爪痕、被害状況というものを持ち寄って、今後の防災について話し合いました。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それは、この防災会議の委員さんに来ていただいてやったんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは防災会議ではなくて、町当局の各課の担当が寄ってお話をいたしました。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 何々の決まりはありますかとか言うと、割かしマニュアルがどうの

こうのということを言うんですけれども、こういったものがある中でじゃ反省をしていくのは、どういう組織であるのかということがきちんと決められてはいなかったということなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 災害時には災害の対策本部等立ち上げて対応しているわけございまして、その後にその対策本部が寄って、その反省点等も話し合っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） せっかくですから、収束した後にきっちりと反省をしていく、こういうことができなかった、反省すべきだということをやっていただくためにはこの防災会議のような組織でやるべきで、今町長がおっしゃったのは、災害の後の復旧のための予算についての会議だったんじゃないんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 予算に限っての話ではございません。被害状況等の把握の中から、今後の防災についても協議をしたというところでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ、防災会議あるいはこれからこの赤本を改定していく場合にできる、つくっていく組織については、反省するということが非常に大切なので、どういう人たちがそれについて事後の反省をしていくのかということをやちゃんと明確にするような改定をしていただきたいと思います。

さて、もう一つ伺います。

防災無線、デジタル化されて、非常に音が鮮明になって、私もああいい無線だなと思って感心しております。

さて、その2年前の19号の中で避難勧告についての放送はしていると思いますけれども、これは何回ぐらい放送したんですか。私もその当時調べただけけれども、もう失念しているので。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 3回ぐらいじゃないかということです。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） さて、避難勧告が出されている中で、私自身は既に土石流に見舞われていた、そういう地区にいたということなんですけれども、ぜひ今度デジタルになって鮮

明に皆さんにお伝えできる条件が整ってきたので、この現状、どこそこ地区で何が今発生していますというところまでも放送していくべきではないかと思えますけれども、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、今現在こうやるというふうなことは、ちょっと避けたいと思います。そうやって被害が発生したと、どこで発生したとかというのが悪影響を及ぼす場合もあるかもしれませんし、そこら辺のところは、今後十分に考えて協議をしながら進めたいというふうに思っております。確かに、防災無線ですぐにそういったことを放送するのがいいのか、避難勧告を出していくわけでございますので、その点は十分に今後考えていきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 今後は、避難勧告ではなくて避難指示というのが出される、そういうふうな仕組みになってきていると思えますけれども、その認識をまず持っていただくということと、それから災害の状況を防災無線で流すということがどこが不都合なのか、ちょっと町長の言葉として教えていただきたいです。火災については、どこそこで何々さんのお宅が燃えていますまでも放送するときもありますから、建物火災とかというときは。この重大な災害のときには、どこの地区の何川がこうなっています、土石流ですというようなことは、きちんと流すべきじゃないですか。情報が入ってきたなら。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今にわかには結論を出すわけにもいきませんので、その点はよくそういった場合の例というものを紐解きながら、いろいろな場面を想定しながら考えていきたいというふうに思います。町民の皆様方の生命の安全のために万全なものを尽くすというのは、当然我々の使命でありますけれども、それがかえって害になるということも考えられますので、慎重にその点は考えていきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ検討して、そして実行していただきたいと思えます。災害、それから安全対策、それから危機管理、その最後の決断をするのは町長なんですから、町長が考えて「こうしなさい」ということで私はいんじじゃないかと思えますけれども、私からはそういう言い方になってしまいますけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

それから、大柏木川原湯トンネルですけれども、これの訓練、図上訓練とかということも

まだしておらないようですけれども、この件についてかなり真剣に考えていただきたい。それで、町長もおっしゃってございましたけれども吾妻峡トンネルが1,770メートル、茂四郎トンネルも同様の長さなんですけれども、実は茂四郎トンネルは雁ヶ沢トンネルとそれからその間をつなぐ落石防護のためのガードがついていて、実際にはもっと全然長いんです。倍以上あるのかなと思っています。この3つとも、車両火災が発生したときの対応というのはかなり難しいものを持っていると思うんです。というのは、勾配が非常にきついです。特に、大柏木川原湯トンネルについては勾配がきつくて、平均勾配が3.45%ということで、災害のときに煙突化しやすいような構造物です。しかも、避難路が中にはないですよね。歩道はついていますけれども。こういったことは実際にその場に立って、そしてこのときはこうしようということをやっけていかないと、消防団の方も応援という形でいっても、実際に何が起こってくるのか、何を望まれてくるのかというのが分からないと思うんですけれども、その辺の対応を早急にしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） トンネルにつきましては、トンネルの管理者、それから広域消防本部、それから町の関係等もよく協議をしまして、今後、訓練等については実施することがいいのだろうというふうには思っておりますけれども、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それで、実はこのトンネルが、開通して間もなく川原湯側の公道付近で車両火災が発生していたということですが、これは町長はご存じですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件については私はよく知りませんでした。多分長野原町側のところであったというふうなことで、こちらのほうにはあまり情報がすぐには来なかったですね。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） これはかなりやはり危険なものがあると私は思います。公道付近で車両が火災、現にあったわけですから、これが規模が大きい、あるいはさらに別の火災であったとなると、このトンネルが煙突化してということになるかと思えます。ぜひ訓練を早くにやっていただきたい。様々なシミュレーションがあろうかと思えますけれども、取り組んでいただきたい。それで、申し上げれば当町側は今川を水利とすることになるかと思えますけれども、冬季間になると、ここまで上流になると、水量もあまり多くないよう

ですけれども、その辺をしっかりと消防団の方と話し合っていてやっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大柏木川原湯トンネルにつきましては、県の管理で、井戸も既に掘って水の確保はできておるといふうなことでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 水の確保は十分であるということですね。それは本当に聞いて、私も安心いたしました。

さて、もう一つの安全対策ですが、行政に対する暴力というのがあるかと思えます。このことに対して、これまで職員の方々は非常に苦勞をしていたと思うんですけれども、今後こういうことが予想される状況があると思えますけれども、町長は、これについてどういう対策を今後立てていこうかということをお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、もう既に役場内での対策会議等も行っておりまして、また近々吾妻警察署、それから弁護士さん等も入れて、今後のそういった事態が出てきた場合の対応、対策というものを十分に取っていきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 私が提案しているのは、職員の安全を守るために、例えばそれに長けた方、例えばガードマンを雇うとか、あるいは警察のOBの方に来ていただくとかというようなことが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、町長はいかがお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう警察OBというふうな方も想定はされますけれども、今後の状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 根津議員、時間になりましたので、最後の1問にさせていただきますんですけれども、よろしく申し上げます。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひとも検討していただきたい。というのは、待ったなしなんです。そのことが起きるのはその瞬間で、そのときに外から呼ぶとかこれから会議をしてどうしましょうという話ではないので、既に決めておくということが大切だと思います。お考えいただきたい。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の大変に町を思った、そういったご意見をいただきました。  
ありがとうございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

---

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） それでは、議長の許可を得ましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。

初めに、感染症対策及び带状疱疹ワクチンについて伺います。

今コロナを通じてワクチンの有効性について関心が高まっています。ワクチン接種は免疫をつけるもの、特に高齢者の発症、重症化を防ぐことが、全体の医療を守ることにつながると思います。コロナ感染と初期症状が似ていることから、コロナと同時流行を防ぎ重症化、肺炎などのリスク軽減のため、昨年10月から12月まで時限措置としてインフルエンザワクチン接種を県が費用を負担し、65歳以上の方が無料で受けられました。インフルエンザワクチンの接種状況はどうでしたでしょうか。また、肺炎球菌ワクチンは65歳から5年刻みで通知が来て、定期接種を行っています。接種状況はどうですか。5年に1回の接種時期を逃した方への対応策はどうしていますか。

次に、コロナについて伺います。

感染が不安な方や感染者に寄り添う医療従事者、職員の皆様に感謝いたします。コロナにかかったときの社会を分断する「うつされるかもしれない」という不安で、病原体への恐怖心、うわさはかかった友人や医療従事者を窮地に追い込みます。この対策についての見解を伺います。

コロナワクチン接種が始まりますが、初めてのワクチンで不安を持つ方も多いと思います。薬の安全性や不安について、住民にどう伝えますか。

次に、当町の高齢者で带状疱疹にかかったという声をよく聞きます。带状疱疹は保健所への報告義務はありませんが、罹患状況はどうですか。任意接種は1万円前後かかるため、ハ

一ドルが高いと言います。町として助成制度を設け、安心して受けられるようにしていただきたい。町長の見解を伺います。

次に、A I 時代において自学・自習する力、読み解く力が大切になってくると思います。読解力をつけるため、当町の学校での取組はどうでしょうか。A I 時代の読解力について教育長に見解を伺います。A I に負けない子供を育てるためのツールと励みのため、学校図書館での読書通帳を提案いたします。

3つ目の質問です。

高齢者の多くから、立ち寄れる場所が欲しいと聞きます。1人でも気楽に行ける場所、そこに行けば誰かと会話できることを求めています。孤立しないように、今町にある施設を活用して、出かける場所づくりが必要に思います。例えば、2つの日帰り温泉や、そこに行く福祉バスを全町的な活用などが考えられると思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目のインフルエンザワクチンの接種状況でございますが、昨年のインフルエンザワクチン接種の当町の2月末の現在の状況であります。73.29%となっております。

2点目の肺炎球菌ワクチンの接種状況と、接種時期を逃した方への対策でございますが、肺炎球菌ワクチン接種の2月末現在の状況は、54.66%となっております。肺炎球菌ワクチンの接種は、65歳に達する年度に定期接種を受けられますが、時期を逃してしまうと、次の定期接種は70歳に到達する年度になります。その後は本人の体力や体調に合わせて接種してもらえるように、70歳を超えて一度も肺炎球菌の予防接種を受けていない人が接種した場合に、5,200円を補助しております。

3点目の、コロナウイルスに感染した住民への対策でございますが、コロナ罹患者への差別は群馬県だけではなく、全国的に問題になっております。インターネット、SNS上における誹謗中傷や、不当な差別的扱いをされる事例が報道されているのでございます。町民の方や近隣町村から新型コロナウイルス感染症が発症した際には、誹謗中傷等起こらないよう、個人情報保護に配慮しつつ、正確な情報提供や丁寧なケアを行いながら、対処していく所存でございます。

コロナウイルスワクチン接種につきましては、国からの情報を正確に伝えるため、個別通知や広報、ホームページを活用したいと考えております。電話による相談にも対応する予定

でございます。

4点目の帯状疱疹の罹患状況、町の助成制度でございますが、帯状疱疹の発症状況は、町では把握しておりません。帯状疱疹の予防接種についても、今のところ、町での助成は考えておりませんが、国の助成制度の動向を注視していきたいと思っております。

2項目めを飛ばして3項目めを先にお話をいたします。

3項目め、1点目の高齢者のための立ち寄れる場所でございますが、高齢者の居場所づくりにつきましては、コロナ禍で令和2年度は活動が縮小されましたが、社会福祉協議会では、各地区でサロンを開催しております。町の施設ではありませんが、吾妻の福祉を推進する会では、3月に原町地区に誰でも気軽に立ち寄れる居場所として、カフェ等を開設しております。

町でもできる限りの応援をしていきたいと考えておるところでございます。

2点目の日帰り温泉の活用、福祉バスの活用でございますが、日帰り温泉は既に一般町民に加えて高齢者向けの無料優待入浴券の配布を行っておりますので、それらの活用が期待されているところであります。

福祉バスにつきましては、現行どおり運行してまいりたいと思っております。

次の2項目めにつきましては、教育長からご答弁をお願いします。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 2項目めの1点目、読解力をつけるための当町の学校での取組についてですが、学校教育法においても、読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことが、普通教育の目標として掲げられており、子供たちに読書を通じて読解力の基礎を身につけさせることは、義務教育終了後の生活にもつながる大変な重要なことととらえております。

町では、保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領を踏まえながら、東吾妻町学びのベーシックにおいて、各発達段階に応じた国語の学びを体系化し、読書活動の推進も合わせて、中学校段階では、音読がおおむね良好にできるとともに、しぐさや、情景を手掛かりに、登場人物の心情を捉えることができる。自分の考えや伝えるべき内容を文章にまとめ、相手や目的に応じて表現することができる児童・生徒の育成に取り組んでおります。

2点目のAI時代の読解力についても、私自身の見解でございますが、AIの時代であっても、むしろAIの時代だからこそ、読解という学びを通して論理的思考力、活用力を高め、深い学びを実現する前提となる真の読解力の基礎を育むことが必要であると考えております。



人は道具たる言葉、知識を持たなければ思考できないことは確かですが、その言葉、知識は、書き、話し、説明するなどのアウトプットの経験を通して脳に刻まれ、確かな真の活用力に結びつきます。対話的な学びを活用して、知識、技能を確かなものにすることを重視する意図は、そこにあります。確かな読解力の基礎の上に、主体的対話的で深い学びを実現させることこそ、A I の時代に人間がその存在意義を際立たせるポイントになるのではなかろうかと考えております。

青柳議員さんから、学校図書館での読書通帳の導入のご提案をいただきました。子供たちの読書活動推進の新たな動機付けとなり、読解力の向上につながるものでございますので、管内校長会議でその導入について情報共有をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 大変にありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、感染症対策についてですが、インフルエンザワクチン割合と多くの方が受けているということが分かりました。肺炎球菌ワクチンは、70歳以降一度も打っていない方に対して5,200円の町からの助成をするということで、高崎市は2,000円と聞いておりますので、非常に手厚くてありがたい制度だと思います。ぜひこれも周知して、肺炎になると、日赤に聞きましたら50万円ほど入院したりしてかかるということですので、この費用でかからない医療抑制にできるのであれば、これを非常に進めていただきたいと思います。うっかりすると1年があつという間に過ぎちゃって、5年に一度を逃しちゃう人がこれだけいるわけです。54.66%ですから半分の方がやっていないということなので、ぜひ、今ワクチンということに対して関心が集まっていますので、広報していただきたいと思います。

町長にお伺いしますが、带状疱疹なんです、非常に町の中歩いてますと、あります。私が带状疱疹に興味を持ったのは、自分も38年前になっているんですけども、ここから背中まで1列に並びまして、痛いのが非常に大変だったということでしたが、興味を持ったのは、横浜市長の林市長が带状疱疹になった、また出てきたんだけど、また1か月やはり出られなくなったなんて、あんな報道が何回かありまして、それでまたふだんから带状疱疹になったというのを聞きまして、そして改めて今回勉強したり、聞き取り調査しましたら、80歳の方が、みんな風邪を引くように带状疱疹になっているよという話を聞きました。報告義務がないのではっきりとした数字が来ていないとは思いますが、50歳以上の方がな

ぜか、なぜかっていうのは次にお話したいと思いますが、増えているんだそうです。高齢者もあつという間になってしまうんだよという、軽いものから重たいものまであるそうですけれども、町長、そもそも带状疱疹にワクチンがあるということをご存じでしたでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 带状疱疹につきましては、なってしまったという話をよく聞きますので、ですが、それにワクチンがあったというのは、ちょっと私は知りませんでした。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） また増加傾向というものも数字をつかんでいないと思いますが、ちょうどこの間、これが毎戸配布してきてました。ほかの町でもらったかと聞いたら、来ないので、当町だけだと思うんですけども、この中に原町日赤の薬剤師さんのお話がありました。ちょうどグッドタイミングの情報でしたので、稲川さんというこの写真の方なんですけど、製剤課長さんで、事務長さんと製剤課長さんにお話を伺ってまいりました。

そこで、带状疱疹は、子供のころ水疱瘡にかかると1週間くらいで収まっていたけれども、しかしこれはウイルスが死滅したということではなく、神経節、つまり神経細胞が集まる部分に潜んでいて、眠ったままにいるんだそうです。加齢、疲労、ストレスで免疫が落ちたときに、ウイルスが目覚まし活動を始め、そして増殖して発症するメカニズムなんだそうです。

水疱瘡は今年34歳の方が幼児のときから任意接種が始まり、平成26年に1歳から3歳まで定期接種となりました。

しかし、皮肉なことに、身近な子供が水疱瘡にかかることにより、予防接種していない大人が免疫をつけることができました。しかし、発症する子供がこのワクチンにより減少したので、高齢になり免疫力が落ちて带状疱疹が発症するのだそうです。最近、50歳以下の子育て世代も免疫がないものですから、増加傾向と報告されています。

带状疱疹には、80歳までに3人に1人がかかると言われ、成人の9割が既に带状疱疹ウイルスに感染していて、いつ発症してもおかしくない状況にあるということです。

さて、ここからが長期ということで大変です。症状は体の片方にとっても強い痛みが带状につながり、焼けるような痛みで皮膚が水膨れになり広がります。治療で水膨れが治っても痛みは残り、その後、長期にわたり激痛に悩まされます。重症化すると顔が歪んでしまったりするそうです。罹患後の生活において、大きく生活の質が低下する危険性があり、高齢化社会で喫緊の課題だと思えます。

原町日赤では、50歳以上の方はワクチンの接種が推奨されるとあります。そして費用を聞きましたら8,000円です。近隣の病院でも1万円前後でしょうということでした。これは生ワクチンの費用ですが、免疫の持病がある方には接種できません。昨年どの方にも接種できるワクチンが認可されました。これは2回前後なので、2倍ほどの費用がかかります。1回接種を選ぶか、2回接種を選ぶかは個人の選択ですが、一部補助で住民は受けやすくなります。まず、費用の点もありますが、带状疱疹には予防接種があるということを、まず知っていただきたいと思います。

この薬剤師さんがそばにいるわけですから、我が町の広報とかにこのお話を入れて、住民の方に知っていただきたいと思いますが、広報活動をお願いできますでしょうか。町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員に、今大変带状疱疹のワクチンについて教えていただきました。町民の皆様の健康と安全のためには、やはりこういったお話も広報の中に入れて、知っていただくことは必要かと思っておりますので、これについては行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 私の独自の調査で推計ですけれども、60歳以上が何人、65歳以上が何人って数字はつかんでおりますが、そこで計算が出ていまして、もしワクチン接種をしなければ、罹患すると1,393万円ほどかかる。しかし、接種したら331万円ほどで抑えられる、50歳以上の方の話です。これは推計ですから、確かな数字ではありませんが、このぐらいかかってしまうというお話です。ぜひお考えいただいて、そして、まずワクチン接種補助がなくても、ありますよということをお知らせ願いたいと思います。かなりの方が大変な思いされていますので、その後、町で補助を考えていただきたいと思います。我が町は、赤ちゃんのロタウイルスワクチンを県で初めて助成して、関心が高いことから接種率がものすごい上がったんです。そして、県で初めて無料にしました。その後、県下に広がり、国が定期接種としました。我が町はワクチン先進事例を示した町です。ぜひ町長、研究、検討していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、次に、教育長にご答弁いただきました、動機付けとなると、読書通帳のことを教育長言っていただきまして、本当に嬉しいです。読書通帳、子供の読書の励みになるように、また目標になるように、そして読書というのは本当に自分の世界が、自分が経験もでき

ないことが非常に広がります。教育長のお話の中で、心情を捉えることができる子供という感性です、AIには感性、苦手なっているのありますけれども、この読み解く力、これをつけるためには読書をすれば、自然に勉強っていうんじゃないなくて、本をたくさん読めば自然に読解力が湧くと思います。読書通帳を動機付けとするというお話をいただきまして、非常に嬉しく思います。この読書通帳ですが、市販の内田洋行とか出してあるところがあるんですけども、いろんな場所をちょっと調査しましたら、伊勢崎市のある小学校では、A3の紙をはさみいれて折りたたんで、そして使っているところもある、埼玉の小学校ではきちんと製本してきれいな表紙を作って、いろんなのをちょっと調べて集めてみました。お金をかけなくてもできる工夫でできるんだなんて思いました。

読書通帳、どんなイメージであるか、教育長ありますか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 読書通帳には、1つの種類ということではなくて、それぞれの種類がある。例えば、3種類ぐらいあるんじゃないかなというふうに考えております。

今青柳議員さんがおっしゃってありましたように、子供たちが読書に親しむということは、例えば、うちのほうのこども園や小学校では、こんなふうにやっているっていうことでお話をさせてもらって、子供たちが本に慣れ親しんでいるという環境を作り出しているというふうな受け止めていることをお話をさせていただきますけれども、どこのこども園でも、1日に2回から3回、担任の先生か、あるいは違う先生が子供たちに読書を勧めているようです。中には、年長さんが、今日は年少さんに読書を自分たちでしてくれるんだというようなことで、テラスに椅子を用意して、年少組に行って今日こういうことをやるよってというようなことで進めているというようなことで、非常に子供たち自身が読書に親しむ機会を作っていただいておりますから、青柳議員さんがおっしゃっているような読書通帳というの、子供たちが読書に親しんで、言葉を通して、あるいは情報、言葉だけでなく図やグラフ等いろいろあるかと思いますが、そういったもの全部自分なりにキャッチして考えて判断する力がそこで養われるんだということの1つの手段が、やっぱり読書通帳だと思います。そういった下地を作っているのが、今のこども園の先生方の努力ですし、それから小学校でも、幾つかの学校は朝10分間ずっと読書をしていると、学校行事があっても、その10分間は外さないんだっていう学校もあるようですし、学年の中で、例えばごんぎつねとか、大造じいさんとガンというようなのがありますけれども、そういう物語文をその学年で業間体育ってのが20分間あります。その時間の中で、それを朗読する、順番で。13人いれば13人がこう

いうふうにやる、そういうようなことも取り入れて、子供たちに読書を親しむ、もちろんそれからこども園でも小学校でも中学校でも、長期休業の前は何冊か、5冊とか3冊とか、そして途中で借りていく本を交換できるような、そういったこと等で、それもこども園の子供さんたちは自分ではなかなか読むことが難しいですから、お母さんお父さん、あるいは年長のお兄ちゃんお姉ちゃんがいれば、そういう子供たちが読んでくれるというようなことで、子供たちが本に親しむ機会はいっぱいつくっておりますから、読書通帳を作る方向になっていっても、そんなに抵抗がないのかなんていうふうに、今は考えております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

すばらしい取組、今のお話聞いて、手を伸ばせばすぐにそこに本がある、そんな環境を感じました。

読書通帳というのは、きれいなものを作る、または1枚紙で作る、いろんなことがあると思いますが、町独自のスタンプがありますよね。いろんなシールがあったと思います、水仙ちゃんとか鑑着たものとか。10冊読んだら貼って上げるとか、非常に町ならではのロゴが入ったシールなどを活用していただければ、非常に励みになるとと思いますので、どうかお考えいただきたいと思います。

この間新聞紙上に東京の小学校の先生のお話がありました。

このコロナ禍で今の子を、学校も行けなかった今年度のことですけれども、今の子を、かわいそうなコロナの時代の子にしたくない。あの時代だからこそすごい才能の子供が生まれたと言われる、そういうことをしたいという小学校の先生のお話が載っていました。このときだから教育イノベーションもあると思いますが、何が大切か問いながら、子供さんの力を引き出していきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

水仙ちゃんのかわいらしい表紙や、町で作った独自のシールなどを使っていいただければ、非常に楽しいものができると思いますので、よろしく願いします。

次に、高齢者の取組なんですけど、既に取り組んでおられることもあるんですけど、またカフェができたということで、そこでも皆さんに来ていただいて、動向を見ていきたいと思いますが、高齢者のそういう声があるということ念頭に置いて考えていただきたいと思います。町長、そういうのをお願いできますでしょうか。最後をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢者のための立ち寄る場所、居場所づくりですか、カフェの話も出ております。

日帰り温泉も、高齢者のためには無料の券が出ておりますし、温泉に入って気持ちのよくなったところで、お仲間と一緒にそこでいろんなおしゃべりをしたり、情報交換をしたりということも、非常によいことだというふうに思っております。

今後も、それに限らず、高齢者の皆さんがいきいきと仲良く暮らしていける、そういったまちづくりのために、様々な対策を練ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 最後に、町長、福祉バスの全町的な取組というのは、見直しというのは可能でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、現在の福祉バス、旧東地区が行っておりますけれども、坂上地区にはデマンドを運行し始めたというところでございます。

今後は、デマンド等の効果というものも見極めながら、これについては今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 大変ありがとうございます。

最後に、お配りしましたRSTという資料があるんですが、これはRSTはリーディングスキルテストというRSTです。これの答えが、穀類、いも類、砂糖というところですから、正解は2番です。その下の比喩、直喩、暗喩、これは正解は3番です。こうやって読解力ということになります。

通告のほうは水銀です。答えが。通告に書いてあるのが、RSTを書いておきましたので。ということで読解力でした。

以上、丁寧なお返事ありがとうございました。また、教育長、たくさん知識の中からいただきまして、また、現場の非常に読書に力を入れている様子が分かりました。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後2時10分といたします。

(午後 1時58分)

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

---

◇ 竹 渕 博 行 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、10番、竹渕博行議員。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ただいま議長より許可をいただきました。

通告書に沿って質問させていただきます。

私のほうからは、2項目お願いいたします。

1つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける、町内商工事業者等への対応について。

2つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症予防接種の接種率向上についてお願いをいたします。

今年に入り、当初は1月8日から2月7日までだった緊急事態宣言は、重症者数を減少させる必要があるとして、1か月間延長されました。大阪府や愛知県などでは2月末までに解除いたしましたけれども、国内での変異株の広がりには専門家から懸念が示されて、1都3県緊急事態宣言が2週間程度の延長が示されているなど、現在も予断を許されない状況が続いております。

そういう状況下の中、昨年から続く経済的状況も改善されず、依然として厳しい状況が続いている商工事業者が見られます。新年度においても、国からの新型コロナウイルス感染症関連の交付金を活用するのはもちろんでございますけれども、町独自で支援できることも、さらに考える必要があると考えます。

そこで、令和3年当初予算では、新型コロナウイルス感染症に関する助成金等が見られないが、町

独自の事業継続支援金や、水道料金の一定期間の減免、防犯灯電気料の今現在の助成率の継続など、あらゆる手段を講じる必要があるのではないかと。

次に、新型コロナウイルス感染症の終息の切り札とされる予防接種、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクとワクチンの安全性、必要性を理解していただくことが不可欠でございます。新型コロナウイルス感染症の予防接種を多くの町民に接種してもらおうと、接種した町民にご当地商品券、ありがとう2,000円分を贈り、接種率向上と地域経済活性化との一石二鳥を狙う町もあるようでございます。

そこで、当町においては、どのような取組や方法を考えているのかお聞きいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹淵議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息は見え、町内商工業者の皆さん、経営状況も厳しい状況が続いております。そのような中、町独自の支援は、というご質問ですが、町ではこの間、国の交付金を活用して、独自の支援策に取り組んでまいりました。G o T o 東吾妻泊ってお得キャンペーン事業は、繰越予算として一般社団法人東吾妻町観光協会を通じて、アフターDC事業へ継続してまいります。

水道料金の一定期間の減免についてでございますが、コロナ禍におきまして水道料金の減免や、納付期限の延長に関する相談は受けておりません。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする滞納等もございません、しかし、議員が申されますとおり、町内商工業者の経営状況は、依然として厳しい状況でございます。納付期限の延長の相談や、滞納が発生した場合には、個々の置かれている状況を踏まえ、商工業を担う皆様を守るよう取り組んでまいります。

防犯灯電気料の助成は、とのことでございますが、防犯灯につきましては、電気料金は町で支払いをしております。町の防犯灯でございます。新型コロナウイルス感染症により、事業の継続に支障が生じている中小企業者の皆様には、国において一般補償限度額とは別枠で、同額の補償を行うセーフティーネット補償制度及び、非関連補償制度を講じております。

売上高の減少率のほかに、町の認定も必要要件となっており、令和2年4月以降、現在まで151件の申請を受けております。町内の中小企業者へ感染症の影響の大きさがうかがえることから、申請に際しては、速やかな確認と認定を行ってまいります。



東吾妻町商工会と連携を密にして国・県の動向をしっかりとつかんで、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける町内商工業者等への対応を丁寧に行ってまいります。

2点目の、新型コロナウイルス感染症予防接種の接種率向上についてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の接種率向上対策として、他の自治体では接種者への商品券配布などに取り組むようではありますが、当町としては、今のところ特別な対策は考えておりません。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、努力義務になります。予防接種を受ける人には、予防接種による感染症予防の効果と、副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。町としては、1人でも多くの人に接種をしていただいて、ウイルス拡散防止を推進していきたいと考えておりますが、中には疾病や妊娠中などの事情で接種できない人も出てくるのが予想されます。町で行う事業に対して、町民の皆様が公平に公共サービスを受けられることを念頭に、ワクチン接種と商業対策とは別と捉え、対応することが望ましいと考えております。

現在協議中でございますが、町民の皆様が接種しやすい環境として、より身近な接種会場の提供及び会場までの専用送迎バスの手配をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 竹淵議員、再質問ありますか。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ご答弁ありがとうございます。

非常に細かな対応というか、答弁をしていただきました。

町独自の支援という考えの中で、町長が今答弁をしていただきましたけれども、その水道料金の減免、これがいいのかどうかというのも、また担当課等々とも当然協議が必要になってくる。そしてまた、担当課としても減免するに対しては、余分な予算というのはございませんので、当然ながら一般会計からの歳出、歳入というようなからみも出てくるということで、この辺については町長の英断が必要なのかなというふうな気がしております。

しかしながら、町長の説明にあったように、担当課においては、新型コロナウイルス感染症に関係なく、日ごろより、もし滞納があったときには、その理由などを確認し、状況などの相談に応じる姿勢を持っているようでございます。

そういった中、滞納がなかったからいいんだという話にはならない。水道料金の滞納っていうことになると、事業の継続はほぼ厳しいだろう。そこに行くまでに何とか、たとえ数万

円でも支援してあげるといふような気持ちがそこに必要なのかなといふふうに考えているわけでございます。

近隣の町でも、この件については対応しているようでございます。例えです、例えば2件、3件と少ない事業所であっても、やはり手を差し伸べてあげるといふような姿勢が必要なのかなと。実際に、例えば担当課に水道料金のことと相談に来るといふ事業所がもしあれば、相当の覚悟と、また状況が考えられるわけでございます。そういう状況になる前に、少しでも考えてあげるといふ必要性があるのかなといふふうに考えておりますけれども、それを行ったらどうだといふのは1つの参考意見として取り扱っていただければ結構なんですけれども、そういう姿勢が必要なのかなといふふうに考えておりますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 水については、一般家庭も商工業の皆さんも使っているものでございまして、なくてはならないものだといふふうに思っております。

他の町村で行っているといふふうなこともあるようでございますけれども、これにつきましては十分に今後検討していく必要があるかなと、状況等もしっかり見据えて検討していく必要があるのかな、といふふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

ぜひそういった前向きな考え方の下、よろしくお願ひしたいといふふうに思います。

次に、接種率の向上といふようなことでございます。

町長も非常に考え方的にはきめ細かな対応を取っていくと、そして何よりも町民が安心して受けられる、そういったような会場整備だとか、そういったものも行っていくといふようなことをおっしゃっていただきましたので、特に細かい部分については、また同僚議員がこの後質問をするようでございますので、そのとき対応していただければ結構だと思いますけれども、予防接種については受ける人、そして受けない人、受けたくても受けられない人、そして16歳以下の子供たちもそこに入るんだと思いますけれども、強制ではないといいつつ、やはり当町においては、1人でも多くの町民に接種いただけるように取り組んでいただけるよう、そういうような町長の答弁でございました。

何といつても、国の指針どおり行ふといふことでも大変だといふふうに思いますけれども、最低限のことで行えばいいといふ考えではやはりなく、東吾妻町として、1人でも多くの

に考えるのかによって、取り組む姿勢も違ってくると、そして会場の設営に気を配り、町民の皆様が安心して受けられるように、ぜひ取り組んでもらいたい。そういった答弁も町長からお聞きしました。そういった大きな目では、町長から担当課において指示がされているようというふうに取りますので、ぜひそのような形で取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

最後に、町長から一言いただきまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新型コロナウイルス感染防止ということで取り組んでおります。また、地域経済の維持にも取り組んできているところでございます。今後、町民の皆様にはワクチン接種、これを十分にご理解をいただいて接種率が高まるよう、これからも広報等しっかり行って、また電話での相談等も受け付けておりますので、こういったものから町民の皆様にはワクチン接種を大に行っていただきたいと思っております。

皆様にも、この点について鋭意推奨をひとつよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

---

### ◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日3月17日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

---

### ◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時26分)

令和3年3月17日(水曜日)

(第4号)

## 令和3年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年3月17日(水) 午前10時開議

#### 第1 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 洩 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小林 靖能 君	総務課長	水 出 智 明 君
企画課長	関 和 夫 君	まちづくり 推進課長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町民課長	片 貝 将 美 君
税務課長	谷 直 樹 君	農林課長	飯 塚 順 一 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	一場 正貴 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局  
主 任 田 中 康 夫

議会事務局 佐 藤 功 樹  
議 補 佐

---

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、換気のためドアや窓を開けたままの状態では会議を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用も許可いたします。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

---

◇ 高 橋 弘 君



○議長（須崎幸一君） 最初に、4番、高橋弘議員。

4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） おはようございます。お世話になります。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきますと思います。今回は、2点についてお伺いをさせていただきます。

まず1点でございますけれども、新型コロナウイルスに対するワクチンの接種体制についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種が2月17日、国立病院機構などの医療従事者4万人への先行接種が始まり、期待が高まってきました。ワクチンは、感染症の発生を抑える仕組みであります。無症状の人もいますが、発症しなければ別の人に感染を広げにくくすると期待されています。ファイザーなどの臨床試験では、発症予防のほか、重症患者を抑える結果も出ています。ワクチンを接種するタイミングや生活環境、変異型など、ウイルスの種類によっても有効性は変わり得るようでございます。ただ、ワクチンを接種することで体内に免疫ができ、新規感染者を減らせるとする報告が上がっており、有用性が高いのは事実であります。アナフィラキシー等の副作用よりも、感染して重症化するリスクのほうがはるかに高いと思われまます。

政府では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種は、当初4月からの予定でありましたが、世界中でワクチンの争奪戦が行われている中、予定数量の確保が6月中にずれ込み、接種計画に影響するのは必至の情勢であります。

このような中で、当町ではワクチン接種に対する体制の構築にどのように取り組んでいくつもりかお伺いいたします。

高齢者向けの接種案内の接種券と予診票はいつ頃発送を予定していますか。また、集団接種と個別接種等がありますが、どのような方法で対応を行い、接種の優先順位をどのように決めるつもりですか。また、接種会場はどこでどのように行い、1日何人ぐらい接種を予定しているか、お伺いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

高病原性鳥インフルエンザの発生は、国内において3年ぶりに2020年11月、香川県の養鶏場で確認されました。2021年3月には、野鳥を含め18道県で58件陽性が確認されています。近県では、栃木県内の野生のハヤブサ1羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N8亜型の陽性反応が確認されました。群馬県は、2月25日、館林、板倉両市町で渡り鳥が

飛来する4か所を緊急調査しましたが、異常はなかったと発表があり、引き続き野鳥の監視を続けるとのことであります。

この鳥インフルエンザの感染経路は、渡り鳥と思われませんが、当町は条件的に渡り鳥が飛来するような湖沼が見当たりませんが、野鳥、ネズミ等からも感染が疑われています。当町として、現在どのような対策を行っておりますか。また、今後どのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

引き続き、自席で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルスに対するワクチンの接種体制についてでございますが、現時点での高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種の計画は、接種券の発送を4月中旬、予診票の発送を4月下旬と予定しております。接種の実施体制でございますが、集団接種とかかりつけ医による個別接種ができるよう、現在、町内の医療機関に協力を依頼し、調整を行っているところでございます。

基準日となる1月1日の65歳以上の高齢者は5,489人でございます。接種率70%で試算いたしますと、約3,800人となり、集団接種で約3,000人、個別接種で約800人の接種を想定しております。1日の集団接種では、約100人が接種できるよう考えております。

集団接種の予約につきましては、電話やインターネットで予約ができるシステムを構築中でございます。接種の優先順位ですが、国の通知に従い、第1に、ワクチン接種が既に始まっている医療従事者等、第2に、高齢者、その後、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60から64歳の方と続き、最後にその他の16歳以上の方とさせていただきます。

現時点では、ワクチン接種にご協力いただく医療機関への協力依頼を行っておりますが、国からワクチンの配布日など不確定要素がございますので、現在協議中でございます。新型コロナウイルスワクチン接種の準備が整いましたら、町民の皆様へ正確な情報をお知らせしてまいります。

2点目のご質問ですが、議員もご承知のとおり、昨年11月に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、その後、西日本を中心に発生が続き、関東では、12月に千葉県、1月には茨城県、埼玉県で確認をされており、3月1日時点での国内発生状況は、鶏をはじめとする

家禽では17件、51事例、野鳥では18道県、56事例が確認をされております。

町としての対策でございますが、町内の養鶏7事業者の方には、消毒液ロンテクトを配布しております。今後も状況に応じて消毒薬等の配布を行う予定でございます。

また、先ほど述べましたように、全国どこで発生してもおかしくない状況でございます。発生時における農場の消毒、家畜の殺処分等をはじめとする防疫は、国の対応と県の対応となりますが、町村間の協力が欠かせないことから、郡町村会では発生時の動員要請について、可能な範囲で対応することを確認しております。

各事業者の方々には、家畜伝染病予防法で定めている飼養衛生管理基準での、農場ごとに衛生管理責任者を設置すること、入退場車両の消毒をはじめとする日々の作業における注意事項のマニュアル作成など、飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、引き続きの防疫対策をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 丁寧に説明をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず最初に、この新型コロナの関係でありますけれども、政府のほうでは6月中に高齢者全員の方がワクチンの接種をするように手続をしているということでありまして、先行接種として、医療従事者の方がワクチンを接種したわけでありまして、町内の医療従事者が何人ぐらいいて、何人ぐらいの方が現在までに接種をしたか、お伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻郡内の医療従事者接種は、3月15日から行っておるところでございます。また、町内の医療従事者数につきましては、正確な数字がありますかね。吾妻郡内の医療従事者が2,000人ということでございます。町内につきましては、ちょっと今、把握しておりません。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

まずは、その医療従事者の方が全員接種をしてからというようなことになるんだろうというふうに思っておりますけれども、なかなか接種をする側について、一般の人でありますけれども、この方については、先ほど集団接種と個別接種で対応していきたいんだというようなお話がありましたけれども、まだ国のほうからいつ頃ワクチンが来るというようなはつき

り確定したことが分からない中では、いつというようなことは申し上げられないとおっしゃったわけでありますけれども、おおよそで構いませんけれども、6月頃からするのか、7月頃にずれ込むのか、お伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一応、県の発表等によりますと、4月の第5週には我が町等にも1箱来るという予定でございます。1箱というのは約490人分でございますけれども、そういう予定でございまして、その後の話はちょっとまだ来ておりません。ですから、はっきり4月5週以降、できれば、続けて接種していただくようにしてもらいたいと思います。いずれにしろ第5週に接種した人は3週間後ぐらいには第2回目を打たなきゃならないということになりますので、その後のスケジュールを緻密にしっかりと立てて、実施をしていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

あと、接種会場なんですけれども、具体的に集団接種をする場合については何か所ぐらいを予定していますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各地区1か所というふうなことで考えておりますけれども、原町、太田地区は近いので、1か所というところで考えておるところでございます。これにつきましては、まだ医療機関との協議もございますので、はっきりした確定ではございません。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

なるべく多くの会場で接種者の負担にならないように対応していただきたいと思っておりますけれども、接種する場合については、医師であるとか看護師の方が行うということでありまして、医師とか看護師の確保、これについて、例えば4会場でする場合については相当の数が要になるんだろうと思っておりますけれども、これについて、医師であるとか看護師の確保というのは順調に進んでいるのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、接種会場には当然1人は医師は原則として必ずいなきゃならないということございまして、看護師も必要だということです。そこには保

健センターの我が町の職員も立ち会って手伝いをするということにはなろうかと思います。

医師につきましては、原町赤十字病院ですとか一般のお医者様と、今、協議中でございます。そのところのスケジュールは、今後練っていくところでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） あと、この接種については、恐らく今回はファイザー製のワクチンを接種するんだらうというふうに思っておりますけれども、政府によりますと、1回接種をしてからまた3週間後に第2回目の接種をしなければ、かなり効力が落ちるよというような報道がありましたけれども、先ほど1日100人ぐらいを予定しておるといような報告がありましたけれども、アナフィラキシーというんですかね、そういったものについて、15分から30分ぐらい、接種をしてから経過を見ないと発症するかどうか分からないというようなことがありますんで、また、相当かなり広い会場でないと、実際、本来無理かなというふうには思っておりますけれども、1回接種してから2回目の接種、要するに3週間後の接種でありますけれども、こういったものは可能であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今お話があった、注射を打ってから待機する場所等も当然用意していかなければならないと思います。そして、1回目を打ったら必ず3週間後には2回目を打つということにしなければならぬというふうには、もうそれは絶対の条件だというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） そうすれば、2回接種ということで対応を考えているということだと思いますけれども、あと、この接種については、先ほど、恐らく65歳の高齢者で実際に接種をするのは全体の70%ぐらいかなというふうなお話がありましたけれども、接種はあくまでも努力義務というふうなことでありますし、また、筋肉注射ということだと思いますので、報道によると、なかなか針を相当刺すということで、嫌う方がいると思いますけれども、一人でも多くこの接種ができるような構築というんですかね、体制づくりをして、接種する人に不安を与えないような対応をしていただきたいと思っておりますけれども、それについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回のコロナウイルスのワクチンの接種につきましては、本人の意思によって打っていただくということでございます。打つことによって効果があるわけござ

いまして、これにつきましては、やはり県、あるいは町等も、極力打っていただくようお願いをする広報、周知等も、しっかり行っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） あと、2月2日の全協のときに、この資料が保健福祉課のほうから提出されて預かっておりますけれども、この資料を見ますと、65歳以上の高齢者を対象に接種をしていくんだということでありまして、65歳以上でも年齢がいろいろ様々だと思っておりますけれども、65歳以上の、例えば70歳の方が最初するのか、80の方が最初するのか、またまた、やはり基礎疾患のある人を優先的に接種をすべきでないかなというふうに私は考えますけれども、また、高齢者施設等で働いている従事者、こういったものを先行接種をしたほうがいいのかというふうに思います。そういったことによって、クラスターのものが発生を抑えられるというふうに考えておりますけれども、その辺についてはお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢者向けとくくっておりますけれども、65歳以上の方は極力打っていただくと、自分の意思で打っていただくことを目指していきたいと思っております。当然65歳以上の方にも基礎疾患がある方もいらっしゃいますし、当然でございますけれども、そういう方を含めて、元気な方もいらっしゃいますけれども、全て65歳以上の方に打っていただきたいということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） この基礎疾患がある人をやはり最優先的にしていかないと、感染した場合、かなり重症化するリスクが高くなると思っておりますので、なるべくそういった方を対象に先行接種をしていただければありがたいなというふうには、これは個人的な意見でありますけれども、対応をしていただければありがたいと思っておりますので、ご検討をしていただきたいと思います。

そして、吾妻保健福祉事務所管内でも、かなり感染者が出ているというふうな報道がございました。昨日現在で92人、管内で感染者がいるよというようなことでありますけれども、この数字については、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻保健福祉事務所管内に90人以上ということで、非常に私自身とし

ても多いなというふうに思っております。今後は、これにとどめるように、極力感染防止を訴えて、各方面でしっかり対策を練って実行していただきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

きめ細かい対応をしていただきまして、なるべく感染者リスクを抑えるような形で対応をお願いしたいと思います。

それで、現在、この新型コロナに対する様々な予防対策を講じているわけではありますが、一日でも早く、また一人でも多く、このワクチン接種を行い、社会経済活動が再開できるようにご尽力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザ対策でありますけれども、3月3日に栃木県の栃木市のほうで、ノスリという鳥がいますけれども、この死骸から高病原性鳥インフルエンザウイルスのH5N8亜型が検出されております。また、3月13日には、栃木県の芳賀町の養鶏場から、県内初となる鳥インフルエンザウイルスが発生をしまして、3月15日でありますけれども、8万3,000羽が処分されたということでもありますけれども、感染経路が不明なようでもありますけれども、隣の県でありますので、危機管理を持っていただいて、感染対策に当たってもらいたいと思いますけれども、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 鳥インフルエンザでございますけれども、東吾妻町は養鶏の事業者、7事業者で11農場がございまして、総飼育している鶏につきましては180万8,600羽ということで、大変な数でございます。ここにこの鳥インフルエンザが入り込むということは、非常に大きな打撃でございますので、これは各事業者、しっかりその点は承知をして、しっかり対策を練っていただいて、町としても、情報なり、あるいは消毒液等を配布して、支援をしてみたいと思います。この東吾妻町の経済にも、このインフルエンザが入りますと大変な被害になるというふうに思っておりますので、事業者の皆さんと一緒に取り組んでみたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

この鳥インフルエンザでありますけれども、先ほど町長からも話がありましたけれども、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が令和2年4月3日に公布されました。全畜種の飼養衛生管理基準が改正されておりますけれども、その中で養鶏関係は、令和2年10月1日に

新しい基準が施行されていますので、養鶏業者の方はこれに基づき、飼養管理が義務づけられたということになっておりますけれども、さらなる養鶏衛生管理基準の遵守・徹底を図っていただいて、安全性の確保に努めているところでございます。町として畜産振興にご尽力を願いたいわけでありまして、その中で、電牧柵の関係でありますけれども、これについては、国内で26年ぶりにCSFが発生し、様々な対策が図られたわけでありまして、養豚場には防護柵をみんな設置をされたわけでありまして、この鶏舎については、電牧柵だとか防護柵の設置義務は多分ないんだと思います。野鳥あたりは、あまり飛来はしておりませんが、その飛来防止という意味では、恐らく今、養鶏の建物の中には立入りが厳しく制限されていますので、なかなか現場に見に行くことはできませんけれども、全養鶏場に防鳥網、こういったものを多分設置しているんだと思いますが、その辺については想定しておりますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、情報が入りまして、今の養鶏業者さんの鶏のいる建物というのは、シームレスというのでもう囲っておりますので、網の設置はもう要らないということだそうです。そういう構造になっているそうです。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 私も細かいことまではまだ調査できていなかったものですから、ちょっと分からなかったんですけども、養鶏の方にお伺いしたところ、養鶏のあれにもかなりイノシシ、こういったものが来ているというようなことでありますので、そのイノシシからも鳥インフルエンザウイルスが感染しないというような保証がありませんので、できるだけ電気柵を設置をしたらどうかというようなことを考えておりますし、また、養鶏業者の方についても、電気柵を設置したいんですけども、町に相談をしたところ、補助の対象にはなりませんよというようなことを伺ったんですけども、それについてはそうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 養鶏事業者さんは、その施設につきましては農地ではないと。補助対象は農地に対する電牧柵の設置ということでございますので、その対象とはならないということでございます。

確かに電牧柵を造って、その施設全体を防護するという事は非常に効果があるかというふうに思いますので、今後はそういうものに対しての支援等も検討してまいりたいと思います。



○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

農地ではないんですけれども、一応、農業者というような扱いの中で、ぜひ検討していただいて、設置をしていただくような方向で検討していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

鶏舎については農地じゃないかもしれませんが、その周りが農地であれば、農地に電牧柵を設置ができるというような解釈ができると思いますので、臨機応変に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、この農業振興について積極的に、町でも非常に重要な一つの業種でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。それについてはどうでしょうか、同じようなことなんですけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 畜産につきましては、東吾妻町におきましては農業生産高の7割くらいは占めている重要な産業だというふうに思っております。豚にしろ、鶏にしろ、大変な数が今飼育されているわけですので、こういうことに鑑みて、今までもこういった事業者さんが大変困っているようなとき、町としてできることは、消毒液の配布などは率先してやっているところでございまして、今後も東吾妻町の重要な産業、畜産というものにはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ぜひそういったことで、よろしくお願いをしたいと思います。

この野鳥対策というのは、野鳥の飛来防止というようなことが一番重要なんだろうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、感染させるだろうという野鳥の中でもいろいろ、タカであるとかフクロウであるとか、そういったものもこの管内でいますので、防鳥ネットについてもぜひ検討していただければありがたいなというふうに思っておりますし、また、多分今はネズミについてはあまり侵入はないんだと思いますけれども、昔はよく鶏舎にネズミの巣を作って、そこから病気の発生原因になったというような経過がありますので、ネズミ対策についてもしていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひ今後とも農業関係についての振興をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 回答はよろしいですか。

以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

---

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3番、井上日出来議員。

3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って町長へお尋ねしたいと思います。

質問の項目は1点、令和3年度の重点施策と諸課題についてであります。

令和3年度は、中澤町長が町長に就任されて3期12年目という節目の年であります。東吾妻町の首長として、町と町民に対し、この年どのようにその職責を全うしようとしておられるのか、そのお考えや意向を伺いたいと思います。

質問の要旨1点、町長ご自身が最優先と考える令和3年度の町の重点施策は何でしょうか。新型コロナ対策は、他の同僚議員の方がお尋ねしておりますので、コロナ対策以外のものをお尋ねしたいと思います。

第2点、この第1の質問に関わる事業としてどのようなものを考えていらっしゃるでしょうか。または、既に計画をされているでしょうか。

第3点、重点施策やその取組を一言で町民に伝えられるようなキャッチコピーなどの文言を準備されているでしょうか。

第4点、重点施策以外の町の諸課題で、令和3年度に町長が優先的に取り組もうとするものは何か。また、既に何か計画をされているでしょうか、お尋ねをいたします。

以降、自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度では、新型コロナ対策の追加予算といたしまして、町民1人に10万円を支給する定額給付金をはじめ、中小企業や商工業、農業、観光業の事業者支援、子育て世帯や医療従事者の支援金など、様々な事業を実施してまいりました。また、ワクチン接種に要する予算も計上させていただき、4月から予定しております接種に向けて準備を進めているところ

でございます。まさに新型コロナで始まり新型コロナ対策で終わる1年でございます、今後も引き続きコロナ対策に取り組んでまいります。

このような状況の中、令和3年度の一般会計当初予算総額80億1,000万円を計上し、ご議決をいただいたところでございます。

ご質問の1点目、最優先と考える令和3年度の重点施策、新型コロナ以外でございますが、まず1つ目といたしましては、人口減少対策でございます。具体的な事業といたしましては、ポストコロナ時代を見据えた新しい生活様式に対応するための施策として、都心で働く方々がリモートワークや通勤も可能である当町に移住していただくための定住促進事業でございます。また、医療費無料化の対象年齢を18歳まで引き上げることにより、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

東吾妻町は、草津温泉や四万温泉、伊香保温泉など豊富な観光資源に囲まれております。当町に定住することで、一年中、仕事とバケーションを楽しむことができるワーケーションのまち、また、「子育てするなら東吾妻町」をキャッチコピーとして、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

2つ目といたしましては、安心して暮らし続けることができるまちといたしまして、地域医療体制の維持及び充実でございます。公的病院でございます原町赤十字病院は、救急医療体制を備える総合病院である一方、感染症病床を有する災害拠点病院でもございます。町では、令和2年度より医師確保対策補助金として1,500万円を追加し、財政支援を行ってまいりました。令和3年度当初予算においても、同様に計上させていただきました。今後も新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な医療対応を担っていただき、地域住民が安心して暮らし続けるために、財政支援を継続してまいります。

3つ目といたしまして、デジタル化新時代に対応した体制整備でございます。国におきましては、デジタルトランスフォーメーションを前面に打ち出して、デジタル化の動きが加速しております。町でもGIGAスクールの導入により、児童生徒全員がタブレット端末を活用したICT教育が始まりました。また、役場の様々な業務におきまして、オンライン化やクラウド化、ネットワーク化などにより、業務の効率化やペーパーレス化を図っております。

3点目のご質問、町民に一言で伝えられるキャッチコピーでございますが、町の総合計画を掲げております将来像「住民が誇りをもって暮らすまち」を町全体のキャッチコピーとして、各種施策を進めてまいります。

4点目のご質問、重点施策以外の諸課題で、令和3年度に優先的に取り組もうとするものですが、今年度、旧役場庁舎の取壊しを行いました。この跡地利用につきましては、周辺地域を含めた一体的な整備として、現在、東洋大学にその業務を委託しております。令和3年度中には具体的な整備計画を策定いたしまして、町民の皆様にご覧いただき、また、有効に活用していただける施設整備を進めてまいりたいと考えております。

また、上信自動車道の整備事業が進展している状況を踏まえ、上信道の効果をより高度に活用するため、吾妻郡東部地域にとって重要な植栗・中之条インターに、バスタ新宿から草津温泉間、東京駅から四万温泉間等の高速バスが発着し、マイカーを駐車場に置いてバスが利用できるパーク・アンド・ライド方式の地域バスタ、仮称ではありますが、バスタ東吾妻を整備し、東部地域の利便性を大いに向上させるため、群馬県、中之条町、高山村と共に協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上日出来議員。

○3番（井上日出来君） 答弁ありがとうございます。

まず、町長にお伝えしたいことがあるんですが、定例会中ありました常任委員会の中で、他の委員の方が来年度の重点施策、目玉は何ですかというふうにお尋ねをしたシーンがありました。そのとき町長は、即座にこうですという返事がなくて、継続事業が幾つかありますというような話で、ちょっと答弁の内容が、我々が期待していたものとは違いまして、緊張感に欠けていたのではないかなと感じた次第であります。その点、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 発言の取り方だったと思いますが、当然、毎年度の予算につきましては、重点的な予算も多い、また、この町にとって最も重要なものというものは当然ございますので、そういうことで説明を、今後もしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 当初、次年度の重点施策と、また新規の事業について説明が不十分であったということで、他の議員の方から、こういったリストをちゃんと出してほしいというふうな話があったと思います。後日これが出てきたわけですが、ぜひこれは、毎年我々に提示をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ずっと出ているかと思えますけれども、これにつきまして、いろんな金額も具体的に入っておりますので、取扱いについてはしっかり慎重にさせていただければ、こういった資料は出せるかと思っております。そのような点から、今回ちょっと控えようという話が出たのでございまして、これについては、説明資料として私は当然必要なものでございますけれども、そういう経緯があったということでご承知おきを願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ご説明の点、重々分かりました。守秘義務というものが存在するというので、承知をしたいと思います。

来年以降、またそのような形で、ぜひともお互いに理解し合えるようなやり取りをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、町長に、来年度の重点施策、私が思っていたよりも非常に多くの取組をされているということで感じた次第であります。決して手を抜いているわけではないということがはっきりとここに分かりますので、ぜひとも町長ご自身も、その辺をしっかりと踏まえて進んでいただきたいというふうに思います。

まず、追加質問としまして、定住促進事業に関してであります。

ポストコロナを見据えた、そのような取組をされていくということで、令和3年度、お試し住宅、その設置、それから、コーディネーター等の養成ということがあると思うんですけども、まず、当町において、この移住コーディネーターという人材がまだできていないかと思うんですけども、このコーディネーターについては、ぜひとも早期に研修等を実施して人材育成を図るべきというふうに考えます。ちなみに、県のこのコーディネーター、移住関連の研修会で講師を務めていらっしゃるのは、中之条町の移住コーディネーターの方が講師として務めていらっしゃいます。お尋ねしたところ、今、県のほうではコロナの関係がありまして、研修がなかなかできない状況にあるということでもあります。そのような中なんですけれども、中之条町と当町は隣同士ですから、例えば直接お声がけをして、マン・ツー・マンに近いような形で、この担当の課の職員の方、それから、実際に移住コーディネーター、もしくは移住サポーターとなる町民のサポーターの皆さん、研修を受けるような形をつくれないうことで、中之条町の移住コーディネーターの方は、もしお問合せがあれば前向きに検討したいというふうにおっしゃっていただきました。費用としては本当に1万円台でできる話であります。ぜひともこれ実現をしていただきたいと思うんですが、いかが

でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 移住コーディネーターにつきましては、町民のこれはという、コーディネーターに向いていると思われる方をお願いして、また、今お話ししたような研修、講習でさらに力を磨いていただくということにしていきたいと思います。中之条町にもそういった先生といますか、講師がいるということですので、そういう方にもお願いしていくように、今後、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひとも実現に向けて、早期の実現をしていただきたいというふうに思います。

さて、次なんですけれども、町長の答弁の中で、旧庁舎跡地の利活用について、東洋大学へ依頼をされたということがありました。この東洋大学へ依頼をするに当たって、事前に地域の周辺住民への意見聴取、アンケート等は実施されたか。もしくは東洋大学のほうが、今後、住民へヒアリング調査などをするのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、建設課関係で、事前に周辺町民の方にアンケートを実施しております。また、今後この跡地利用計画につきましては、包括連携協定を結んでいる東洋大学に業務を委託して、基本計画を策定する予定でございます。今後、新型コロナが終息した段階で町民懇談会やワークショップを実施をしまして、地域住民と協働して、この地域の計画策定をしていく予定でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 住民協働のまちづくりという非常に重要なキーワードを町長からいただきましたので、これはもうぜひとも地域住民の皆さんと十分に話をして、お互いによく理解されるように進めていただきたいと思う次第であります。どうぞこれはよろしく願いいたします。

さて、次の質問になりますけれども、上信道植栗インターの周辺整備についてであります。

町長の答弁の中でいただきましたバスタ東吾妻ですかね、バスタ東吾妻という話なんです。これはおおよそ何年頃完成というか、スタートするような予定でいらっしゃるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信自動車道の東吾妻町の分がおおよそ令和9年度という計画で、県は進めておりますので、その9年に間に合えばいいかと思えますけれども、ただ、これは町独自の予算、財政でできるものではありませんですし、中之条町、高山村と当3か町村で協議して進めていくものでありますので、その点は今後協議していく中でしっかり計画を立てて、なるべく早めに、9年度という一つの大きな目標がございますけれども、それに間に合わせるような形でできればいいなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 令和9年度でよろしいですね。令和9年度ですね。分かりました。それでは、まず令和3年度一般会計予算の、これは議決されましたけれども、この中に地域公共交通マスタープランの策定、2款1項10目というのがあります。予算が770万円であります。このプランをつくる際に、この令和9年度のバスタ東吾妻ができることを見越してこのプランを作成されるのか、これは別というふうに考えるのか、どういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バスタ東吾妻につきましては、路線バス運行対策事業、地域公共交通計画策定とは別な形で進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 分かりました。

これ、マスタープランの策定に770万円という非常に大きな予算をかけられます。令和9年にはバスタ東吾妻という新しいまた交通システムの拠点になるところが完成予定である、これはあくまでも予定でありますけれども。この辺を踏まえて、この公共交通マスタープランの策定に当たっては、令和9年度のバスタ東吾妻の計画と整合性が将来的にちゃんと持てるような、そのような計画をしていただきたいと思いますというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。当然、高速バス、公共交通の一つでございます。当然関連が出てきますので、ご意見のとおり、関連性を出していきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思えます。

再開を11時10分といたします。

（午前10時57分）

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

---

○議長（須崎幸一君） 3 番、井上議員。

○3 番（井上日出来君） それでは、質問を再開させていただきます。

今回、令和 3 年度の一般会計予算の中に、「食」によるまちおこし事業ということがございました。2 款 1 項 9 目です。マイロックタウン東吾妻事業であります。ここに約 900 万円ほどの予算が上がっているわけですが、ブランディング、そしてデビルズタンバーガー、岩カード等というふうに記載されておりますけれども、お尋ねしたところ、同じ代理店が継続事業として 5 年目、もしくは 6 年目の事業だというふうに聞いております。どのようなことを実際やられておるのかというふうに見た場合、すぐに調査ができるものとしては、SNS とか動画配信のアクセス等なんですけれども、これまでもう何千万円という予算を使ってこれらだと思いますが、動画配信のアクセス数、これほとんど伸びておりません。また、SNS なども、そんなに見られているような感じではないんですね。とても大金を費やしたプロジェクトとは感じられないわけですが、令和 3 年度一般会計予算には議決、総論ということで、私も賛成をさせていただきました。しかしながら、この部分については抜本的な改革が必要というふうに考えておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） マイロックタウン東吾妻でございますが、人口減少対策として平成 27 年度から総合戦略を策定いたしまして、基本目標として、「東吾妻を知ってもらう」を掲げております。平成 29 年度よりおらがまちづくりプロジェクト委員会を組織をして、町のブランディング化に着手し、マイロックタウン東吾妻事業を展開しております。

取組の成果がなかなか見えていないというふうなご意見でございますけれども、しかし、東吾妻の話題というのものも、De l i - J なり、ポータルサイト、あるいはいろいろ様々な面で発信をしております。成果が見えにくいというふうなことでございますけれども、こう



いうものは地道に取り組んでいくことが必要かというふうに思っております。あまりに焦っているいろいろと継続してきたものをやめてしまう、あるいは新しいものにしてしまうということもいかなものかと思しますので、これからも、しっかり地道に継続していくことが重要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 地道に継続してやっていくというのは大変重要なことであります。十分承知をしております。

ただ、やはり私自身考えることとしまして、この当町の一番の課題というのが何かということなんです。様々な事業をやっている、様々な施設も造ってやっている、しかしながら、その運営だったり事業が、あまり芳しく進んでいない、それがほとんどだと思います。この原因は何かということでもあります。ここで私が考えることは、やはり人材が足りていないということでもあります。どういう人材かといいますと、プロジェクトリーダーとなり得るような人材が不足している。なので、事業がなかなかうまく回していけないということになるわけです。

このまちおこし事業で900万円、毎年1,000万円近いような予算がついていると思うんですけども、こういった予算を町内の人材育成のほうに充てられないものか、もしくはそのような予算をつけられないものかというふうに考えるわけです。様々な事業があつて、様々な施設、町有施設もありますし、民間の施設もありますけれども、そこで全て共通することは、やはりプロジェクトをちゃんと仕切って進めていくリーダーの存在であります。こういう人材をこの町の中でたくさん育てていくということが、非常に重要だと考えるわけでありましてけれども、まずはこの役場の中の職員、そしてまた、町民の中からも率先してそういうことを勉強したい、研修会へ参加したいというような方がいらっしゃった場合、町が率先してそういうものを補助を出す。そして勉強して、それぞれのスキルアップしていただく。また、そういった方々に、この町政の運営、様々な事業に関してご意見をいただいたり、あるいは場合によっては手伝っていただいたり。町の中でそういった人材育成をして回していくということが非常に重要だと考えるわけでありまして。そのような提案をしたいと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人材が足りていないから人づくりしましょうということでございます。

おらがまちづくりプロジェクト委員会につきましても、結構若手の各界の委員が出ており

まして、こういう方の中にも、やはり井上議員が言うプロジェクトリーダーとなり得るような人材もいるかというふうに思っております。委員会の中でお互いに意見交換をしながら、そして理解をいただいて、将来、東吾妻町のまちづくりに力を注いでいただくような方もいらっしゃると思います。

井上議員がおっしゃったようなリーダーづくりにつきまして、職員の中にもリーダーとなり得る者もおりますので、研修等実施をいたしまして、人づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） その人材育成に関していいますと、本当にやる気のある方というのは、高校生からでも、また高齢者の方でも、本当に何か学んで、さらに自分をもっと生かしたいというふうに考えられる方、たくさんいらっしゃるわけですね。それがやはり町の活性化にもつながっていくというふうに思うわけです。

もし、これは義務教育の中になってしまいますけれども、それこそ小学生、中学生からでも、通常の勉強以外にそういった社会の中におけるリーダーシップを学んでいくような、そういったやる気のあるお子さんたち、いらっしゃれば、そういった子供からも研修に参加したりとかいうふうにはできるのではないかと。人を育てるということは、まさに子供の頃から町の中でそういった人材を育てていくことが重要かと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。小さい小学校の頃、中学校の頃から、郷土のためにしっかりと力を尽くすような人材を育てていくということは必要なことだと思いますので、これも教育長さんと共に今後協議しまして、進めていく方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 町長の最初のご答弁の中で、重点施策の中にデジタル化への対応、デジタルトランスフォーメーションのことが語られておりました。議会のほうも端末がこれから議員のほうに配付をされまして、徐々にペーパーレス化が進んでいくというふうに思います。ただ、現状は、まだまだこの庁舎内のシステムも本当に様々なシステムがあって、統合するのが大変難しいというふうに伺っております。しかしながら、議員が閲覧する資料等、これについてはできる限り早い時点でペーパーレス化をしていただいて、我々がそれに対応できるようにしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県もペーパーレス化等については積極的に取り組んでいるようでございますので、町としてもその方向で今後しっかりと、皆様と共に協議して進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、時間があまりなくなってきましたので、そろそろ終わりの質問にしたいというふうに思います。

この東吾妻町第2次総合計画がございますけれども、この中の98ページ、一番最後のページになります。裏表紙をめくっていただいたところです。ここになりますけれども、ここに、東吾妻町の合併協議のときにつくられましたまちづくりの理念というものが掲載されております。これを私、拝見したときに、実は私自身がこの町に移住をしてきたときに、この町に対して感じたままのことが、ここに書かれてありました。ずっとここに住んで、育って、ここでずっとお住まいになっている皆さん、そして、外から来た私のような人間も、同じような共通認識を持っているんだということを感じたのが、実はこの理念でありました。非常にいい内容ですので、これをぜひ、この当町の生誕の日であります3月27日、もしくは毎年度初頭に、この合併のときにつくられたこの町の理念、これを全職員の皆さんにぜひとも一度目を通していただきたい。これぜひ毎年やっていただいて、先人がつくられたこの理念をこれからずっと継承して、この町づくりに携わっていくんだということを実行していただきたいと思いますと思うわけです。町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） このページには、旧東村、旧吾妻町の皆さん、合併した新町の将来を形づくるために、希望に燃えてここにつづった言葉だということでございます、非常にいい言葉ですね。確かに議員がおっしゃるように、現在の職員がこの文章をあまり見ていないのかなというふうに思いますので、こういった文章、将来の町づくりに向けて非常に重要なものがございますので、目につくように、読んでいただくようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9番、重野能之議員。

9番、重野議員。

○9番（重野能之君） よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

質問の項目としまして、いわゆる行政のデジタル化とセキュリティーについて、また、コロナ禍による子供たち、保護者の心のケアについて、ということで質問をさせていただきます。

1つ目としまして、菅政権によって、地方を含めた全国統一様式の導入などの行政のデジタル化が進められていますが、この問題に対する町長の見解をお聞かせください。

2点目としまして、現政権の目指すいわゆるデジタル化と、また違った側面としての近年の情報通信技術の発達に伴い、町では、既に電子入札の導入など、デジタル化が図られていますが、一方で、全国的にサイバーテロ攻撃が問題ともなっております。例えば企業の機密情報を盗み出し、身代金を要求する暴露型ウイルスなど、新たな手口のサイバー攻撃などがあり、2020年1月から10月で、世界で約1,000を超える企業が被害に遭っております。報道では既に日本の大手ゲーム企業も、この暴露型ウイルスの被害を受けております。被害企業となっております。

このようないわゆる不正アクセスなどに関する当町の現状とセキュリティー対策について、町長のご認識、お考えをお聞かせください。

3つ目としまして、コロナ禍による学校、社会環境の変化による子供たちの心のケアが問題となっております。国立成育医療研究センターによる小中高生を対象としたある調査では、コロナ禍の生活を送る中で、中等度から重度の鬱症状と判定された子供が24%を占めたという調査結果も出ております。当町の現状や対策についてお聞かせください。

4つ目としまして、同じくコロナ禍により、児童虐待の増加が問題視されております。警察庁によりますと、2020年の虐待の疑いで児童相談所に通告した18歳未満の子供は10万6,960人で、前年比を8.9%上回る過去最多となっている状況です。また、検挙件数も2,131件で、同じく過去最多です。原因がコロナ禍によるものかは様々な分析も必要かとは思われますが、コロナ禍による当町の児童虐待の現状と対策について、町長の認識、お考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目の行政デジタル化についてでございますが、政府におきましては、昨年の12月25日、デジタルガバメント実行計画を閣議決定し、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定されました。この計画は、自治体に関連する施策などを効果的に実行するために、国が主導的に役割を果たして、自治体全体で足並みをそろえて取り組んでいく必要があるとしております。当町におきましては、国や県、他の自治体と連携しながらデジタル化を図り、業務の効率化や町民の皆様の利便性の向上など、よりよい行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目のサイバー攻撃の現状とセキュリティー対策についてでございますが、当町では、なりすましと思われる不審なメールが届くケースが複数確認されております。大半の不審メールはシステム上でブロックされておりますが、職員に対しましても、定期的に注意喚起を図って不正アクセスやサイバー攻撃にも対処するよう努めております。

セキュリティー対策といたしましては、ウイルス対策ソフトはもちろんですが、職員の業務用端末につきましては、インターネットと分離したネットワークで運用し、外部からの不正アクセスが容易にできないように対応しております。東吾妻町情報セキュリティポリシーを令和元年10月に改定し、職員への周知を徹底しております。さらに、昨年の11月には、群馬県警察より講師を招いて職員に対するサイバーセキュリティ講話を開催するなど、職員全体のセキュリティー意識の向上に努めております。

2点目の1点目、コロナ禍における子供たちの心のケアに関する質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の終息時期の見込みがまだ立たず、議員のご質問のとおり、保護者の皆様や子供たちは、少なからずストレスを抱えているものと捉えております。特に保護者の皆様は、自分の子供や家族を新型コロナウイルスからどのように守ったらよいのかが、常に頭から離れないものと思います。

教育部門では、学校の臨時休業という今までに経験したことのない事態となりましたが、先生方が各家庭と頻繁に連絡を取り合って、子供と学校の間をつなぎとめながら、子供や保護者のストレスの緩和を図っていただきました。

昨年6月1日から、教育・保育活動を再開いたしましたが、コロナによるストレスで不登校となったり、登校渋りとなる子供が一人もいなかったことに安堵いたしました。子供の健康と安全を最優先とすることにより、学校生活にも多くの制限が生じ、そういった部分でも

ストレスがあると思われませんが、保護者の皆様のご理解の下、先生と子供たちがみんなでストレスと向き合いながらも創意工夫を重ねる中で、新しい学校像や学校生活がつくられ始めております。子供たちや保護者の皆様のストレスをゼロにすることは難しいかもしれませんが、できる限りの支援を行いながら学びを保障することが、町の責務であると考えております。お互いがお互いを今まで以上に認め合い、誰かが新型コロナに罹患しても、いじめや誹謗中傷が決して起こらない学校づくり、地域づくりを進めてまいります。

2点目のコロナ禍での児童虐待に関する質問でございますが、当町では幸いにして、そういった事案は報告されておられません。保育所やこども園、小・中学校の先生方には、子供の小さな変化やけがなどを見落とさないようお願いをいたしておりますが、仮に虐待が予見されるような場合は、児童相談所等の関係機関と協力をしながら、迅速に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁ありがとうございました。

幾つか、関連として質問させていただきたいと思います。

1点目として、最初にまず質問させていただきました行政のデジタル化ということで、このデジタル化というのは、もう一言に言って、いろんな要素というか、一言で一つということではなく、非常にいろいろ多岐にわたっていると思うんですが、解釈だったり考え方ですね。またその制度であったり、菅政権が目指すものであったりと。そういう中で、広域吾妻の6町村でデジタル化というんですかね、行政のシステムであったり、そういった統一化を図るというようなことが進められているのかと思うんですが、そこら辺の状況、認識、町長として、今どのような把握をされているかお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これまで吾妻郡内6か町村につきましては、基幹系と情報系、それぞれのシステムをクラウドにする共同化を進めてまいりました。今後は、国のシステムの標準化を見据えまして、業務契約の協定の延長や再調達を進める予定でございます。今後も6か町村で共同して協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ここら辺は、国の進めるものの根底として、やはり行政の効率化と同時に、また予算的なものを削減をしていくという方針があるのだと思いますが、今後も町、また広域の事務局等で進められていくと思うんですが、しっかりとよろしくお願いをしたい

というふうに思います。

また、それに関連しまして、ある報道によりますと、アメリカのハーバード大学のまとめで、国のレベルなんですけど、日本のサイバー能力は世界第9位、監視能力は20位と、このような調査結果がまとめられたということが報道されておりました。まさにコロナ禍の中で、特に昨年はテレワークというものが非常に大きく取り上げられて、また、実際の民間の企業の中でも、新たな働き方として実施をされてきたところだというふうに思います。

昨年12月1日の上毛新聞によりますと、テレワークの機器の欠陥を悪用して、日本国内約607組織の民間企業、行政機関、大学がサイバー攻撃されたと。ID、パスワードが流出した、このような報道もありました。一方政府も、産学官連携で、サイバー防衛ということで、合同機関を立ち上げる方針であると、2022年度を目指して、そういった国全体のサイバー防衛というものを産学官連携で合同機関を立ち上げていくという方針だということで発表されてもおります。ここには日立やNECなど国内20の組織が終結するというものであります。

我が町にも当然、幾つかの大手をはじめとした民間企業、事業所があります。行政がどこまで手を差し伸べるとか、そこら辺はいろいろ問題、考え方があって思うんですが、先ほど町長から答弁の中にもありましたが、個人情報であったり、企業の情報を守ると、そういった町内の企業の情報であったり、地域住民の方々の情報、プライバシーを守ると、そういった観点からも、民間企業が攻撃を受けて大切な情報が流出することがないように、例えば警察、町、民間の連携、あるいは情報交換をする場所、また、町から民間企業への情報セキュリティ対策の支援、何でもどうしても予算的な話になってしまうんですが、そこら辺の民間のセキュリティ対策の支援や援助、補助など、今後非常に重要になってくる、安全な町づくりの中でポイントの一つになってくるのかなと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） サイバー攻撃に対しまして、これからはしっかりと、町なり、また、町内の企業さんにも取り組んでいただかなければならないということでございますので、これからの時代、やはりそういったサイバー攻撃等にもしっかりと対応できるまちづくりといえますか、そういうものも必要かと思っておりますので、これからも県とも、また各企業とも協力をしながら進めていけたらというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ありがとうございます。

ぜひご検討をしていただきたいというふうに、強く思います。

私ごとというか、貧乏議員のまだまだ半人前の議員なりに活動を今している中で、たまに前橋駅や高崎駅で1人でメガホンを持って街頭演説に、議員活動というか、勝手に1人でやっている、そういった活動をさせていただく中で、自分が児童虐待であったり、女性の暴力であったり、そういった問題を取り上げる機会が非常に多くて、かなり道行く人、主婦の方ですね、非常に関心を示していただいて、結構話しかけられたり、いろんな意見をもらう。そういった場面に非常に出くわしている中で、いろんなコロナによる子供の虐待の問題であったり、また、母親だったり、保護者の心のケアということに強く関心を持った次第であります。

そこで、3点、4点目として質問をさせていただきました。警察庁によりますと、最初の質問でさせていただきましたが、児童虐待というものが、警察に通報した件数が過去最多という数字になっているということでもあります。そして、その児童虐待の一つの大きな要因というか、その状況は、子供の目の前で暴力を振るってしまうということが非常に多くなっているということでもあります。子供に直接虐待を加えるということだけではなく、子供の前で、例えばこれは恐らく夫が妻に対して、女性に対して暴力を子供の前で振るってしまう、そういういわゆる虐待が非常に2020年増えたということでもあります。

そんな中、群馬県におきましても、上毛新聞の報道によりまして、2020年、群馬県警のまとめで、DV、あるいはストーカーの相談が急増したということで、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVですね、夫婦や内縁者の間の暴力の相談が前年比2.6%増の882件と、2年連続で増加。また、ストーカー被害の相談は30.5%増の278件だった。県警としては、新型コロナウイルス感染拡大で在宅時間が増え、家庭内暴力が深刻化、潜在化している可能性もあると見ているということでもあります。もちろん、この相談者の8割、9割は女性ということでもあります。非常に女性に対する、もちろん男性が子育てしていないということではないんです、そういう意味ではなく、懸命に子供を育てている力弱き女性に対する力強き者による暴力、暴言、こういったものは、やはり誰が考えても許されないことでもあります。

そういった中で、当町におきましても様々な女性、また保護者、こういった方々の心のケア、また、今も民生委員さんはじめ、あるいは保健センターの方を中心にいろんなサポート、支援体制を構築していただいているんですが、さらにより身近な保護者、また女性、そういった方々の心のケア、相談体制、支援体制というものをより身近にさらに構築していただ



きたい、いくべきではないかというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） コロナ禍の中で家庭の中もストレスが蓄積をして、DVなりが発生している、多くなっているということでございます。困ったことでございます。やはり隣近所の中でそういった状況が発生しないよう、民生委員さんの見守りといいますか、一種の近所の見守り、こういうものも行っていただいて、早めに察知をして大事に至らぬようにしていかなきゃならないというふうに思っております。

今後保健センターにおきましても、こういったものの指導ができるのかどうか、そういうものも探りながら、安全・安心な町づくりの一環だというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでいかなきゃならないと思っております。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁ありがとうございました。

最初の町長の答弁の中で、当町における子供の不登校という報告がなかった、あるいはいわゆるコロナ禍における児童虐待という報告も町内になかった、現状ないというような答弁がありました。これは、やはり本当に、言葉がちょっと難しいのですが、すばらしいというか、大変に感動しました。これはやはり町長も言われましたように、町執行部、そして教育委員会、教育長、また教育課長、学校課長、また、各学校の先生方、こういった人たちの本当に一つ一つの熱心な取組であったり、本当に小さなことも逃さないで、もう現場レベルでかなり大変な、先生も悩みながら、また保護者も悩みながら、また、行政をつかさどる方々も悩みながら、苦勞しながらされてきた行動の一つ一つの成果じゃないかというふうに思います。

ある当町出身の県会議員だった方が町の行事で挨拶されたときに、一つこういうことを言われたことを今思い出したんですが、いい町をつくる、その大切な一つの要素というのは、もう大きなものをどうのこうのということはないんだと。やはりその地域にある一つ一つの問題、一つ一つの課題をこつこつ解決して、そうやって住みよい町づくり、地域づくりをしていくしかないんだと。その成果によって、その町やその地域がよりよきものになっていくんだ。これは一見そのとおりなんですが、これを実践するということはなかなか難しいのかなというふうに思います。しかし、今回の2020年のコロナ禍における子供たちの、また保護者の今の町長が受けている報告というものが、一つそれは実践された成果じゃないかなというふうに思いました。

そこで、それらを踏まえて、最後にもう一点、この令和3年度というのは、先ほど井上議員も言われましたように、非常に大切な1年になってくるんだらうというふうに思います。まさにこの町にある一つ一つの大切な問題、一つ一つ解決をして、そして地道に積み重ねていく。それが結びついた暁には、かなり大きないい成果となって返ってくる。これが自分が勝手に思う中澤町政の一つの大きな、そして大切な、よその町にないことではないかなというふうに、自分としては誇りに思っております。

様々な町づくりの大賞も受賞している。いいプラス面、かなりあります。そういったことを踏まえ、改めて、コロナ厳しい状況の中で1年がまた始まりますが、令和3年度が始まりますが、町長の決意、1万3,000を超える町民の人たちのまさに運命は町長にかかっている、今の町の執行部にかかっている。厳しい条件かと思いますが、そこら辺を踏まえて、町長の決意、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ありがとうございます。

今コロナ禍の中で、町民の皆様、本当に厳しい中、生活をなさっているわけでございまして、町として本当にできる限りの支援を町民の皆様にしていかなければならないというふうに思っております。また、町民の皆様、この東吾妻町に住んでいたから、このコロナ禍が乗り越えられたんだというふうな実感を持つような、そういった町づくりをしてまいりたいと思っております。東吾妻町、光り輝くいい町だというふうになるように、これからはしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思っております。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時47分)

---

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 高橋徳樹君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、健康寿命の延伸についてでございます。

国では、2040年を展望し、誰もが長く活躍できる社会に向けて健康寿命の延伸に力を入れております。健康寿命とは、高血圧や糖尿病などの持病があっても他人の手を借りず、起床、食事、入浴、衣類の着替えなど、日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間のことです。2018年度の新聞記事によれば、群馬県の健康寿命は男性が71.59歳、全国で14位、女性が75.25歳、全国で4位ですが、健康寿命と平均寿命の間にはまだ約10年の差があり、改善するべき課題が多いと指摘されています。とりわけ高齢者の健康増進、疾病対策は大切であり、その視点から、以下、お伺いいたします。

当町における最新の65歳以上の高齢者数は、総人口に占める割合はどのくらいでしょうか。高齢者の定期健診、特定健診の受診率、疾病傾向はどのようなものでしょうか。

高齢者1人当たりの年間医療費額の動向は。

健康寿命延伸に係るこれまでの取組、成果、課題は何か、以下の点をお伺いします。

疾病予防、特に要支援リスクの高い運動器官症候群のロコモの対策はどうでしょうか。

フレイル対策、加齢とともに心身ともに衰弱した状態のことですが、そのときの対策は、フレイル対策です。

それから、重症化対策、介護予防、認知症予防、サポーター育成、ボランティア支援は。

次の質問については、保健事業と介護予防の一体的な施策が展開されていると承知しておりますが、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会関係団体、病院などの連携、推進体制はどうでしょうか。また、小字による各地区、職域での実践リーダーの育成はどうでしょうか。

次に、健康無関心層への健康意識の醸成、気づきから重要性の認識、自主行動へつながるような啓蒙活動が必要と考えますが、いかがでしょうか。

いま現在、群馬県全体では、2016年から生活習慣病の注意を促すためのぐんま元気（GENKI）5か条を推進しております。最近では、元気に働こう、歩こうプロジェクトを進

めており、当町でも高齢者が運動不足を楽しく解消できるようなウォーキングコースを数十か所程度整備してはいかがでしょうか。

最後に、最近、各自治体では、高齢者からの医療、介護データ収集、解析等のために民間研究所、企業との連携を図り、健康寿命延伸を進めようとする動きも見られます。当町でもアフターコロナを見据えて高齢者対策の一環として、健康機器とITを結んだデジタルヘルス分野の調査研究を始めてはいかがでしょうか。

以下、自席にてお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えいたします。

1点目の当町における最新の65歳以上の高齢者数、総人口に占める割合でございますが、当町における2月末現在の高齢者数は5,490人で、高齢化率は41.54%となっております。

2点目の高齢者の健診の受診率、疾病傾向でございますが、高齢者の健康診査受診率は、令和元年度実績で21.3%で、疾病別で見ると高血圧を含む循環器疾患となっております。

3点目の高齢者1人当たりの年間医療費額の動向でございますが、高齢者人口と比例して医療費額も増加するものと思われま。

4点目の健康寿命に係るこれまでの取組、成果、課題でございますが、健康寿命延伸に係る取組は、以前から骨検診を実施し、骨粗鬆症の早期発見、早期治療につなげております。平成25年度から運動講習会を実施し、延べ250人の町民に参加をしていただいております。

フレイル対策として、サロンや健康相談を実施しております。令和元年度より糖尿病重症化予防プログラムを実施し、重症化対策にも取り組んでおります。

認知症サポーター養成研修、これまで原町赤十字病院の職員、太田・坂上小学校の児童、民生委員・児童委員、警察署員、協議体へのご協力をいただいているボランティアの方などに行い、延べ約900の方が研修を受けております。今後も、認知症サポーター養成研修を継続して行ってまいります。

課題といたしましては、国保と後期高齢の保健事業の接続及びフレイル事業に着目した疾病予防の必要性などと思われま。

5点目の保健事業と介護予防の一体的な実施でございますが、令和2年4月に、国から保健事業についての指針が示されました。当町では令和3年4月から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を開始する予定でございます。

6点目の健康無関心層への健康意識の醸成、重要性の認識、自主行動へつながるような啓発活動でございますが、これまでも広報や健診時の通知に健康意識向上のチラシを同封したり、町のスポーツフェスティバルで血圧・血管年齢、足趾測定など、啓発を行ってまいりました。今後も継続して啓発を行ってまいります。

7点目の高齢者からのデータ収集解析でございますが、国保情報データベースの分析、高齢者の疾病を分析し、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチを実施し、関係機関と連携しながら事業を推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

この通告書を書く前に、保健センターの保健師さんともちよっといろいろ話を聞いて、様々な試みをしているということをお伺いしました。

今、人生100年時代というふうに私も捉えていたんですけども、この四、五日前のテレビ放映を見ましたら、今は医療テクノロジーの推進化によりまして、今、人生120年時代というような現実味を帯びてきているということでございます。その中で、平均寿命ということではなくて、やはり100歳まで健康に、いつまでも自分の足で歩いて寝たきりにならない、健康寿命という概念が、今非常に大切に、重要視されてきております。

そんな中で、どこの自治体についても、今、後期高齢者が、75歳以上の方の医療費が高齢者に対しまして今9倍かかりますと。それから介護費用が5倍かかるという中で、特に全国的に健康寿命の延伸について取り組んでいるというふうに言われていますけれども、なかなか効果が見られないと、具体的な成果がなかなか上がりにくいということのようです。それについては、なぜかという、やはりここにもちよっと取り上げたんですけども、まず健康の無関心層がおられると。そういう方について、いかに気づきから行動のステージに上げていくかということのようですけれども、町長、今回のこの受診率もそうなんですけれども、まだまだ吾妻のこの対応といいますか、無関心層といいますか、これについてのこの町での感想というか、その状況としてはどういうふうに捉えていますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢者の健診の受診率、令和元年度で21.3%ということでありまして、実際の数字として、果たしてこれで済んでいるのかなという気がいたします。これが実際そうであるなら、健康度は結構いいのかなという気がしますが、あえてその人が受診を控

えているというふうなことがあると非常に困るわけでございまして、今後も積極的に健診をしていただいて、そして悪いところは治していただくということで健康寿命を延ばしていただくと、延伸をしていくということが必要かと思っております。自分の健康のことは自分でしっかり認識して、受診をしてもらうということでお願いをしたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 健康寿命で一番、なぜこのような質問をしたかといいますと、最近、私の友人でちょっとマラソン選手で、大学でもマラソンをしたような方が、片足でちょっと立てなくなったとか、あるいはいろんなことを聞いて、私自身もこの生活習慣、いわゆる病気になるリスクについての様々な、睡眠ですとか栄養ですとか、アルコールですとか、様々な対応を自分自身で考えて振り返ってみますと、自分も高齢者の年になったということと、改めてそういう生活といいますかね、健康に逆の生活の態様を送ってきたなというような反省もあって、少し気づきといいますか。若干今、自分なりにささやかな運動ですけれども、竹踏みを始めたりとか、いろいろ運動を始めました。それは本当にまだ初日の口で、この健康の一番、今回いろんな切り口があるんですけれども、ひとつ、運動ということで、体を動かすということでの焦点を当てて、ちょっとお伺いします。

町長は今いろいろ健康に気をつけて、いろいろ散歩もされて、注意されて歩かれていますし、それから各地区では、テニスをやったり、あるいはいろんな様々な運動をしているケース、そういう方はあまり心配要らないんですけれども、そうじゃなくて、やはり何もしていないとか、運動していない方、その方にどういった気づきとか行動の重要性みたいなところを気づかせるかということなんですけれども、そのために、やはり一つは、まずその場の設定ということで、この町は、群馬県も取り上げているんですけれども、散歩のウォーキングコースみたいなものを設定していただいたらいいかなというふうに思います。このウォーキングコースにつきましては、たまたまこの前ちょっとテレビでも、東京のほうの公園のところの場面を見たんですけれども、歩くときに、やはり若干ゲーム感覚といいますか、そういったものを取り入れて散歩コースを造っておりました。一つに、それはクイズ形式みたいなものが張ってあって、それを開けると答えが出てくるというようなことでしたけれども、タレントさんがそれを見てやっていましたけれども。それだけではなくて、やはり今後、歩くコースごとにクイズを入れるときに、その回答についても、全部その場で開けて見えるんじゃないなくて、500メートルぐらい先のところにまた回答があるようなゲーム的な感覚を取り入れて、それもお年寄りも、あるいは子供さんも一緒に歩けるような、ちょっとゲーム的な、

東吾妻町の歴史的な、例えば岩櫃城の歴史とか、そういったものをクイズのところに入れて、楽しく歩けるような散歩コースというんですか、それをいろんな各地区に、実際に歩いている方の知恵をお借りして、そういったような散歩コースみたいなものも造られて、ぜひ家に閉じ籠もっていないで出ていけるような、そういったような場を造っていくようなことも大事ではないかなと思いますけれども、町長、その散歩コースについてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 散歩というか、ウォーキングというか、コースの話でございますが、私が町内で経験したウォーキングコースというのは、東地区の桔梗館の下の運動公園の周辺のコースですね。それから、東橋近くの運動公園のコースがあります。これはスタート地点から100メートルごとに距離が表示してありまして、ここまで900メートルとかっていうのがあります。また、芝生できれいに整備されていて、歩道としての舗装もしてあります。それから、道の駅あがつま峡の周辺のウォーキングコース、これも非常にきれいに整備が終了しました。ここでは、やはりコースを歩いて汗をかいたら温泉に入っていただくということがいいんじゃないかなと思いますね。東のコースも非常に河川沿いで、川の流れや岩を見られたり、景色もいいところですね。結構どこも皆さんが歩いております。特に人が多いのは、やはりスポーツ広場だと思いますね。犬を連れて一緒に歩いたり、夫婦で歩いたりというふうなところで、非常にいいコースだと思っております。

これ以外にも実際、それぞれの人が自分のコースというものをつくって一生懸命歩いたりしているんだと思いますけれども、ほかにもこういったウォーキングコース、景色も楽しめたり、また、高橋議員が言うような、クイズをしながら歩けたりというような設定ができるコースができれば、いいかと思います。こういうものはスポーツ協会とこれからも相談をして、設定できるならしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

町内に何か所か、数十か所か設定していただければと思いますし、それを、多分、日頃から歩いている人のみならず、それを皆さんに知ってもらうために、情報のために、それを地図といいますか、マップに落として、いろんなどころで紹介していただくようなこともしていただければなというふうに思います。

それから、これもどこの地区もいろいろやっていることだと思います。やはりこれもいろんなお年寄りのご本人の方とか、あるいはボランティアというか、サポートしている方につ

いての様々な活動に応じて、ポイント制と申しますか、ポイントをつけて、いろんなインセンティブというか、そういう試みをいろんな自治体でやっております。そのやはりいいところをかなり吸収して、まねして取り入れてやられてはなというふうに思います。

一つ、ちょっとこれ目について、いろんな例はあるんですけども、例えばお年寄りの方に少しでも動いてもらうために、健診に来たら何ポイントとか、あるいは道路愛護に出たら何ポイントとか、あるいはお孫さんとか子供さんを学校に送っていったら何ポイントとか、そういったことを試みているというところもあります。それから、ボランティアの方についても、実際にもういろんな方がやられていると思いますけれども、また、社会福祉協議会もやっているというふうに聞いてはおりますが、年度の初めにボランティアみたいな方を希望される方は登録していただいて、それから、何でも本当はいいんですけども、相談相手とか、あるいは買物のお手伝いとか、様々なサポートをするに当たっての、例えば時間で、この時間をサポートしてくれた方には何点とかいうことで、年度末について、年度末にそのポイントに応じて、地元の店で使える商品券とか、あるいは何かそういう、使える、何ていうか、そういうものを商品というか、何か券としてあげるとか、いろんな試みがやられていますので、ぜひ、当町に合った、すぐ取り入れられそうなポイント制度のインセンティブと申しますか、そういった制度もちょっと今後、お年寄り、65歳以上の方やそれをサポートする周りの人たちも、そういう人たちへの事業等もちょっと検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 交通安全協会の役員の方で、朝、登校する小学生について学校まで行って、また帰ってくるという人がいますね。これは交通安全協会の役員の役割のほかに、自身の健康も考えた上で、そういった一種のボランティアですか、そういうことをやっている方もいらっしゃると思います。そういうことをやったときにポイントを配布をして、それを多く集めると町の例えば温泉に入れるとか、そういうことですかね、そういうふうなポイント制度というものも一つの大きな健康への取組かなというふうに思いますので、今、高橋議員がおっしゃったようなことも、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それから、また広報とかPR、啓蒙ということで、私、今回また一番、今後、進めてほしいということの思いなんですけれども、8050問題とか、いろんなそういう問題は私も理



解といますか、いろいろ目にしたんですけれども、つい最近、東吾妻町の広報紙に載っていた8020でしたっけ、その運動については私もちょっと勉強不足であり知りませんでした。いろいろ見ると、その運動はかなりもう前からいろんなところでやっていて、やはり80歳になっても自分の歯が20本あって、ちょっと運動から離れますけれども、そういうこともあったんですけれども。要するに、そういった方の名前とかも紹介されて、非常にそれもいいことだなというふうに思ったんですけれども、もっとこう掘り下げて、何ていいですかね、次に、全部とは言わないけれども、何人かその中でも特に優秀な人みたいなものを写真とか何かでもいいですけれども、ちょっと刺激をいろんな人に与えてもらえるような形の方法といますか、そういう情報もしていただければなというふうに思いますし、それから、100歳の方についてもいろいろお祝というか、されているようですので、やはりいろんな形で、そこまで生存されている方については、いろいろDNAもあるでしょうけれども、何ていいですか、いろんな規則正しい生活とか、いろんなことが多分あるというふうに思いますので、その中の経験からまたいろいろ新たな知恵とか知識とかいうことも聞けるというふうに思いますので、そういった方も、今度は広報紙というか、町のほうにも何かちょっと取り上げていただければというふうに思います。

それと、東吾妻町につきましては、これから将来を支えていくための子供さんへのいろんな様々な支援だとか、そういったことは非常に行われているし、厚くされているのかなというふうに私も思っているんですけれども、それと比較すると、自分が65歳になったからというわけではないですけれども、やや高齢者に対するそういったいろんな、もう少し何ていいですか、支援といますか、目に見える、ある意味、何ていうんですかね、やる気を起こさせる、うちに無関心層の人も呼び起こせるようなことも何か必要なのかな。高齢者の方が数字上は5,500人ぐらいいるということでございますので、その中から、やはり1割でも2割でも、少しこう気づいて、自分で自立、進んで何かやろうと、運動しようとして、それを続けて継続してやろうと、そういう人を少しでも起こすということは、ちょっと大げさですけれども、ある面ではかなり本当にすごく重要なテーマといますか、非常に大きな、町にとっては非常に大切なことだと思いますけれども、改めて町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 8020とは、80歳のときに歯が20本あるかどうかということで、残していこうと、歯の健康をしっかりとしましようということでございまして、人間の歯は一番そろっているときで32本だということで、私はこの前、歯の検診を受けると言われて、歯

医者さんで数えてもらったら29本あったんで、80で20本あるかな、残していこうというふうに思いました。しっかり、ですから歯磨きを毎食して、寝る前にもして、手入れをしているところでございます。

8020ではないですが、健康への標語づくりというものも、一つうまいタイムリーなものが、ヒットするようなものができればいいなと思っております。これについては、保健センターの職員とも相談して、いいものがあれば、それを打ち出して、広報等を出して、町民の皆さんの健康のために使っていこうというふうに思っております。

それで、あと、東吾妻町で現在100歳以上の方が22人になっていると思います。今まで100歳の慶祝で行っておりますが、なかなか20人を超えなかったんですけども、20人を超えました。やはりそれだけ長寿の方が増えているなというふうに思います。傾向として、22人のうち、男性はたしか1人か2人しかいないんですよ。やはり女性のほうが元気で、それでお祝いに行くと話を聞くと、やはり私は好き嫌いが無い、何でも食べる、こういう人が多いですね。やはり食生活をしっかりしていく、これが一番基本じゃないかなというふうに思っております。高齢者の方、これからも元気で生き生きとこの町で暮らしていけるようにしていかなければならないというふうに思っております。

子育て支援もしっかりしました。高齢者の皆さんにも、お年寄りにもこれから長生きしていただくような施策も、これから考えていきたいというふうに思っております。何しろこの町をこれまでしっかり支えてきてくれた皆さんでございますので、大事にして、いろんな知恵をいただいて、また将来に生かしていければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それで、今おっしゃっていた100歳、この健康寿命を延伸するために、一つ続けて継続していくことが大事ということで、一つ、何ていいますかね、キャンペーンといいますか、例えば健康増進、すみません、100歳まで楽しく歩くプロジェクトとか、あるいは健康、非常に認知症になりにくい町、東吾妻町とか、いろんな具体的に、ちょっといろいろ入りやすいようなプロジェクトを上げて、そこでずっと何ていうか、ちょっと長いスパンでいろいろ活動といいますか、運動、プロジェクトを継続していくことが大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひいろいろ情報とかのところで、そういった視点でお年寄りをちょっとこう、元気なお年寄りをクローズアップしてほしいなというふうに思います。

I Tの機器の利用につきましては、いろいろほかの自治体でも今始まっているというふう聞いています。隣町の中之条でも、そういったところでちょっと機器を何か試験的にお貸ししてデータを取るというようなこともあるようですので、多分そういった動きがこれからますます動きが盛んになってくるというふうに思いますので、最後のところに、この調査研究というところに入れさせていただきました。

今、本当にこういった機器もどんどん進んでいて、今、若い方もいろいろスマートウォッチとかなんかいろいろ対応してやっているというようなこともあって、そういったことも、それはかなりのいろんなデータが取れるということでございますので、今後、お年寄りといえますか、年配の方にも分かりやすいような形で、使えるような形で活用していただければというふうに思いますし、それから、この前、ヤクルトとの提携が載っていましたがけれども、見守るということと同時に、やはりもう一つ、体を動かすといえますか、運動に出てくるような取組みたいなものも試みていただきたいというふうに思っております。

東吾妻町の保健師さんといろいろ話をお伺いしましたら、様々なことをいろいろやられているということはお聞きしていますし、そうだと思います。ただ、ちょっと職員の方がおっしゃったのは、やはりいろんな研修ですとか、あるいはいろんなサロンだとか、そういった催しについては、比較的参加者がちょっと固定化しちゃっているということなんで、そのところはちょっと今後の、さらに、今、町長がおっしゃったようなことをいろいろ取り組んでいただいて、新しい人を増やしていければなというふうに思います。

最後に、文字で書くとちょっとよく分からない、健康的なこういう難しい言葉があるんですけども、この分野でパソコン等でいろいろ調べたり本を読んだりしていましたがけれども、その中で一つちょっと分かりやすい表現がございまして、多分これはもう皆さん、私もちょっと昔聞いたことがあるんですけども、千葉大学の先生で多湖輝さんという方が言っていることがいろんなところで出てきます。心理学者で、もう既に亡くなっていますけれども、その方が、いつまでも元気で、脳の活性化のためには何が必要かということで、まずは教養と教育が必要だというふうにおっしゃっています。これはどういうことかなというふうに私もちょっと改めて思うと、今日用事があることと今日行くところがあることが大事なんだと、お年寄りにとってですね、これは言えていることだなというふうに思いました。

最近、この2つに、人生、健康寿命を保つため、脳を活性化するために教養と教育のほかに、これからは貯金も必要だということだそうです。それはどういうことかという、お金じゃなくて、筋肉をたくわえるといえますか、筋肉をためていくことが健康寿命を保つた

めのことを表現してありました。非常にこれも分かりやすいなというか、本当にどんどん足腰が、筋肉が運動していないと弱って行って、本当にこれ要支援とか要介護になる要素が物すごくあるものですから、そこら辺のところの試みをいろんな施策の中に取り入れていければな、いってほしいなという思いがありますので、ぜひ、非常に分かりやすい言葉ですので、町長、その辺はまたよろしくお願ひしたいんですけども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今日の高橋議員のご質問で、町民の皆さんの健康と、そして各年代ごとにしっかりした体力を持っていくということが必要かと思っておりますので、健康増進、健康寿命の延伸について、これからも町民の皆様に、町からいろんなものを、アイデアを持って、元気に暮らしていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

---

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

---

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和3年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました本定例会におきましては、人事案件1件、条例関係といたしまして、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど15件、予算関係では、令和3年度一般会計予算など15件、その他9件、合わせて40件を提案させていただき、全てを原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もございましたが、これらの状況を真摯に受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

なお、本会期で成立をいたしました令和3年度一般会計当初予算等の執行につきましては、引き続き、経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染への終息にはまだまだ時間がかかりそうです。ワクチン接種においては、県内の配布計画も示され、4月からは具体的に動いてくるものと思います。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の日々を迎えることと思いますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年第1回定例会は、3月4日から本日まで14日間にわたり開催され、人事案件1件、条例関係15件、令和3年度当初予算8件、令和2年度補正予算7件、その他9件の執行部提案に加え、委員会提出議案2件等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思えます。事務執行に当たり、それらが十分生かされるものと期待をいたしております。

結びに、本定例会につきましても、新型コロナが終息に至らぬままの開催となり、皆様にもマスク着用などをお願いいたしましたが、何事もなく閉会できましたことを感謝申し上げます。

今後につきましても、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和3年第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 1時39分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 茂 木 健 司

署 名 議 員 高 橋 徳 樹

署 名 議 員 里 見 武 男